

令和 7 年度

鳥取市包括外部監査 結果報告書

「補助金等交付に関する財務事務の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 前田 剛

目次

第1章 監査の概要	1
第1 監査の種類	1
第2 選定した特定の事件名	1
第3 監査の対象とした理由	1
第4 監査の対象期間	1
第5 監査の視点	1
第6 監査の方法	2
第7 監査の日程等	2
第8 包括外部監査の実施者	3
第9 利害関係	3
第10 その他	3
第2章 監査の対象	4
第1 概要	4
第2 監査対象の決定方法	5
第3 監査対象部署	5
第3章 監査の結果	6
第1 概要	6
(1) 指摘事項及び意見について	6
(2) 指摘事項及び意見の件数	6
第2 指摘事項及び意見の内容	6
(1) 総論	6
(2) 各論	14

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件名

補助金等交付に関する財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

「地方自治法」第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。その一方で、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第1条において、「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」ことを要請している。

鳥取市（以下「本市」という。）の公式ウェブサイトにおいて公表されている最新の令和6年度補助金等交付実績一覧（一般会計）によると、実績額5,379,635千円（342メニュー。繰越明許費を含む。）が交付され、その内容は経済及び観光並びに福祉など多岐にわたっており、本市が進める政策目標を達成するためには、補助金等を効果的、効率的に交付していくことが重要であると考えられる。

本市においては、令和5年9月に「第3次鳥取市補助金等適正化方針（以下「適正化方針」という。）」を策定し、この適正化方針には、「特に市が単独の施策として実施する補助金については、本市の実情に応じた効果的な施策であることや、全ての市民へ公正に執行されていることの説明責任を果たさなければなりません。」と記されている。

以上に加え、補助金の財源の多くが税金により賄われていること、少子高齢化、人口減少、DX、地域共生など複雑かつ高度化する地域課題への対応などを考え併せると、補助金等に関する事務の合規性、経済性、有効性、公益上の必要性等の検証を行うことで、本市が策定した適正化方針に沿った補助金等の交付事務が実施されているか確認する必要性が高いと思われることから、本テーマを選定した。

第4 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の視点

地方公共団体の包括外部監査は、独立した立場の包括外部監査人が主として財務に

に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを目的としたものである。ついては、法令、条例、規則等への合規性のほか、交付要綱並びに「適正化方針」に則して、経済性、効率性、公益上の必要性の検証、更には補助団体への指導監督が適正に実施されているか、補助事業の効果測定及びその結果がフィードバックされているかといった視点で監査を実施した。

第6 監査の方法

補助金等交付に関する財務事務の執行に関し、次の方法により監査を実施した。

- 1 補助金等交付事務を所管する部署に「令和6年度補助金等交付実績一覧表」及び「個別調査票」の作成及び提出を依頼
- 2 1の「令和6年度補助金等交付実績一覧表」及び「個別調査票」に基づき、事務を所管する部署に対してヒアリングを実施（補助件数の多い部署を対象）
- 3 2のヒアリング実施後、監査対象事業の関連資料の提出を依頼。閲覧の上、分析及び照合を行い、事務を所管する部署に対し質疑応答（書面又は口頭）を実施

第7 監査の日程等

内容	実施日
監査テーマ選定に係る予備調査 (行財政改革課、資産活用推進課、経済・雇用戦略課、企業立地・支援課、収納推進課、検査契約課、農村整備課、林務水産課、農政企画課)	令和7年 5月29日
監査テーマの決定及び通知 (鳥取市監査委員)	令和7年 6月23日
監査対象部署への監査対象事業の概要ヒアリング (文化交流課、企業立地・支援課、行財政改革課、観光・ジオパーク推進課)	令和7年 8月7日
監査対象部署への監査対象事業の概要ヒアリング (経済・雇用戦略課、農政企画課)	令和7年 8月19日
関係資料の閲覧、所管課への質疑応答の開始	令和7年 8月22日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (農政企画課、行財政改革課、政策企画課、交通政策課、文化交流課)	令和7年 11月18日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (農政企画課、企業立地・支援課)	令和7年 11月20日
監査結果報告書 原案提示	令和7年

	12月11日
監査結果報告書 原案に係る意見交換及び調整	令和7年 12月24日
監査結果報告書 提出	令和8年 1月13日

第8 包括外部監査の実施者

外部監査人 税理士 前田剛
 外部監査人補助者 税理士 西川退助
 税理士 濱本修一

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第10 その他

- (1) 24ページ以降において各補助金の名称等を記載した表については、次のとおり記載することとした。

No 00-00-0

補助金等名称	・補助金名（※1）
所管	・補助金等の所管課
○○予算（※2） (一般・特定)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算は、該当がない場合は記載していない。 ・繰越明許費（令和5年度からの繰越し金）は、該当がある場合にのみ記載した。 ・補正予算は、該当がある場合にのみ記載した。 ・最終予算は、当初予算及び補正予算の合計を記載した。 ・一般財源か特定財源かの区分を表示した。
決算（※2）	令和6年度に執行された額を記載した。
補助等団体数（実績）件数	・特記事項なし
根拠となる法令等及び交付要綱等	・特記事項なし

※1 公表されている事業の名称等と一致しない場合がある。

※2 「表中の金額については、千円単位（単位未満切り捨て）で表示している。

- (2) 報告書中の金額の表示は、特に記載のない限り、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

第2章 監査の対象

第1 概要

- (1) 補助金等の定義（「適正化方針」より）

- ア 補助金とは、特定の事業等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めずに支出するもの。
- イ 負担金とは、法令又は契約等によって本市が負担することとなり支出するもの。
- ウ 交付金とは、法令、条例、規則等により、団体、組合等に対して本市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。

- (2) 関係法令等

- ア 地方自治法

地方自治法第232条の2（寄附又は補助）において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

また、地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と規定されており、補助金等の交付に際してはこの条文に準拠することとなる。

- イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）

補助金等適正化法第1条（この法律の目的）において、「この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。」と規定されている。補助金等適正化法第2条に「国が国以外の者に対して交付する次に掲げるもの」と規定されていることから、この法律は国に適用される法律ではあるが、「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」という目的においては、地方公共団体もこの法律に則した交付事務を行うべきと考える。

- ウ 鳥取市補助金等交付規則

鳥取市補助金等交付規則第1条において、「法令、条例及び他の規則に別段の定めがあるもののほか、地方自治法第232条の2の規定による補助金等並びに鳥取

市社会福祉法人の助成に関する条例の規定による助成及び鳥取市文化財保護条例第14条の規定による補助金について、交付の申請、決定、使用等に関し、必要な事項を定め、補助金等に係る予算執行の適正を図ることを目的とする。」と規定されており、補助金等の交付事務において基本の指針となる。

エ 補助金等交付要綱

補助金等の交付に関する基本的な手続きや基準を定めた行政内部のルールであり、国の機関や地方公共団体が補助金を適正に交付するための指針で、補助金等の交付に関する透明性や公平性を確保するために法令に基づくものではないが、遵守する必要がある。

第2 監査対象の決定方法

補助金等の所管課に対し令和6年度の一般会計の歳出予算に計上している「負担金、補助及び交付金」、368件、当初予算総額6,339,126千円について、補助金名ごとに金額、交付先団体件数、根拠法令等について照会した。照会した回答に基づき、当初予算及び補正予算の補助金等の合計金額が100万円以上、かつ本市の補助金等の負担割合が50%以上の補助金等について抽出（同一補助事業内に複数の補助金がある場合は100万円未満の補助金も含まれる。）し、監査件数226件、令和6年度一般会計決算額3,832,059千円（繰越明許費を含む。）を監査対象とした。

第3 監査対象部署

総務部：行財政改革課（補助金の整理・合理化の担当課）、職員課

人権政策局：人権推進課

危機管理部：危機管理課

企画推進部：政策企画課、文化交流課

市民生活部：地域振興課、協働推進課

環境局：生活環境課

福祉部：地域福祉課、長寿社会課、障がい福祉課、生活福祉課

こども家庭局：幼児保育課

鳥取市保健所：保健総務課、保健医療課、生活安全課

経済観光部：経済・雇用戦略課、企業立地・支援課、観光・ジオパーク推進課

農林水産部：農政企画課、林務水産課、農村整備課

都市整備部：交通政策課、まちなか未来創造課、河川公園課、道路課、建築指導課、建築住宅課

下水道部：下水道経営課

教育委員会：学校教育課、総合教育センター、学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課、文化財課

市議会：市議会事務局

総合支所：国府町総合支所地域振興課、福部町総合支所地域振興課、河原町総合支所産業建設課、用瀬町総合支所地域振興課、用瀬町総合支所産業建設課、佐治町総合支所地域振興課、気高町総合支所地域振興課、鹿野町総合支所地域振興課、青谷町総合支所地域振興課

第3章 監査の結果

第1 概要

(1) 指摘事項及び意見について

本報告書においては、監査した結果を「監査の指摘事項」及び「監査の意見」に区分し、次のとおり分類し、とりまとめた。

ア 監査の指摘事項

財務に関する事務の執行について①合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引等に抵触する場合）があり、違法性の程度が大きい場合又は②「監査の視点」に基づき、経済性、効率性、公益上の必要性等の観点から社会通念上適正を欠き、強く改善を求める事項

イ 監査の意見

「監査の指摘事項」には該当しないが、「監査の視点」に基づき、改善を要望するなどの問題点等があり、市として何らかの対応を期待する事項

(2) 指摘事項及び意見の件数

監査の結果として、「総論」及び「各論」ごとの「指摘事項」及び「意見」の件数を次のとおりに取りまとめた。（なお総論の「指摘事項」の件数は、「各論」において件数をカウントしているため、計上していない。）それぞれの内容については、「第2指摘事項及び意見の内容」に記載している。

区分	指摘事項	意見
総論	—	4
各論	265	49
合計	265	53

第2 指摘事項及び意見の内容

(1) 総論

監査対象補助金等の各所管課に共通する事項については、「総論」として指摘事項及び意見を次のように集約した。

総論番号	指摘事項及び意見の内容	所管	指摘	意見
ア	補助金カルテの作成について	行財政改革課 各補助金等所管課	○	-
イ	補助金等の終期の設定について	行財政改革課 各補助金等所管課	○	-
ウ	補助金等の効果目標の設定及び検証並びに公表について	行財政改革課 各補助金等所管課	○	1
エ	補助対象団体の事務局を市に置いていることについて	行財政改革課 各補助金等所管課	-	○
オ	消費税等仕入控除税額に係る補助金等交付要綱の改正について	行財政改革課 各補助金等所管課	-	1
カ	概算払について	行財政改革課 各補助金等所管課	-	1
キ	交付申請時及び事業報告時における聞き取り内容の記録について	行財政改革課 各補助金等所管課	-	1

(注) ○印については、「各論」で数字をカウントしているため、数字を記載していない。

ア 補助金カルテの作成について

「適正化方針」の第3章「本市補助金のさらなる適正化のために」の2「『4原則』を実現するために」の「チェック項目」の8「透明性」の項に、「『補助金カルテ』を策定し、すべての補助金で作成、検証すること」と記載されている。

また、第4章「業務フロー」において、「本方針は、令和5年度から施行し、令和6年度当初予算編成より反映します。」と記載されている。従って、令和6年度の補助金等については全て「補助金カルテ」が作成されなければならないことになる。

この「適正化方針」は、補助金等の適正な取扱いを本市の方針として示したもので、法律や条例といったものではないことから法的な拘束力はないが、公表することにより、市民に対して補助金等の取扱いの適正化についての適否を明らかにすることで、その実行性が問われることになる。

監査の結果

【指摘】

上記を理由として、下記の令和6年度補助金等27件については、「補助金カルテ」が作成されていなかった。「適正化方針」に従い作成する必要がある。

【補助金カルテ未作成補助金等】

No	補助金等名称	所管
03-01-1	鳥取市コミュニティ助成事業補助金	危機管理課
05-01-1	鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金	文化交流課
09-01-2	鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金	地域福祉課
10-06-2	鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金	長寿社会課
14-01-2	鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金	保健総務課
14-01-3	鳥取市公衆浴場電気代高騰対策補助金	同上
17-03-1	鳥取市大型空き店舗入居促進補助金	経済・雇用戦略課
17-12-1	鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金	同上
18-03-1	高浜工業団地長寿命化対策補助金	企業立地・支援課
18-05-1	鳥取市工業団地整備事業補助金	同上
18-08-2	鳥取市関係人口推進事業支援補助金（新規事業支援）	同上
18-09-1	鳥取市令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金	同上
19-12-3	法師ヶ滝整備事業補助金	観光・ジオパーク推進課
19-14-1	鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金	同上
20-02-2	令和6年度鳥取市就農条件整備事業費補助金	農政企画課
20-05-1	果樹振興対策事業費補助金	同上
20-06-1	鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金	同上
20-07-2	地場野菜生産振興対策事業費補助金	同上
20-10-1	鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金	同上
21-10-1	鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金	林務水産課
22-01-1	コミュニティ助成事業費補助金	農村整備課
27-02-1	鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業補助金	建築指導課
43-03-2	鳥取市青少年伝統芸能等承継活動支援事業補助金	生涯学習・スポーツ課
43-04-1	鳥取市体育協会運営費補助金	同上
43-06-1	鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金	同上
43-07-1	鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業費補助金	同上
43-07-2	鳥取市街なか駐車場サポーター利用促進事業補助金	同上

イ 補助金等の終期の設定について

「適正化方針」の第3章「本市補助金のさらなる適正化のために」の2「『4原則』を実現するために」の「チェック項目」の4「有効性」の項に、「すべての補助金で効果測定目標と終期（上限3年）を設定する。」と記載され、次に記載されている※には、「R5にすべての補助金で設定し、以降は毎年度補助金カルテにより補助効果を測定し、終期到来ごとに必要性を検証、公開する。」と記載されている。

監査の結果

【指摘】

令和7年度包括外部監査対象の補助金等226件において、交付要綱に終期が設定されている補助金等は次の4件のみであり、4件を除いた今回監査対象とした補助金等には終期の設定がなく、終期到来ごとに必要性を検証、公開することはできないことになる。ただし、法律により補助金の支出が義務付けられているもの及び本市の条例による交付金、並びに1年に限定されている補助金として終期の設定に馴染まない補助金等が3件、並びに同じ交付要綱の補助金等が12件あり、今回指摘とした補助金等の件数は、207件である。「適正化方針」に従い、早急に終期を設定する必要がある。

【終期の設定がある補助金等】

No	補助金等名称	終期
17-05-1	鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金	令和8年3月
19-01-1	鳥取市白兎周辺地域魅力創造事業補助金	令和10年3月
19-03-1	ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金	令和8年3月
31-01-1	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金	令和10年3月

【終期の設定に馴染まない補助金等】

No	補助金等名称	所管
15-03-1	鳥取市結核予防費補助金（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条）	保健医療課
39-01-1	政務活動費交付金（鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例）	市議会事務局
43-08-1	令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会運営費補助金（1年限りの補助金）	生涯学習・スポーツ課

ウ 補助金等の効果目標の設定及び検証並びに公表について

「イ補助金等の終期の設定について」の項で述べたが、「適正化方針」の第3章「本市補助金のさらなる適正化のために」の2「『4原則』を実現するために」の「チェック項目」の4「有効性」の項に、「すべての補助金で効果測定目標と終期（上限3年）を設定する。」と記載され、次に記載されている※には、「R5にすべての補助金で設定し、以降は毎年度補助金カルテにより補助効果を測定し、終期到来ごとに必要性を検証、公開する。」と記載されている。

また、8「透明性」の項では、「補助金の検証結果は、原則としてすべての補助金で公開すること。」と記載されている。

監査の結果

【指摘】

「適正化方針」に示す、効果目標が設定されていない補助金等が7件確認された。「適正化方針」に従い設定する必要がある。

【効果目標が未設定の補助金等】

No	補助金等名称	所管
06-04-1	鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金	地域振興課
14-01-1	鳥取市公衆浴場確保対策補助金	保健総務課
29-01-1	鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	下水道経営課
30-02-1	万葉集朗唱の会開催事業補助金	国府町総合支所 地域振興課
42-01-1	遠距離等通学費補助金（小学校）	学校保健給食課
42-02-1	遠距離等通学費補助金（中学校）	同上
44-02-1	文化財の保存及び保護に関する補助金	文化財課

【意見】

現在、各補助金等の効果目標の検証結果は、令和7年度当初予算（案）事業別概要（一般会計・特別会計）の事業の概要欄の【事業の目的及び効果】に記載されているとの説明を受けたが、補助金等の効果目標及び検証結果が分かりにくい状況にある。「適正化方針」には、「R5にすべての補助金で設定し、以降は毎年度補助金カルテにより補助効果を測定し、終期到来ごとに必要性を検証、公開する。」と記載されていることから、現在使用されている補助金カルテの様式を変更し、効果目標の設定内容及び検証結果を表示できるよう改定することを提言する。

エ 補助対象団体の事務局を市に置いていることについて

地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除

く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められている。この点については、住民訴訟による東京地裁（平成14年7月18日判決、事件番号平成11（行ウ）272）の判決において、「市と連携して観光事業の振興等を図る役割を果たしていたとはいえ、あくまでも市とは別個の団体なのであるから、上記のような事情から直ちに団体の事務を市の事務と同一視し、団体の事務に従事したことをもって市の事務に従事したものと評価するのは相当ではない」との解釈がされている。また、「職務命令によって従事させることが適法と認められるのは、当該事務が、団体に対する監督事務や、団体との交渉事務に市側の担当者として関与するものであるなど、それ自体としても市の事務と評価できるものである場合のほかは、当該事務の性質や内容等に照らし、団体の事務であるにもかかわらず市の事務と同一視することができるような特段の事情が認められる場合などの例外的な場合に限られるものと解するのが相当である。」また、「当該職員に従事させるべき事務が、市の事務と同一視できるようなものであるかどうか、当該職員に対する指揮監督権行使のあり方等の諸般の事情を慎重に検討した上で、その適否を判断すべきであることもいうまでもない。」と判示している。

現状、本市においては、補助対象団体の事務局を本市に設置することについて各課で判断されており、設置の適否に本市としての統一性が損なわれている。また、「適正化方針」の第3章「本市補助金のさらなる適正化のために」の2「『4原則』を実現するために」の「チェック項目」の7「公平性②団体事務局が市内部にある補助金の見直し」の項で、「市が団体事務局業務を行うことは、補助金とは別に人的支援（人件費補助）を行うことになるため原則禁止とする。」と記載され、次に記載されている※には「やむを得ず事務局委任を受ける場合は、客観的な必要性を明らかにすること。」と記載されている。

監査の結果

【意見】

以上のことから、本市に事務局を置き、次の補助金等の交付対象となっている団体に対して、事務局の移管も視野に含めながら、「地方公共団体がなすべき責を有する職務」について本市として統一的な基準を設け、本市の職員が補助対象団体の事務を行うことが客観的に妥当と判断できるよう改善を提言する。

【市に事務局を設置している団体への補助金等】

No	補助金等名称	所管
02-01-1	鳥取市人権教育協議会補助金	人権推進課
02-03-1	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金	同上

07-02-1	鳥取市交通安全対策協議会補助金	協働推進課
07-03-1	鳥取市交通安全指導員会補助金	同上
17-06-1	鳥取市雇用促進協議会補助金	経済・雇用戦略課
20-16-1	イノシシ等被害防止対策事業補助金	農政企画課
36-02-1	貝がら節まつり事業補助金	気高町総合支所 地域振興課
36-03-1	貝がら節の郷づくり協議会補助金	同上
43-03-1	青少年育成鳥取市民会議運営費補助金	生涯学習・スポーツ課

オ 消費税等仕入控除税額に係る補助金等交付要綱の改正について

消費税法上、補助金等は消費税の課税対象外取引（不課税取引）とされるため、補助金等収入には消費税等が含まれていない。

しかしながら、当該補助金等の収入により、補助事業において備品購入や役務の提供等の課税対象取引を行った場合、原則課税の事業者は、補助金等収入分の消費税等についても、補助対象事業以外における支払消費税等と併せて仕入税額控除を受けることができる。

各補助金等交付要綱において、①「補助金の額」の条項に「補助金の額は補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）に相当する額を除く。）」と記載されているもの、②「①の条項」に加えて、（交付申請の時期）の条項に、本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をることができる。」との記載と交付要綱の（実績報告の時期等）の条項に「補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を本市に返還しなければならない。」と記載されているもの、③消費税等の取扱いについて記載のない交付要綱に分かれている。

監査の結果

【意見】

上記③のような補助金等交付要綱においては、各論にも記載しているが、消費税等の処理誤りが発生し易くなることから、全ての補助金等交付要綱に消費税等の

取り扱いを記載するように改正することを提言する。

カ 概算払について

鳥取市補助金等交付規則の第 11 条第 1 項において、「補助金等は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付する。」と規定されており、原則、補助事業等が完了した後に支払がされることになる。しかしながら同項のただし書には、「市長は、補助事業者等の申出により補助事業等又は間接補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算払により交付することができる。」と規定されていて、あらかじめ補助金等概算払通知書により補助事業者等に通知することで概算払が可能となっている。

監査において、多くの補助金等で概算払がされているが、「補助事業を遂行するのに資金が不足しているため」との理由のみで、補助事業等又は間接補助事業等の遂行上必要があるかどうかを判断するための補助事業等の予算の積算根拠及びその経費の支出時期並びに補助団体の補助対象年度の財務内容の確認を実施した記録が少なく、概算払の正当性が疑われる補助金等が散見された。

監査の結果

【意見】

概算払は例外的措置であることを再度認識し、補助事業者等が真に必要な時期に必要な資金を概算払するよう、本市として確認すべき資料の種類及び確認すべき事項について、統一的な内規を設定することを提言する。

キ 交付申請時及び事業報告時における聞き取り内容の記録について

交付申請時や事業報告の検査時において、確認すべき事項を聞き取りにより実施しているが、その記録が残されていないケースが見受けられた。所管課によっては、軽微な事項の聞き取りは記録していないとの回答があった。

監査の結果

【意見】

補助金等に係る支出が貴重な市の財源を活用することを鑑みれば、補助金等の支出の正当性を確保する観点からも聞き取った内容は記録を残すべきと考える。従って、市全体で統一的な内規を設定し、聞き取り内容をできる限り記録として残すよう提言する。

(2) 各論

No	補助金等名称	所管	区分		頁
			指 摘	意 見	
01-01-1	鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部 業務運営補助金	職員課	1	1	24
02-01-1	鳥取市人権教育協議会補助金	人権推進課	1	1	25
02-02-1	鳥取市人権情報センター補助金	同上	1	－	26
02-03-1	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会 補助金	同上	1	1	27
02-04-1	鳥取市子ども居場所づくり補助金	同上	2	－	27
03-01-1	鳥取市コミュニティ助成事業補助金	危機管理課	2	－	29
03-02-1	鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補 助金	同上	1	－	30
04-01-1	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学 施設整備費補助金	政策企画課	1	1	30
04-02-1	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学 運営費交付金	同上	1	－	31
04-02-2	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学 授業料等減免費交付金	同上	1	－	32
05-01-1	鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助 金	文化交流課	2	1	33
05-02-1	鳥取市文化団体育成事業補助金	同上	1	1	34
05-02-2	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (文化団体(連合体)組織育成補助)	同上	1	－	35
05-03-1	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (市民文化祭開催補助)	同上	外 1	－	36
05-03-2	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (市長が特に認めるもの)	同上	外 1	1	37
05-03-3	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (伝統・郷土芸能団体備品整備事業補 助)	同上	外 1 1	－	37
05-03-4	鳥取市アートスタート活動支援事業補 助金	同上	2	2	38
05-03-5	鳥取市文化芸術事業に関する補助金	同上	外 1	－	40

	(国民文化祭参加補助)				
05-03-6	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (郷土文化普及啓発補助)	同上	外 1	—	41
05-03-7	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (発表鑑賞補助)	同上	外 1	1	41
05-03-8	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (指導者等招聘補助)	同上	外 1	—	42
05-04-1	鳥取市文化交流拠点整備事業補助金	同上	1	1	43
05-04-2	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (市長が特に認めるもの) (舞台芸術 ×賑わい創出モデル事業)	同上	外 1	—	44
05-05-1	鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金	同上	2	—	45
05-05-2	鳥取市民間ギャラリー活用奨励金	同上	1	1	45
05-05-3	若手芸術家育成拠点整備事業補助金	同上	1	—	46
06-01-1	鳥取市U J I ターン者住宅利活用推進 事業補助金	地域振興課	1	—	47
06-01-2	鳥取市ふるさとでの新しいライフステ ージ支援事業補助金	同上	1	—	48
06-02-1	鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金	同上	1	1	49
06-03-1	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補 助金	同上	1	—	50
06-04-1	鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事 業補助金	同上	2	—	51
06-05-1	大規模周遊自転車イベント運営補助金	同上	1	—	52
06-06-1	鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支 援事業補助金	同上	1	—	52
07-01-1	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金	協働推進課	1	—	53
07-02-1	鳥取市交通安全対策協議会補助金	同上	1	1	54
07-03-1	鳥取市交通安全指導員会補助金	同上	1	1	55
07-04-1	鳥取市自治会連合会交付金	同上	1	—	56
07-05-1	鳥取市地域コミュニティ活動支援事業 交付金	同上	1	—	57
07-06-1	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金	同上	1	—	57
07-07-1	鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援 事業補助金	同上	1	1	58

07-08-1	鳥取市市民運動推進協議会補助金	同上	1	－	59
08-01-1	鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金	生活環境課	1	－	60
09-01-1	鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金	地域福祉課	1	－	61
09-01-2	鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金	同上	2	－	62
09-02-1	鳥取市民生児童委員協議会補助金	同上	1	－	63
09-03-1	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金	同上	1	－	63
09-04-1	ふれあいのまちづくり事業補助金	同上	1	－	64
09-05-1	鳥取市地域福祉基金事業補助金	同上	1	－	64
10-01-1	鳥取市アルツハイマー病治療薬補助金	長寿社会課	1	－	65
10-02-1	鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営補助金	同上	1	－	66
10-03-1	鳥取市敬老祝賀事業補助金	同上	1	－	67
10-04-1	鳥取市老人クラブ活動補助金（単位老人クラブ分）	同上	1	－	67
10-05-1	鳥取市老人クラブ活動補助金（連合会分）	同上	1	－	68
10-06-1	鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金	同上	1	－	69
10-06-2	鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金	同上	2	－	70
11-01-1	鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受け入れ事業所看護師配置等助成事業）補助金	障がい福祉課	1	－	70
11-02-1	鳥取市重度障がい児者支援事業補助金	同上	1	－	72
11-03-1	鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金	同上	1	－	73
11-04-1	鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金	同上	1	－	73
11-05-1	鳥取市地域活動支援センター運営費補助金	同上	1	－	74
11-06-1	鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金	同上	1	－	75
11-07-1	鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制	同上	1	－	76

	強化事業補助金				
12-01-1	鳥取市戦没者慰靈祭事業補助金	生活福祉課	1	1	76
12-01-2	青谷町戦没者慰靈祭事業補助金	同上	1	1	77
13-01-1	鳥取市産休等代替職員費補助金	幼児保育課	1	—	78
13-02-1	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金	同上	1	—	79
13-03-1	鳥取市保育所等整備事業補助金（鳥取あすなろ保育園施設整備事業費借入償還分）	同上	1	—	80
13-04-1	鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金	同上	1	—	80
13-05-1	鳥取市森・里山自然保育事業費補助金	同上	1	—	81
14-01-1	鳥取市公衆浴場確保対策補助金	保健総務課	2	—	82
14-01-2	鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金	同上	2	1	83
14-01-3	鳥取市公衆浴場電気代高騰対策補助金	同上	2	—	84
15-01-1	病院群輪番制病院運営補助金	保健医療課	1	—	85
15-02-1	鳥取市公的病院等不採算医療支援事業補助金	同上	1	—	85
15-03-1	鳥取市結核予防費補助金	同上	—	—	86
16-01-1	鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金	生活安全課	1	外1	87
17-01-1	社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金	経済・雇用戦略課	1	—	87
17-02-1	鳥取市商業振興補助金	同上	1	—	88
17-03-1	鳥取市大型空き店舗入居促進補助金	同上	2	1	89
17-04-1	鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金	同上	1	—	91
17-05-1	鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金	同上	—	—	91
17-06-1	鳥取市雇用促進協議会補助金	同上	1	1	92
17-07-1	鳥取市中小企業人材育成補助金	同上	1	—	93
17-08-1	鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金	同上	1	—	93
17-09-1	鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金	同上	1	—	94

17-10-1	鳥取市商工会補助金	同上	1	－	95
17-11-1	鳥取市物産振興体制強化事業補助金	同上	1	1	95
17-12-1	鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金	同上	2	－	97
17-13-1	鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金	同上	1	－	98
18-01-1	一般財団法人中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	企業立地・支援課	1	1	98
18-02-1	鳥取市新型コロナウィルス感染症特別対策利子補助金	同上	1	－	99
18-03-1	高浜工業団地長寿命化対策補助金	同上	2	－	100
18-04-1	鳥取市企業立地促進補助金	同上	1	1	101
18-04-2	鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金	同上	1	－	102
18-04-3	鳥取市オフィス移転・新設支援事業補助金	同上	1	1	102
18-05-1	鳥取市工業団地整備事業補助金	同上	2	1	103
18-06-1	鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金	同上	1	－	105
18-07-1	鳥取市事業承継推進補助金	同上	1	1	105
18-07-2	鳥取市第三者承継支援補助金	同上	1	－	106
18-08-1	とっとりワーケーションネットワーク協議会運営補助金	同上	1	1	107
18-08-2	鳥取市関係人口推進事業支援補助金 (新規事業支援)	同上	2	－	108
18-09-1	鳥取市令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金	同上	2	－	109
18-10-1	鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金	同上	3	－	109
19-01-1	鳥取市白兎周辺地域魅力創造事業補助金	観光・ジオパーク推進課	－	外1	111
19-02-1	吉岡温泉ホタルまつり事業補助金	同上	1	－	112
19-02-2	吉岡温泉活性化事業補助金	同上	1	－	112
19-03-1	ONSEN ガストロノミーウォーキング開催支援補助金	同上	－	－	113

19-04-1	鳥取市外国人観光客高速バス運行支援事業補助金	同上	1	－	114
19-05-1	鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金	同上	1	1	114
19-06-1	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金	同上	1	1	115
19-07-1	鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金	同上	2	1	116
19-08-1	コンベンション開催助成事業補助金 (コンベンションビューロー)	同上	1	1	118
19-08-2	コンベンション開催支援事業補助金 (コンベンション協会)	同上	1	1	119
19-09-1	市民納涼花火大会事業補助金	同上	1	外 1 1	119
19-09-2	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金	同上	1	－	120
19-10-1	鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金	同上	1	－	121
19-11-1	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金	同上	1	－	122
19-12-1	鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	同上	1	－	122
19-12-2	多鯰ヶ池周辺整備事業補助金	同上	1	－	123
19-12-3	法師ヶ滝整備事業補助金	同上	2	－	124
19-13-1	まちなか観光推進事業補助金	同上	1	1	124
19-14-1	鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金	同上	2	－	125
19-15-1	鳥取市観光ウェルカム事業補助金	同上	1	1	126
19-16-1	鳥取市観光産業育成支援事業補助金	同上	1	－	127
20-01-1	令和6年度とつとり農業体験事業補助金	農政企画課	1	－	128
20-01-2	令和6年度鳥取市親元就農促進支援交付金	同上	1	－	128
20-02-1	経営開始資金事業補助金	同上	1	－	129
20-02-2	令和6年度鳥取市就農条件整備事業費補助金	同上	2	－	130
20-02-3	令和6年度鳥取市農地賃借料助成事業補助金	同上	1	－	131

20-03-1	令和 6 年度一般財団法人鳥取市農業公社運営補助金	同上	1	1	131
20-04-1	鳥取市果樹等安定生産支援事業費補助金	同上	1	－	133
20-05-1	果樹振興対策事業費補助金	同上	2	1	133
20-05-2	令和 6 年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金	同上	1	－	135
20-05-3	令和 6 年度鳥取梨生産振興事業費補助金	同上	1	－	135
20-06-1	鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金	同上	2	－	136
20-07-1	地域特産品振興対策事業費補助金	同上	1	－	137
20-07-2	地場野菜生産振興対策事業費補助金	同上	2	－	137
20-08-1	令和 6 年度鳥取市米穀品質向上対策支援事業補助金	同上	1	1	138
20-09-1	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金	同上	1	－	139
20-09-2	鳥取市令和 5 年台風第 7 号災害からの営農再開支援事業費補助金	同上	外 1	－	140
20-10-1	鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金	同上	2	－	140
20-11-1	令和 6 年度鳥取市畜産振興対策事業費補助金	同上	1	－	141
20-12-1	令和 6 年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金	同上	2	－	142
20-13-1	令和 6 年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金【繰越】	同上	外 2	－	144
20-14-1	令和 6 年度鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金（地域集積協力金）	同上	1	－	144
20-14-2	令和 6 年度農地流動化加速的推進事業助成金	同上	2	－	145
20-15-1	令和 6 年度大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金	同上	1	－	146
20-16-1	イノシシ等被害防止対策事業補助金	同上	1	1	147
20-17-1	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助	同上	外 1	－	148

	金【繰越】				
21-01-1	鳥取市造林事業補助金	林務水産課	1	—	148
21-01-2	鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金	同上	1	—	149
21-02-1	鳥取市間伐材搬出支援事業費補助金	同上	2	1	150
21-03-1	大規模林道受益者賦課金負担軽減補助金	同上	1	—	151
21-04-1	鳥取市作業路網整備事業費補助金	同上	1	—	152
21-05-1	森林産業イノベーション推進事業補助金	同上	1	—	152
21-06-1	鳥取市危険木伐採等事業補助金	同上	1	—	153
21-07-1	淡水魚放流事業費補助金	同上	1	—	154
21-07-2	水産資源維持増殖事業費補助金	同上	1	—	155
21-08-1	鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金	同上	1	—	155
21-09-1	鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金	同上	1	—	156
21-10-1	鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金	同上	2	—	157
22-01-1	コミュニティ助成事業費補助金	農村整備課	2	—	158
23-01-1	バス運行対策費鳥取市補助金	交通政策課	1	—	158
23-01-2	鳥取市生活バス路線運行費等補助金	同上	1	—	159
23-02-1	鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金	同上	2	外 1	159
23-03-1	鳥取市生活交通確保対策事業補助金	同上	2	—	161
23-03-2	鳥取市地域内フィーダー系統確保維持補助金	同上	2	外 1	161
23-04-1	鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金	同上	1	—	162
23-05-1	鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金	同上	1	—	163
23-06-1	鳥取市高校生等通学費助成事業補助金	同上	1	—	164
23-07-1	鳥取港振興会補助金	同上	2	—	165

24-01-1	鳥取市リノベーション事業化推進補助金	まちなか未来創造課	2	1	166
24-02-1	鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金	同上	1	—	167
24-02-2	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金	同上	1	—	168
24-03-1	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金	同上	1	—	169
24-04-1	市民交流ホール運営補助金	同上	1	—	169
24-04-2	市民交流ホール利用促進補助金	同上	1	—	170
24-05-1	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金(太平線)	同上	1	—	171
25-01-1	殿ダム水源地域等対策事業補助金	河川公園課	3	1	171
25-02-1	湖山池シーズンウォーク実施補助金	同上	1	—	173
26-01-1	鳥取市除雪機械運転手育成支援事業費(直接補助)補助金	道路課	2	—	173
27-01-1	鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金	建築指導課	1	—	174
27-02-1	鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業補助金	同上	2	—	176
28-01-1	鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金	建築住宅課	1	—	177
29-01-1	鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	下水道経営課	2	—	177
30-01-1	国府町フィッシングフェスタ実行委員会補助金	国府町総合支所地域振興課	1	1	178
30-02-1	万葉集朗唱の会開催事業補助金	同上	2	—	179
31-01-1	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金	福部町総合支所地域振興課	—	—	180
32-01-1	鳥取市河原町あゆ祭事業補助金	河原町総合支所産業建設課	2	—	181
33-01-1	用瀬町ジゲおこし事業補助金	用瀬町総合	1	—	181

		支所地域振興課			
34-01-1	もちがせ流しひなマラニック大会補助金	用瀬町総合支所産業建設課	1	—	182
34-02-1	用瀬流しひな行事補助金	同上	2	1	183
35-01-1	佐治ふるさと祭り事業補助金	佐治町総合支所地域振興課	1	—	184
36-01-1	芸術によるまちづくり推進事業費補助金	気高町総合支所地域振興課	1	—	184
36-02-1	貝がら節祭り事業補助金	同上	1	1	185
36-03-1	貝がら節の郷づくり協議会補助金	同上	1	1	186
37-01-1	鹿野町わったいな祭補助金	鹿野町総合支所地域振興課	1	—	187
37-02-1	鳥取市文化芸術事業に関する補助金 (町民音楽祭開催費)	同上	外 1	—	187
38-01-1	青谷地域活性化推進事業補助金	青谷町総合支所地域振興課	2	—	188
38-02-1	青谷地域にぎわい創出事業補助金	同上	1	—	189
39-01-1	政務活動費交付金	市議会事務局	—	—	189
40-01-1	鳥取県東部小学校教育研究会補助金	学校教育課	2	—	190
40-01-2	鳥取市中学校教育振興会補助金	同上	1	—	191
40-01-3	鳥取市中学校文化事業補助金	同上	1	—	192
40-01-4	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金	同上	1	—	192
40-01-5	鳥取市中学校体育連盟補助金	同上	1	—	193
41-01-1	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金	総合教育センター	1	—	194
42-01-1	遠距離等通学費補助金（小学校）	学校保健給食課	2	—	195
42-02-1	遠距離等通学費補助金（中学校）	同上	2	—	195

42-03-1	学校給食物資調達業務運営費補助金	同上	1	－	196
43-01-1	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金	生涯学習・ スポーツ課	1	－	197
43-02-1	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付 金（協働のまちづくり一括交付助成事 業）	同上	1	－	197
43-03-1	青少年育成鳥取市民会議運営費補助金	同上	1	1	198
43-03-2	鳥取市青少年伝統芸能等承継活動支援 事業補助金	同上	2	－	199
43-04-1	鳥取市体育協会運営費補助金	同上	2	－	200
43-04-2	鳥取市地域体育会連合会運営費補助金	同上	1	－	200
43-05-1	鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出 場補助金	同上	1	－	201
43-06-1	鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補 助金	同上	2	－	202
43-07-1	鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業 費補助金	同上	2	－	203
43-07-2	鳥取市街なか駐車場サポーター利用促 進事業補助金	同上	3	－	203
43-07-3	バードスタジアムおもてなし向上事業 補助金	同上	2	－	204
43-08-1	令和7年度全国高等学校総合体育大会 鳥取市実行委員会運営費補助金	同上	－	－	205
44-01-1	史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助 金	文化財課	1	－	205
44-02-1	文化財の保存及び保護に関する補助金	同上	2	－	206
44-03-1	鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化 財発掘調査管理運営補助金	同上	1	－	207
44-04-1	公益財団法人鳥取市文化財団事務局運 営補助金	同上	1	1	208

(注) 外書きの件数については、総論の件数に含まれているもの及び同じ交付要綱で既
に件数としてカウントしているものであり、各論の総件数には含まれていない。

01-01-1

補助金等名称	鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部業務運営
--------	-----------------------

	補助金
所管	職員課
当初予算（一般・特定）	1,216千円（一般）
最終予算	1,216千円
決算	1,216千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部業務運営 補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、長年培ってきた識見技能を地域社会へ還元する活動を行う鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部（以下「年金者連盟」という。）に対し、補助金を交付し、もって地方自治の充実発展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、年金者連盟が運営する事業の経費の内、交際費、食糧費、使用料及び賃借料、積立金、その他総務部長が不適当と認める経費を除いた経費とし、交付対象経費に4分の1を乗じた額が交付限度額となり、当該年度の予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の意見

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

「適正化方針」の第3章「本市補助金のさらなる適正化のために」の2「『4原則』を実現するために」の「チェック項目」の2「経済性」の項で、「補助対象経費は補助金交付要綱で明確に示し、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、出資金、貸付金、寄附金は原則として補助対象外経費とすること。」と記載されている。また※には、「人件費について『団体運営補助』、『施設管理補助』で必要な場合は補助対象経費として認めるが、交付先の団体において対象経費と対象外経費を明確に区分させ実績報告させること。」との記載がある。当該交付要綱には、対象外経費についてのみ言及しているので、人件費も含まれると解することもできる。しかしながら、人件費が「適正化方針」に原則補助対象外経費とすることが明記されている以上、人件費を補助対象経費とするためには交付要綱に明確に示す必要があると思慮する。以上の理由により、「適正化方針」に沿った要綱の改正を提言する。

02-01-1

補助金等名称	鳥取市人権教育協議会補助金
--------	---------------

所管	人権推進課
当初予算（一般・特定）	2,755 千円（一般）
最終予算	2,755 千円
決算	2,755 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 鳥取市人権教育協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市人権教育協議会（以下「市人教」という。）の人権教育・啓発の推進を図るための調査研究、研修会の開催等の活動により、鳥取市民の人権に対する意識の高揚と同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決を図り、人権尊重の都市鳥取市を実現することを目的としている。

また、本補助金の額は、市人教の活動に要する経費（負担金等の特定財源を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

第 3 章第 2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市人権教育協議会の事務局が置かれている。

02-02-1

補助金等名称	鳥取市人権情報センター補助金
所管	人権推進課
当初予算（一般・特定）	33,310 千円（一般）
最終予算	33,310 千円
決算	33,310 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	(財)鳥取市人権情報センター補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、公益財団法人鳥取市人権情報センターが、市民参画型の手法を取り入れながら部落問題をはじめとする人権問題に関する取組を推進するとともに、人権問題の解決を図る市民活動に対する支援を行うことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実

現に寄与するために行う事業の円滑な実施を促進することを目的としている。

本補助金の額は、総事業費から会費等の収入を控除した額に補助率 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

02-03-1

補助金等名称	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金
所管	人権推進課
当初予算（一般・特定）	9,251 千円（一般）
最終予算	9,251 千円
決算	9,251 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会（以下「人推協連合会」という。）の人権啓発の推進を図るための調査研究、啓発活動等により、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的としている。

本補助金の額は、人推協連合会の活動に要する経費（会費等の特定財源を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

第 3 章第 2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の事務局が置かれている。

02-04-1

補助金等名称	鳥取市子ども居場所づくり補助金
--------	-----------------

所管	人権推進課
当初予算（一般・特定）	18,085千円（特定）
補正予算	△2,785千円
最終予算	15,300千円
決算	14,153千円
補助等団体数（実績）件数	21件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市子ども居場所づくり補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、地域子どもの生活支援強化事業実施要綱（令和5年12月13日付ご支家第310号子ども家庭庁支援局長通知）及び鳥取市子どもの居場所づくり事業実施要領（令和7年4月1日制定）に基づき、「子どもの居場所づくり」について、新たに取り組みを行う民間団体等の立ち上げを支援し、本市内での団体の育成、取組の推進を図ることにより、地域福祉及び児童福祉の向上に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する当該交付要綱の別表1の第2欄に記載されている経費の実支出額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）から補助対象事業のための寄附金その他補助対象事業に係る収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限あり）

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

補助金申請者Aは、消費税課税事業者として届出がされているが、補助金の計算上、単価5,000円に実施回数をかけたものに会場費として202,400円を合計した447,000円を補助金として支出している。証憑書類を検討した結果、これらには消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれている。当該補助金交付要綱第9条（実績報告）第4項において、「補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入税額が確定した場合において、その額が実績報告控除額を超えるときは、当該補助金交付要綱様式第3号の2により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額を市に返還しなければならない。」と規定されているが、消費税等の仕入税額控除についての報告がされていない。補助金申請者Aに対し、報告書の提出を徴求し、消費税等の額の返還を求める必要がある。

03-01-1

補助金等名称	鳥取市コミュニティ助成事業補助金
所管	危機管理課
補正予算（一般・特定）	2,000 千円（特定）
最終予算	2,000 千円
決算	2,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市補助金等交付規則

① 補助金等の概要

本補助金は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、1 件につき次の額で 10 万円単位とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

100 万円から 250 万円まで

(2) コミュニティセンター助成金

対象となる事業費の 5 分の 3 以内に相当する額（上限 1,500 万円）

(3) 地域防災組織育成事業

事業区分に従い、30 万円から 200 万円まで各種該当額

(4) 青少年健全育成助成事業

30 万円から 100 万円まで

(5) 地域づくり助成事業

事業区分に従い、1,000 万円（ソフト事業 500 万円）及び 200 万円

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

500 万円まで

(7) 地域国際化推進助成事業

200 万円まで

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

指摘の内容は、第 3 章第 2(1)総論のイに掲載されているとおり、「補助金等に終期（上

限3年)の設定」がされていない。

03-02-1

補助金等名称	鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補助金
所管	危機管理課
補正予算(一般・特定)	1,080千円(特定)
最終予算	1,080千円
決算	1,061千円
補助等団体数(実績)件数	41件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市感震ブレーカー設置支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、感震ブレーカーの設置を促進し、地震による建物の出火及び延焼を防止することにより、被害の減少及び地域の防災力の向上を目的としている。

本補助金の対象となる機器は、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規定に定める構造及び機能を有する分電盤タイプの感震ブレーカーとし、本補助金の額は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用の合計額(消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。)に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、市内の居住している住宅に感震ブレーカーを設置しようとする場合は4万円を上限額、市内に自らが居住するための住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする場合には2万円を上限として交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限3年)の設定」がされていない。

04-01-1

補助金等名称	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金
所管	政策企画課
当初予算(一般・特定)	25,158千円(一般・特定)
最終予算	25,158千円
決算	19,673千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「環境大学」という。）が行う緊急かつ大規模な修繕や施設整備の経費を補助することにより、環境大学の教育研究環境の充実を図ることを目的としている。

本補助金は、緊急に対応する必要がある事業であって、かつ、大規模修繕、大規模システム整備、学生や一般向けの交流拠点整備等の施設・設備の整備に要する経費（1件当たりの総事業費が原則として 500 万円以上のものに限る。）、もしくはその他臨時に多額の経費を要するもので、市長が特に必要と認めた経費に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

当該交付要綱第 4 条において、「対象となる事業は、別表の補助事業欄に掲げる事業とする。」と規定されており、当該交付要綱の別表においては、「緊急に対応する必要がある事業であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの」と規定されている。今回補助金の対象となった事業は、照明器具 LED 化工事であり、もともと大規模な修繕工事などは、本来設定されている修繕計画に組み込まれているものである。一般的に「緊急」とは、「非常に重大な事態となり、その対応、処置に急を要する。」と解されており、今回の工事においては、照明器具を LED 化するものであることから、その意味からして「緊急」に対応する必要のある事業とは考えられない。所管課の意見として「2001 年の大学開学時に設置した照明器具は安定器の生産終了等、修繕できない照明器具が発生し始めており、有利な財源（令和 5～令和 10 年度のみ活用が可能な「脱炭素先行地域づくり事業交付金」）を活用して工事を実施できることから、鳥取県・本市で「緊急に対応する必要がある事業」と判断し、補助対象事業として決定したもの」との回答があったが、「緊急」という意味を拡大解釈しているものと思われることから、当該交付要綱において「緊急」の定義を明記するか、当該交付要綱自体の改定を提言する。

04-02-1

補助金等名称	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金
--------	-------------------------

所管	政策企画課
当初予算（一般・特定）	496,930 千円（一般）
補正予算	5,296 千円
最終予算	502,226 千円
決算	502,225 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金交付規則

① 補助金等の概要

本交付金は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項に規定する中期目標を達成するために活動する法人の業務の財源に充てるこ^トにより、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）の安定的かつ持続的な運営を確保することを目的としている。

本交付金の額は、法人が法第 26 条第 1 項に規定する中期計画に定める事業を実施するため^に要する経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

04-02-2

補助金等名称	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金
所管	政策企画課
当初予算（一般・特定）	41,517 千円（一般）
補正予算	2,543 千円
最終予算	44,060 千円
決算	43,822 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱

① 補助金等の概要

本交付金は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、法第 7 条第 1 項の確認を受けた公立大学法人鳥取公

立環境大学が行う法第8条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用を交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）に定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費（交付決定のあった日の属する年度の授業料等に係るものに限る。）について、授業料等減免に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

05-01-1

補助金等名称	鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金
所管	文化交流課
補正予算（一般・特定）	3,150千円（特定）
最終予算	3,150千円
決算	3,150千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	補助金等により造成した基金等に関する基準 (平成18年8月15日閣議決定) 鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取世界おもちゃ館の指定管理者（以下「補助事業者」という。）が定款に定める公益事業の実施及び鳥取世界おもちゃ館の管理運営に要する経費に充当することを目的として基金を設ける場合において補助事業者を支援することにより、もっておもちゃをテーマとした事業の充実及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげることを目的としている。

本補助金の額は、補助事業者が基金に積み立てる経費を予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

補助金の造成基金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 4 条第 2 項に「補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。）以下省略）」と規定されている。提出された簿冊には、平成 19 年 9 月 6 日付で提出された「鳥取世界おもちゃ館基金設置計画書」において、充当する事業として「財団法人鳥取童謡・おもちゃ館寄付行為に定める公益事業・特色のある地域文化の振興に資する事業、その他この基金の目的に資する事業」と記載されているが、これは鳥取世界おもちゃ館の通常業務と思われる内容が簡記されているのみで、基金の設立期間や基金を設立するための特別な支出に関する計画がされていない。また、平成 18 年 8 月 15 日に閣議決定された「補助金等により造成した基金等に関する基準」では、「新たに基金を設置する場合、所管府省は基金造成を目的とした補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に以下の基準を明記することとする。」と記載されている。「以下の基準」とは、

- 1 基金事業を終了する時期等に関する基準
- 2 基金事業の目標達成度の評価に関する基準
- 3 基金の保有に関する基準
- 4 使用見込みの低い基金等に関する基準

となっている。地方公共団体においても、この基準に沿って造成した基金の管理を行う必要があると考える。公益財団法人鳥取世界おもちゃ館の令和 6 年度（令和 6 年 10 月 2 日現在）における基金残高は、27,390,492 円となっており、基金事業は基金法人に委ねられ長期にわたり実施されるため、効率的・効果的に基金事業が実施されているかについて基金法人及び本市において、的確に検証し、公表することが必要であることから、適切な対応を実施するよう提言する。

05-02-1

補助金等名称	鳥取市文化団体育成事業補助金
所管	文化交流課

当初予算（一般・特定）	2,854 千円（一般）
最終予算	2,854 千円
決算	2,088 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化団体育成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市文化団体協議会（以下「文化団体協議会」という。）が行う、各種文化団体の育成指導及び鳥取市文化センター内の文化活動ひろばの運営を支援し、市民の自発・自主的な文化活動を推進することを目的としている。

本補助金の額は、文化団体協議会が行う団体育成事業で文化団体の育成指導に関すること、文化団体の連絡調整に関すること、文化団体に関する調査及び資料作成に関すること、並びに文化活動ひろばの管理事業に要する経費から、その他の収入を減じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

当該補助金では、人件費が補助対象経費となっている。当団体では、事務局費1,605千円の中に人件費（職員費、通勤手当、労災保険）1,227千円が含まれているが、当団体では、通常業務のほか、市民文化事業費及び芸術の出前講座事業を行っている。これらの事業費の中に人件費は含まれていない。本補助金の対象経費に係る人件費については、それぞれの事業ごとに人件費を計算した上で、当該交付要綱第3条（補助対象事業）に規定する事業に係る人件費とすべきと思われる。所管課の回答では、「事務局長ポストであるため、区分が難しく、区分されていない。」とのことであるが、役員でない限りは補助対象団体に対し、事業ごとに従事した日報の作成を指示するなど、今後、適切な人件費の配分により補助金の計算がされるよう提言する。

05-02-2

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（文化団体（連合体）組織育成補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-02-1 に掲載
最終予算	05-02-1 に掲載

決算	670 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、各総合支所地域で文化団体及び個人をもって組織され、相互の資質向上と文化芸術活動を行っている文化団体(連合体)組織の活動の補助として均等割り各総合支所地域 1 団体につき 10,000 円、団体割として 1 団体につき 5,000 円を上限として交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

05-03-1

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（市民文化祭開催補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	6,430 千円（一般・特定）
最終予算	6,430 千円
決算	1,800 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市文化団体協議会に加盟する文化団体の発表に係る助成費で市長がその都度決定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

05-03-2

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（市長が特に認めるもの）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	1,630 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的し、市長が特に必要と認める事業を対象としている。

本補助金の額は、予算の範囲内で、市長がその都度決定するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

【意見】

主催名義料として補助金申請者 C から団体 D に 22 万円支出されているが、所管課の意見として「団体 D が主催に入ることで紙面への掲載が確約されるため、広告料という認識」とのことであったが、名義上とはいえ、本来、主催者が自らの紙面に掲載することは広告費としての費用の発生はないものと考える。確かに名義料は、主催者のブランド力を持ってイベントに付加価値を与えるために支出する費用であることには間違いないが、そこに公益性があるとは思われない。地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されていることから、名義料は補助金交付対象経費としては不適正と考える。従って、今後、主催名義料と広告料を分けて請求させるなど、明確な区分により、広告費のみを補助対象経費とするなどの措置を講ずることを提言する。

05-03-3

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（伝統・郷土芸能団体備品整備事業補助）
所管	文化交流課

当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	920 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、伝統・郷土芸能団体が、その活動に必要な用具や衣裳の新調及び補修の経費で補助対象経費の 4 分の 3 を乗じた額以内とし、上限 75 万円の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

05-02-2 に含まれる。

【指摘 2】

簿冊内にある補助金申請者 E 会の伝統郷土芸能団体備品事業（E 会）収支決算書において、決算額が記載されていないにもかかわらず、令和 6 年 12 月 2 日付の検査復命書には「実績報告書、収支決算書、関係書類等に基づき検査を行った結果、適正に事業が行なわれたことを確認した。」と記載されている。所管課の回答では、「実績報告書、収支決算書、領収書類、完成写真を確認し判断しましたが、予算額を決算額と誤認していた。」との回答であった、補助金の適正な執行を行う上で、検査を行う際には、十分な注意を払って確実な実施に努める必要がある。

05-03-4

補助金等名称	鳥取市アートスタート活動支援事業補助金
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	574 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市アートスタート活動支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市内で0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞（以下「アートスタート」という。）の機会を提供する団体の活動を支援することにより、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育んでいくことを目指すとともに、生活の中に文化・芸術が芽吹き、文化・芸術を支えていくことができる人材の育成を図ることを目的としている。

本補助金の額は、未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業に要する経費の内、講師又は公演団体への謝金及び旅費（招へい公演日に係るものに限ることとし、旅費には宿泊料を含む。）、公演料及び公演に係る運搬費、印刷費、広報費、会場使用料、消耗品費、通信費、会議費（会場使用料及び資料代に限る。）、記録費（写真現像代に限る。）並びに託児謝金の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）から当該補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。（ただし、上限額は15万円。同一年度において複数の補助事業を行う場合（同一内容の事業を2回以上実施する場合も含む。）は、2回目以降を1回につき2分の1（上限額10万円）とする。）

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

補助金申請者Fの令和6年度鳥取市アートスタート活動支援事業補助金収支決算書の支出の部に出演者の旅費以外にスタッフの交通費として15,400円の経費が含まれ、補助金の計算の対象経費となっている。当該交付要綱別表の3欄には、「講師又は公演団体への謝金及び旅費」と限定されており、スタッフの交通費は含まれていないことから、報告書の検査の際に、補助対象外経費として指摘し、補助金の計算から除外すべきであった。

【意見1】

提出された簿冊に補助金申請者Gのチラシデザイン料、製作費として謝金が2名（合計7万円）及び出演料として10名（合計12万円）に支払われている領収書が添付されているが、いずれも住所の記載がない。領収書としては不適正であり、実績報告書を検査する際に必ず記載するよう指導することを提言する。

【意見2】

補助金申請者Hが実施する当該事業のチラシによると令和6年7月14日（日）に

は、「はじめてのキッズジャズ（11：00～11：40、対象：0～3才の子どもとその保護者、参加費1,000円）」と「キッズコンサート（15：00～16：30、4才以上で大人だけの参加も大歓迎、前売券3,000円、当日券3,500円）」とが同日開催されている。当該補助金交付要綱第2条では「鳥取市内で0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象」としている。「キッズコンサート」は4才以上から大人までを対象としているため、本補助金の対象外と考えられる。所管課の回答では、「口頭により、公演料・著作物使用料については配分していると確認しましたが、その他は公演回数に関わらず発生するものであると考え、配分しておりません。」とのことであったが、公演回数に関わらず、補助対象事業と補助対象外事業がある場合には、全ての経費において、それぞれの事業に配分する必要があるため、今後、指導の徹底を提言する。

05-03-5

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（国民文化祭参加補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1に掲載
最終予算	05-03-1に掲載
決算	318千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする事業の内、市内の文化団体が国民文化祭に参加する経費を助成し、発表の機会の提供と他県との文化芸術を通じた交流を推進することを目的としている。

本補助金の額は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に必要と認められる経費（ただし、国民文化祭等参加推進事業補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202300298105号鳥取県地域社会振興部長通知）に基づく補助金を除く。）を生ずる場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額）に4分の1を乗じた額以内を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2に含まれる。

05-03-6

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（郷土文化普及啓発補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	200 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、郷土に関する文学者、偉人、文化遺産等の調査・研究や顕彰のために行う活動に対する経費の内、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、又は役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に必要と認められる経費（当該補助事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料その他の収入金を生ずる場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額）に 2 分の 1 を乗じた額以内で、上限を 20 万円として交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

05-03-7

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（発表鑑賞補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	400 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている事業の内、10年単位を記念して行う公演、展覧会、出版などの文化芸術の発表活動や文化団体、学校などが主催して広く市民を対象として行う舞台芸術鑑賞のための活動で、意欲的で創造的な事業について補助することを目的としている。

本補助金の額は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、又は役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料その他補助事業の実施に必要と認められる経費（ただし、当該補助事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料 その他の収入金を生ずる場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額）に 2 分の 1 を乗じた額以内で、上限を 20 万円として交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

【意見】

補助金申請者 I の鳥取市文化芸術事業に関する補助金収支予算書(事業名：50 周年記念演奏会 (第 23 回定期演奏会))の決算額に、当初予算額に計上のない支出（映像製作費 180,000 円、当日運営委託料 137,000 円、記念冊子製作費 134,000 円ほか 138,117 円）が計上され、補助対象経費になっている。所管課からは「申請者の予算書作成時の支出区分についての認識が甘く、全て謝礼の項目に含めて計上していた。当課も確認が不足しておりました。」との回答があった。経費の支出自体に誤りはなく、当該交付要綱第 8 条の記載から変更承認申請の必要のない軽微なものと判断はするが、交付申請の際に十分な聞き取りを実施し、今後、鳥取市補助金等交付規則第 9 条第 1 項に規定する「軽微なもの」に該当するかどうかの判断を含め、経費の計上の仕方において予算書と決算書があまり乖離しないよう申請者に対して指導を徹底することを提言する。

05-03-8

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（指導者等招聘補助）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-03-1 に掲載
最終予算	05-03-1 に掲載
決算	200 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、文化芸術団体が技術の向上や郷土文化の研究のために指導者を招聘する活動に係る経費の内、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、又は役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料その他補助事業の実施に必要と認められる経費（ただし、当該補助事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料その他の収入金を生ずる場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額）に2分の1を乗じた額以内（上限20万円）で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

05-04-1

補助金等名称	鳥取市文化交流拠点整備事業補助金
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	120,772 千円（一般・特定）
最終予算	120,772 千円
決算	118,271 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化交流拠点整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体等が実施する文化交流拠点の整備に必要な経費の一部を補助することにより、文化芸術活動の維持・発展及び交流人口の増加を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、本市地域内において、文化芸術に関する創作・発表・体験・交流の場を新たに整備する事業の経費の内、既存施設の撤去に要する調査・設計費、工事監理費、工事費その他市長が認めた経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）

に 10 分の 10 を乗じた額、及び新たな施設等の整備に要する調査・設計費、工事監理費、工事費その他市長が認めた経費の額（消費税等を除く。）に 3 分の 2 を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

本補助金は、公募による募集をかけておらず、1 団体のみを対象として交付されている。そのため、当該交付要綱第 2 条に規定されている「文化芸術団体が実施する文化交流拠点」の「交流拠点」について、明確な定義が示されていなくても、問題が発生しない状況にある。しかしながら本来補助金は、その性格上、広く事業者等に交付を受ける機会が与えられるべきである。従って、本補助金の公募を実施する際には、公平性、透明性の観点からも「交流拠点」の定義を明確にしておくことを提言する。

05-04-2

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（市長が特に認めるもの）（舞台芸術×賑わい創出モデル事業）
所管	文化交流課
当初予算（一般・特定）	05-04-1 に掲載
最終予算	05-04-1 に掲載
決算	2,500 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている事業の内、市長が特に必要と認める事業で、予算の範囲内において市長がその都度決定し、交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

05-02-2 に含まれる。

05-05-1

補助金等名称	鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金
所管	文化交流課
繰越明許費（一般・特定）	3,000 千円（一般・特定）
決算	1,161 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方自治法 鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市民による地元芸術家の活用を促進することにより、本市における文化芸術人材の発掘・育成及び本市の文化芸術活動の持続・発展に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、本市内において実施される本市在住又は出身の芸術家（以下「地元芸術家」という。）の発表の機会を設ける事業で、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料その他補助対象事業の実施に必要と認められる経費（補助対象経費から補助対象事業の実施にあたり生じた収入を除いた額）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内（上限 20 万円）で、予算の範囲内において交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

当該補助金申請者 J の補助金対象事業であるコンサートのパンフレットの裏面に「ヴァイオリンスクール（2024 年秋スタート／生徒さん随時募集中）と広告が記載されている。地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されており、営利を目的とした広告が掲載されている経費は補助金の対象外経費とすべきであると考える。今後は、補助対象経費とするのであれば、パンフレット等に営利を目的とした広告等を掲載しないよう厳重に指導すべきである。

05-05-2

補助金等名称	鳥取市民間ギャラリー活用奨励金
所管	文化交流課

繰越明許費（一般・特定）	05-05-1 に掲載
決算	438 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市民間ギャラリー活用奨励金交付要綱

① 補助金等の概要

本奨励金は、民間ギャラリーの運営維持及び本市の文化芸術活動の担い手の発掘・育成に資することを目的としている。

本奨励金の額は、本市内の民間ギャラリーにおいて実施される、交付対象者自身の作品を含む美術工芸作品等を展示する事業に係る人件費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料、賃借料その他交付対象事業の実施に必要と認められる経費（ただし、作品の制作に係る経費は除く。）に 10 分の 5 を乗じて得た額以内で算定し、10 万円を上限として、予算の範囲内において交付する（交付対象者につき、1 年度 2 回までとする。）ものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

当該交付要綱第 5 条（交付対象事業）において、「本奨励金の交付対象となる事業は、市内の民間ギャラリーにおいて実施される、交付対象者自身の作品を含む美術工芸品等を展示する事業とする。」と記載されている。チラシから見ても、当該補助金申請者 K が実施する「雑貨市」は展示及び販売を目的としているものであり、当該交付要綱に規定する「展示」に限定した事業には該当しないものと考える。所管課からは「基本的に展示する事業を対象としています。しかし、この民間ギャラリー活用奨励金は、元々国からの新型コロナウィルス感染症に対応する地方創生臨時交付金を基に始まったものであり、コロナの影響で利用者が落ち込んだ民間ギャラリーの活用及び芸術家の支援という 2 つの意味があります。その後、現在は国からの物価高騰の補助金を活用していますが、2 つの意味は継続しています。地元芸術家の支援の意味では、販売展示も芸術家が自立するための支援の一つで、販売も可能とすることは否定するものではないと考えていました。」との見解が示された。この見解に沿うためには、当該交付要綱において、展示及び販売が可能となるよう改正する必要があることから、早期に改正することを提言する。

補助金等名称	若手芸術家育成拠点整備事業補助金
所管	文化交流課
繰越明許費（一般・特定）	05-05-1 に掲載
決算	1,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	若手芸術家育成拠点整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、若手芸術家が集い、創作活動・展覧会の開催・実演販売・情報交換・情報発信を行う拠点の整備を支援することにより、若手芸術家の発掘及び育成並びに中心市街地の賑わい創出を図り、もって本市の文化振興に資することを目的としている。

本補助金の額は、まちづくり関連会社、鳥取市中心市街地活性化協議会等で構成され、規約等を有する団体で、若手芸術家を中心とした創作・展示・販売・交流などの活動拠点を整備することで、文化芸術の振興及び中心市街地におけるまちの賑わい創出に資する事業の経費の内、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料又は保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費その他活動拠点整備・運営に必要であると市長が認めた経費に 10 分の 10 を乗じた額で、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

06-01-1

補助金等名称	鳥取市 U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	15,920 千円（一般）
補正予算	△800 千円
最終予算	15,120 千円
決算	797 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市 U J I ターン者住宅利活用推進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、U J I ターン希望者等、避難者、空き家提供者又はサブリース実施団体等に対し、空き家の改修、残置物処分に必要な経費の一部を助成することにより、U J I ターン者 の住生活の安定向上を図り、人口増加による本市の活性化を促進するとともに、空き家の利活用により、空き家による災害及び犯罪を未然に防止し、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的としている。

本補助金の額は、空き家バンクに登録された住宅の改修や残置物処分を行う事業等の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係る改修費並びにごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等の経費の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に 10 分の 5 を乗じた額以内で、40 万円を限度に予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

06-01-2

補助金等名称	鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定） 補正予算 最終予算	06-01-1 に掲載 06-01-1 に掲載 06-01-1 に掲載
決算	2,200 千円
補助等団体数（実績）件数	24 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、結婚、出産又は子育てを機会とした若年者の I J U ターンを促進するため、移住を目的として転入した世帯に対し奨励金を交付することにより、転入人口の増加を図るとともに、本市の少子化を抑制することを目的としている。

本補助金の額は、本補助金の交付の申請をする日において、次に掲げる要件のうち、アのみを満たす世帯は 1 世帯当たり 5 万円、イ又はウを満たす世帯は 1 世帯当たり 10 万円とし、予算の範囲内において交付するものである。

ア 結婚（事実婚及び性的マイノリティのカップルによるパートナーシップを含む。）をして 10 年以内であること。

イ 新たに住民登録をした世帯員に妊娠中の者がいること。

ウ 新たに住民登録をした世帯員に高等学校入学前の子がいること（高等学校入学前の子が近居している場合は、世帯員とみなす）。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

06-02-1

補助金等名称	鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	3,917 千円（一般・特定）
最終予算	3,917 千円
決算	3,902 千円
補助等団体数（実績）件数	8 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中山間地域の維持又は活性化による魅力ある地域づくりを図ることを目的としている。

本補助金の額は、本市の中山間地域において、地域住民や団体等が自ら創意工夫を凝らして取り組む地域活性化計画の策定及び計画に基づくソフト事業の取組、むら（中山間地域の集落、任意団体等をいう。以下同じ）とまち（市街地の自治会、任意団体等をいう。）、又はむら同士が相互に呼びかけるなどして、中山間地域の地域資源等を活用し、相互の連携と理解を図ることにより、相互の活性化につながる交流の取組を行うための経費で、(1) 地域活性化計画の策定及び計画に基づくソフト事業においては、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費等に 10 分の 10 を乗じた額以内（下限、上限あり）、(2) 地域活性化事業においては、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、概ね 3 万円以内の備品購入費等の経費に 5 分の 4 を乗じた額以内（下限、上限あり）で、(3) 交流事業においては、交流に必要と認められる報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費等の経費に 10 分の 10 を乗じた額以内（下限、上限あり）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

令和7年度輝く中山間地域創出事業補助金募集要項の(3)補助金対象経費のア「対象経費となる例」の報償費の備考欄に「団体の構成員に対する報酬・謝金は対象外とします。」また、委託料の備考欄には「草刈、施設管理など自分たちで出来る内容の委託は対象外です。」と記載されているにも関わらず、当該補助金申請者Bの補助対象経費の中の報償費にはハーブガーデン作業経費として177,500円が計上され、作業日報兼領収書には、「草刈りや水やり」といった作業内容が記載されている。所管課からは、「募集要項では、『講師・アドバイザー等への謝金、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を支出するための経費』は報償費として本補助金の交付対象経費としております。団体構成員以外の者が行いました草刈りや水やりといった作業については、『役務の提供に対する経費』として、委託料ではなく報償費として支出し、補助対象としました。」との見解が示された。しかしながら、あくまでも、報償費は、「講師・アドバイザー等への謝金、役務の提供」と記載されており、「草刈りや水やり」は報償費ではなく、委託料に該当するものと考える。したがって、当該交付要綱に示された補助対象経費の区分を明確にし、誤った適用がされないためにも、早期に募集要項等の改訂を実施することを提言する。

06-03-1

補助金等名称	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	11,423千円（一般・特定）
最終予算	11,423千円
決算	9,542千円
補助等団体数（実績）件数	7件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の中山間地域において、買い物支援に係る取組や、買い物福祉サービスの取組を支援することにより買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、住民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的としている。

本補助金の額は、(1)店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業で、買物環境確保計画に基づき実施する移動販売等の拡充を行うための燃料費、車検費用、修繕費用又は備品購入費店舗整備・改修、設備の整備経費移動販売に用いる車両の購

入又はリースに係る経費 10 分の 10 を乗じた額以内(上限あり)、(2)買い物福祉サービスの実施に係る経費で賃金、需用費、借料・損料、燃料費等の額に 10 分の 10 を乗じた額以内（上限あり）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。(ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。) を除く。)

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

06-04-1

補助金等名称	鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	5,000 千円（一般）
最終予算	5,000 千円
決算	5,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の中山間地域において、地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフト両面から総合的な地域の活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、(1)ソフト事業で、地域活性化のための行事等に係る経費その他事業に必要な経費に 6 分の 5 を乗じた額以内（上限あり）、(2)ハード事業で、遊休施設の改修等に係る経費、事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費、ハード整備と一体的に整備される 500 千円未満の備品購入等に係る経費その他事業に必要な経費に 6 分の 5 を乗じた額以内（上限あり）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

06-05-1

補助金等名称	大規模周遊自転車イベント運営補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,000 千円（一般・特定）
最終予算	1,000 千円
決算	1,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	大規模周遊自転車イベント運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、大規模周遊自転車イベントの開催を支援することにより、県内外へ本市の魅力を発信し誘客を図り、もって本市の地域振興・観光振興につなげることを目的としている。

本補助金の額は、多数の参加者が鳥取市及び周辺町を跨いだ長距離を自転車で周遊し、豊かな自然景観や地元の特産品を楽しむための官民が連携するイベントを開催する事業の実施に要する経費から、参加料、協賛金、負担金その他の収入により充当される額を除いた額を上限とし、その額に 10 分の 10 を乗じた額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

06-06-1

補助金等名称	鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金
所管	地域振興課
当初予算（一般・特定）	5,200 千円（一般）
最終予算	5,200 千円
決算	5,200 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件

根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱
-----------------	-----------------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の中山間地域等において生活する人々が安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくりの取組を支援するとともに、小さな拠点の立ち上げや地域運営組織による、機能の拡充、維持的な運営、若い担い手の育成及び活性化の取組を支援することにより、持続可能な地域の形成を図ることを目的としている。

本補助金の額は、(1)中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備する計画策定や試行実施に必要な計画策定等の検討に係る経費、研修、専門家招へいに係る経費、試行に係る経費（事業費 100 万円未満の工事代、50 万円未満の備品購入、アルバイト賃金、印刷製本費、使用料、需用費等）に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）以内、及び(2)中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用した取組みで、小さな拠点として発展が見込まれるものについて、次のリーダーとして概ね 60 歳以下の担い手を確保・雇用し、育成等に必要な担い手活動費（担い手に係る給料・社会保険料旅費等）、担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費、賃金、需用費、使用料、燃料費等）、地元での講習会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、印刷製本費、使用料、需用費等）その他事業実施に必要な経費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）以内、並びに(3)中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって実施される、小さな拠点づくりへのステップアップにつながるソフト事業で住民等が将来のために主体的に取り組む活動に必要な備品、機械、器具等は 1 件あたりの取得金額が 500 千円未満のもの、その他事業実施に必要な経費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

07-01-1

補助金等名称	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
所管	協働推進課

当初予算（一般・特定）	1,200 千円（一般・特定）
最終予算	1,200 千円
決算	1,001 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱

① 補助金等の概要

本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化等のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を支援することにより、市民活動が活性化し、もって市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的としている。

本助成金の額は、本助成金の対象となる事業は、本市のまちづくりに関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等について適當と認めたもので（ただし、当該事業の実施にあたり、国又は地方公共団体から本助成金以外の助成金の交付を受ける場合を除く。）自主事業部門として地域課題の解決や SDGs の 17 の目標の達成その他住みやすいまちづくりのために取り組む事業であって、「アクティブとっとり」に登録する市民活動団体が自ら企画し、実施するもので市民活動拠点の報償費（講師・専門家への報酬、謝礼等）、旅費（講師・専門家の交通費、宿泊費等）、消耗品費、印刷製本費、役務費（原稿料、通信運搬費、手数料等）、保険料、委託料（事業の一部を委託する場合に限る。）、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める経費に補助率（1回目 10 分の 10、2回目 5 分の 4、3回目 4 分の 3）を乗じた額（上限あり、また助成金交付対象者である市民活動団体等の構成員に対して支払われる報償費、旅費、役務費及び委託料並びにこれらに類すると認められる費用は、助成対象外とする。）、並びに(2)協働事業部門として市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等の各種団体が企画立案する事業であって、市と協働で実施することにより、より効果が期待できるもので自主事業部門の助成対象経費として掲げる経費及び事業のために雇用したアルバイト等の人物費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、助成対象事業について民間団体等の助成金、参加料等の収入がある場合であってこれらの収入の額と算定額との合計が当該事業に要する費用の総額を超えるときは、その超える額を算定額から減じた額を本助成金の額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

07-02-1

補助金等名称	鳥取市交通安全対策協議会補助金
--------	-----------------

所管	協働推進課
当初予算（一般・特定）	3,492千円（一般）
最終予算	3,492千円
決算	3,379千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 鳥取市交通安全対策協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について対策を推進し、もって住民の交通安全に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、交通安全運動の実施、交通事故防止思想の普及徹底、交通事故防止対策について調査研究、交通安全教育及び交通道徳の向上、交通安全施設の整備、市長が特に必要と認めた事業で、鳥取市交通安全対策協議会が要する会議費、事務費（需用費、通信費）、広報啓発費（需用費）、交通安全運動にかかる経費（需用費、通信費、報償費、旅費、その他必要と認められる経費）及び鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区協議会に要する経費として、均等割1団体につき15万円、人口数での加算額で、人口1人～4,000人の区域は25,000円、以降は4,000人ごとに43,000円を追加、人口112,001人以降は1,229,000円とした額との合計額に10分の10を乗じた額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市交通安全対策協議会の事務局が置かれている。

07-03-1

補助金等名称	鳥取市交通安全指導員会補助金
所管	協働推進課
当初予算（一般・特定）	1,716千円（一般）
最終予算	1,716千円
決算	1,544千円
補助等団体数（実績）件数	1件

根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 鳥取市交通安全指導員会補助金交付要綱
-----------------	------------------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、交通安全指導員の交通指導に関する知識、技術の向上を図り、もって住民の交通安全に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市交通安全指導員会が市の主催するイベントへの協力、市長が特に必要と認めた事業に要する経費（2万円を限度）及び各地区指導員会の交付金として鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区指導員会に対して1団体につき96,000円（均等割）並びに各地区指導員会の指導員の定数に1人当たり6,500円（定数割）の合計額に10分の10を乗じて得た額として、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

指摘の内容は、第3章第2(1)総論のイに掲載されているとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市交通安全指導員会の事務局が置かれている。

07-04-1

補助金等名称	鳥取市自治会連合会交付金
所管	協働推進課
当初予算（一般・特定）	69,953千円（一般）
最終予算	69,953千円
決算	69,251千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市自治会連合会交付金交付要綱

① 補助金等の概要

本交付金は、鳥取市自治会連合会（以下「連合会」という。）が行う住民自治の確立及び市域のコミュニティ活動や、住みよいまちづくりのために市と協働して行う活動に対し、交付金を交付することにより自治会相互の連携及び住民福祉の増進を図り、本市の振興発展に寄与することを目的としている。

本交付金の額は、連合会の運営、連合会及び連合会を構成する自治会、町内会の研修、連合会及び連合会を構成する自治会、町内会が共同して取り組む事業の経費の内、交際費・食糧費、慶弔費を除いた額に、連合会を構成する自治会、町内会の活動助成として、

連合会を構成する単位町内会×35,000 円、並びに単位町内会を構成する世帯×700 円を加算した額に 10 分の 10 を乗じて算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

07-05-1

補助金等名称	鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金
所管	協働推進課
当初予算（一般・特定）	10,252 千円（一般）
補正予算	△225 千円
最終予算	10,027 千円
決算	9,643 千円
補助等団体数（実績）件数	358 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金交付要綱

① 補助金等の概要

本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的としている。

本交付金の額は、地域コミュニティ推進事業として、運動会等のスポーツ事業又は伝統行事等の文化的事業、町内案内板等の町内会が所有又は管理する設備の整備、感染症対策を目的とした事業の経費で、報償費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費その他市長が特に必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）の額に 4 分の 3 を乗じた額と町内会未加入者に対する町内会加入促進事業及び町内会の新設に要する事業の補助対象経費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）を合計し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

07-06-1

補助金等名称	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
所管	協働推進課

当初予算（一般・特定）	29,392 千円（一般・特定）
最終予算	29,392 千円
決算	28,931 千円
補助等団体数（実績）件数	108 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金

① 補助金等の概要

本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、地域運営組織を組織する団体の活動及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的としている。

本交付金の額は、(1)地域運営組織の組織運営のために行う事業で、組織運営のための勉強会や情報提供その他組織運営につながる事業の経費の内、報償費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、燃料費その他市長が特に必要と認める経費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）、(2)地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する事業で、地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業、市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業、その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業の経費の内、報償費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、燃料費、その他市長が特に必要と認める経費に 5 分の 4 を乗じた額（上限あり）(3)地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する事業で、地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業、市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業、その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業の経費の内、報償費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、燃料費、その他市長が特に必要と認める経費に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）で、それぞれ予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

07-07-1

補助金等名称	鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金
所管	協働推進課

当初予算（一般・特定）	4,680 千円（一般・特定）
補正予算	1,706 千円
最終予算	6,386 千円
決算	4,897 千円
補助等団体数（実績）件数	268 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、大雪時に町内会等が行う生活道路確保のための自主的な除雪活動（以下「除雪活動」という。）を支援し、地域コミュニティ活動の下支えを行うことを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市北部又は南部に大雪注意報が発表された日以降に補助対象者が行う除雪活動（ただし、国又は地方公共団体から本補助金以外の補助金等を受けて実施する除雪作業及び政治的又は宗教的施設の除雪作業は対象としない。）に要する経費（ただし、補助対象事業を実施する年度に支出したものに限る。）に4分の3を乗じて得た額（上限あり）で、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

本補助金の交付対象事業である除雪作業において、補助金申請者 L は、レギュラーガソリン代（セルフサービスで給油）として、令和7年2月7日（40.0 ℥）、2月22日（36.21 ℥）、2月23日（2枚 33.72 ℥、28.09 ℥）のレシートの写しを補助対象経費の証明書として添付しており、当レシートの写しには手書きで「上記4点領収書は補助金申請者 L の領収書である事を窓口で確認済」と追記されている。短期間にかなりの燃料を消費しているが、その他の申請団体と比較してもかなり突出したガソリンの消費量となっている。異常な数値を把握した場合の検査方法として、それらの数量が全て除雪作業に使用されたことの確認を行うためにも、事実確認を実績報告時に口頭確認のみで済ませるのではなく、当該交付要綱において、除雪車等の稼働日報などの記録をさせ、実績報告の際に提出させることを記載するなどの改正を望ましい。

07-08-1

補助金等名称	鳥取市市民運動推進協議会補助金
所管	協働推進課

当初予算（一般・特定）	3,715 千円（一般・特定）
最終予算	3,715 千円
決算	3,474 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市市民運動推進協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市民が一体となって美しいまちづくりの実現に資することを目的としている。

本補助金の額は、(1)まちを美しくする企画、運動の事業経費の内、需用費、報償費、ごみ収集処理費に 10 分の 10 を乗じた額、(2)美化運動を自主的に実践する団体の支援として、鳥取砂丘美化運動協議会助成金、湖山池を守る会助成金、狐川を美しくする会助成金及び需用費の額に 10 分の 10 を乗じた額、(3)各事業の広報啓発事業の経費の内、需用費、印刷製本費、通信費に 10 分の 10 を乗じた額、(4)調整連絡会議事業鷄歩の内、会議費、需用費、印刷製本費、使用料の額に 10 分の 10 を乗じた額で、予算の範囲内で交付するものである。(ただし、当該補助事業の実施にあたり、寄附金等の収入金がある場合には、補助対象事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額を補助対象経費とする。)

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

08-01-1

補助金等名称	鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金
所管	生活環境課
当初予算（一般・特定）	8,500 千円（一般・特定）
最終予算	8,500 千円
決算	8,500 千円
補助等団体数（実績）件数	114 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内の既存住宅における断熱リフォームを積極的に支援することにより、住宅の省エネルギー性能の向上を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推

進することを目的としている。

本補助金の額は、高断熱窓の購入及び設置・交換を行う事業であって、対象住宅に設置されている高断熱窓でない外気と直接接している窓を高断熱窓にするものであること、設置する高断熱窓は未使用品であること、高断熱窓の設置完了日が本補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の4月1日から3月31日までの間に存すること、市内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者（以下「市内事業者」という。）を利用して行うことのすべての要件を満たした高断熱窓の購入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額（上限10万円）及び高断熱ドアの購入及び設置・交換を行う事業であって、高断熱ドアでない玄関ドアを高断熱ドアとするものであること、設置する高断熱ドアは未使用品であること、高断熱窓の補助事業を併せて実施するものであること、高断熱ドアの設置完了日が補助対象年度の4月1日から3月31日までの間に存すること、市内事業者を利用して行うことのすべての要件を満たした高断熱ドアの購入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額（上限5万円）で、予算の範囲内で交付するものである。

（対象設備の区分が複数該当する場合は、合計して15万円を上限とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

09-01-1

補助金等名称	鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	1,654千円（一般）
最終予算	1,654千円
決算	1,281千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という。）の活動を育成・支援し、もって民生委員・児童委員の活動の進展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、県民児協の活動を強化することによって、民生委員・児童委員の活動の活性化を図る事業で、(1)県民児協の役員等の各種大会、研究協議会等への出席、研修会及び大会の開催、調査研究の実施、民生委員・児童委員の活動資料の収集、作成及び配布、

(2)全国民生委員互助共励事業運営要綱（平成 11 年 10 月 29 日付け全国社会福祉協議会長通知）に基づき実施する事業（同要綱第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号の規定に基づき実施する事業を除く。）について、民生委員・児童委員が納入する会費の一部に対する助成、(3)民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 20 条の規定に基づき組織された地区民生委員協議会（以下「単位民児協」という。）が行う事業のうち、県民児協が定める指定民生委員協議会指定要領に基づきモデル活動地区に指定した単位民児協への助成（ただし、当該間接補助事業に要する経費の額以上の間接補助金を交付する事業に限る。）事業に要する経費及び間接補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額以内で、予算の範囲内で交付されるものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

09-01-2

補助金等名称	鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	09-01-1 に掲載
最終予算	09-01-1 に掲載
決算	208 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、全国各地で活動する民生委員・児童委員が一堂に集い、ともに励まし合い、それぞれの活動内容等を共有するとともに、意見交換を行い、民生委員・児童委員活動の一層の充実を目指すことを目的に参加する全国民生委員児童委員大会の参加に要する経費に対し補助金を交付することにより、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。

本補助金の額は、当該年度における大会参加に要する経費のうち参加者 2 名分の交通費、宿泊費、日当及び参加負担金の額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

09-02-1

補助金等名称	鳥取市民生児童委員協議会補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	21,475千円（一般）
最終予算	21,475千円
決算	21,474千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市民生児童委員協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市における民生児童委員の連携、研究協議、活動等の促進を目的として組織される鳥取市民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援し、もって地域福祉の増進に資することを目的としている。

本補助金の額は、基本年額100万円に、地区民生児童委員協議会活動費年額31,200円及び民生委員1人当たり月額3,100円を加えた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、補助対象経費の実績を超えない範囲とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

09-03-1

補助金等名称	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	176,705千円（一般）
最終予算	176,705千円
決算	165,023千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う社会福祉事業の運営に要する報酬、俸給、給与、給料、扶養手当、管理職手当、期末勤勉手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、法定福利費、退職共済掛金、賃金（他の補助金、委託費等の対象とされる者的人件費は除く。）に 10 分の 10 を乗じた額で、予算の範囲内で市長が認める額を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

09-04-1

補助金等名称	ふれあいのまちづくり事業補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	1,538 千円（一般）
最終予算	1,538 千円
決算	1,164 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	ふれあいのまちづくり事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施するふれあいのまちづくり事業で、各種相談の開設（心配ごと、一般、法律、司法書士、人権、行政、身障、教育）事業として支出する人件費（非常勤職員給与、法定福利費）、法律相談、司法書士相談に係る諸謝金、心配ごと相談員の旅費交通費、及び事務費（あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。）の額に 10 分の 10 を乗じた額と地域の中で援護を必要とする世帯が安心して暮らしていける環境を築きあげるため、地域住民と関係機関が連携を密にしたネットワークを構築するための助成金（活動費）として、1 ネットワークにつき 200 円／年の額に 10 分の 10 を乗じた額との合計額で、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、他の補助金、委託費等の対象とされる者的人件費は除く。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

09-05-1

補助金等名称	鳥取市地域福祉基金事業補助金
所管	地域福祉課
当初予算（一般・特定）	1,220千円（一般・特定）
最終予算	1,220千円
決算	920千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域福祉基金事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、鳥取市地域福祉基金又はあらかじめ市長の承認を得た財源を原資として、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う地域福祉活動事業で、地域で福祉活動を行う団体や地域住民の連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動を行うために地区社会福祉協議会単位に地域・福祉活動コーディネーターを設置するため、1地区につき、初年度は20万円に、2年目以降の年度は15万円に市長が事業の遂行に特に必要とあらかじめ認めた経費を加えた額とし、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、市社協が自主財源及び本補助金を併用して補助対象事業を実施する場合の補助金の額は、市社協の自主財源に係る補助対象事業に要する額を除いた額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

10-01-1

補助金等名称	鳥取市アルツハイマー病治療薬補助金
所管	長寿社会課
補正予算（一般・特定）	2,318千円（一般）
最終予算	2,318千円
決算	171千円
補助等団体数（実績）件数	7件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市アルツハイマー病治療薬補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、アルツハイマー病治療薬（保険適用となった抗アミロイド抗体を用いた疾患修飾薬（アルツハイマー病の原因物質とみられるアミロイドβタンパクを除去するこ

とで進行を抑制する効果が認められた薬)の保険診療が可能になったことに伴い、早期検査及び治療に向かう市民の生活負担を軽減することを目的としている。

本補助金の額は、検査又は治療を受けた各月ごとに、鳥取県の交付要綱別表2(1)に掲げるひと月当たりの補助上限額、補助対象者が受診した検査又は治療のうち鳥取県の交付要綱別表2(2)の間接補助対象経費となる項目に該当する基準額に自己負担割合を乗じた額、補助対象者が受診した検査又は治療のうち鳥取県の交付要綱別表2(2)の間接補助対象経費となる項目に該当する検査又は治療で、領収書等により確認できる自己負担額のうち、最も少ない額の合計額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)とし、予算の範囲内で交付するものである。(合計額の上限は、補助対象者1名あたり40万円(生涯管理)とする。)

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限3年)の設定」がされていない。

10-02-1

補助金等名称	鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営補助金
所管	長寿社会課
当初予算(一般・特定)	7,546千円(一般)
最終予算	7,546千円
決算	7,546千円
補助等団体数(実績)件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が運営する老人福祉センター(国府町老人福祉センター、河原町老人福祉センター、気高町老人福祉センター、青谷町老人福祉センター)において、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする事業に係る人件費(嘱託職員及び臨時職員の給料、法定福利費、福利厚生費に限る。)、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕費、

光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、委託料(業務委託料、保守料)、賃借料、租税公課の額に10分の10を乗じた額で、予算の範囲内で市長が認める額を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限3年)の設定」がされていない。

10-03-1

補助金等名称	鳥取市敬老祝賀事業補助金
所管	長寿社会課
当初予算(一般・特定)	40,567千円(一般・特定)
補正予算	△454千円
最終予算	40,113千円
決算	36,823千円
補助等団体数(実績)件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市敬老祝賀事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福することを目的として開催される敬老祝賀事業の実施に要する経費を補助することにより、高齢者福祉に対する市民の理解を深め、もって本市の高齢者福祉の向上を図ることを目的としている。

本補助金の額は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が、地域において行う敬老会事業(以下「間接補助事業」という。)を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、間接補助事業の実施に要する経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、間接補助事業対象経費ごとに、均等割額1万円と間接補助事業に係る対象高齢者の人数に1,270円を乗じて得た額との合計額で、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限3年)の設定」がされていない。

10-04-1

補助金等名称	鳥取市老人クラブ活動補助金(単位老人クラブ分)
--------	-------------------------

所管	長寿社会課
当初予算（一般・特定）	11,320千円（一般）
最終予算	11,320千円
決算	10,951千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市内の老人クラブの活動に対し補助することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに健康づくりを促進し、もって明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的としている。

本補助金の額は、交付対象者である鳥取市老人クラブ連合会が実施する高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるための事業、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにするための事業、高齢者の社会参加を進めるための事業、老人クラブに対する活動助成事業、その他市長が適当と認めた事業の経費の内、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金その他市長が必要と認める経費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額（上限あり）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

10-05-1

補助金等名称	鳥取市老人クラブ活動補助金（連合会分）
所管	長寿社会課
当初予算（一般・特定）	8,501千円（一般）
最終予算	8,501千円
決算	8,485千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市内の老人クラブ連合会の活動に対し補助することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに健康づくりを促進し、もって明るい長寿社会の実現と保健福祉

の向上に資することを目的としている。

本補助金の額は、交付対象者である鳥取市老人クラブ連合会が実施する高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるための事業、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにするための事業、高齢者の社会参加を進めるための事業、老人クラブに対する活動助成事業、その他市長が適当と認めた事業の経費の内、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金その他市長が必要と認める経費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額（上限あり）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

10-06-1

補助金等名称	鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金
所管	長寿社会課
当初予算（一般・特定）	159,500 千円（一般）
補正予算	2,176 千円
最終予算	161,676 千円
決算	159,656 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 2 項の規定により市長の許可を受けた者（以下「事業者」という。）が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 45 号）並びに鳥取市軽費老人ホーム利用料等取扱基準に基づき、利用者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合における当該減免した経費について補助することを目的としている。

本補助金の額は、(1)事務費実支出額と定員 1 名当たりの事務費基準単価により算出した額に事務費加算額の合計額に各月初日の実利用人員を乗じて得る年間合算額のいかが少ない額から(2)本人から徴収した事務費実徴収額と想定本人徴収額の年間合算額のいかが多い方の額を減じた額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除く。)以下とし、予算の範囲内で本補助金を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

10-06-2

補助金等名称	鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金
所管	長寿社会課
当初予算（一般・特定）	8,150 千円（一般）
補正予算	△2,742 千円
最終予算	5,408 千円
決算	5,372 千円
補助等団体数（実績）件数	5 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、新型コロナウィルス感染症への対応など、最前線において働く軽費老人ホーム職員を対象として、賃金改善を行う経費老人ホームに対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助し、軽費老人ホーム職員の処遇改善を図ることを目的としている。

本補助金の額は、目的を達成に資するため、軽費老人ホーム職員の賃金改善を行う経費老人ホームの運営者に対し、運営基準職員の賃金改善額以下とし、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、当該賃金改善を行う前の賃金支払額に 5 % を乗じた額を限度とする。）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

11-01-1

補助金等名称	鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受け入れ事業所看護師配置等助成事業）補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定） 補正予算 最終予算	11,832 千円（一般・特定） 904 千円 12,736 千円
決算	12,090 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受け入れ事業所看護師配置等助成事業）補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、日常的に医療行為の必要な障がい児者（以下「要医療障がい児者」という。）を受け入れるために看護職員（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に定める保健師、同法第 3 条に定める助産師、同法第 5 条に定める看護師又は同法第 6 条に定める准看護師をいう。以下同じ。）を基準以上に配置している事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く。以下同じ。）、又は訪問看護ステーション等の看護職員の派遣を受ける事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所並びに指定生活介護事業所等を除く。以下同じ。）に対し必要な経費を補助することにより、要医療障がい児者の日中活動の場を確保するとともに、通院等介助及び通院等乗降介助を行う居宅介護事業所（以下「居宅介護事業所」）、重度訪問介護事業所（移動支援部分に限る）又は移動支援事業を行う移動支援事業所（以下「移動支援事業所」）が、要医療障がい児者の移動支援に要する医療的行為等に対応するために看護職員の派遣を受ける場合の必要な経費を助成し、移動に係る福祉サービスを利用できることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱に該当する看護職員の人件費の全部又は一部（上限あり）の額（同じ日に通算して 2 時間を超える派遣を行った場合は、上限 4,400 円を加算できるものとする。）から、本事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

11-02-1

補助金等名称	鳥取市重度障がい児者支援事業補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定）	52,129 千円（一般・特定）
補正予算	4,540 千円
最終予算	56,669 千円
決算	53,727 千円
補助等団体数（実績）件数	12 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市重度障がい児者支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、重度障がい児者の受入れを行う社会福祉法人等に対して助成を行うことにより、重度障がい児者の活動を支援すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに重度障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的としている。

本補助金の額は、(1)重度障がい児者に対して生活介護、放課後等デイサービス、短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等の運営に要する経費で、生活介護事業所は、重度障がい児者 1 人当たり日額 2,900 円（ただし、「要医ケア障がい者支援特化型生活介護事業所」運営事業の補助対象となる重度障がい児者の補助基準額は算定しない。）、放課後等デイサービス事業所は、重度障がい児者 1 人当たり日額 1,900 円、短期入所事業所は、重度障がい児者 1 人当たり日額 6,700 円とし、(2)生活介護事業所に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する常勤換算方法により 2.0 人以上の看護職員を配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に対して生活介護による支援を行う社会福祉法人等の生活介護事業所の運営に要する経費で医療的ケアを必要とする重度障がい者のうち、医療的ケアスコアが 32 点以上の者 1 人当たり日額 11,800 円、医療的ケアスコアが 24 点以上 31 点以下の者 1 人当たり日額 7,200 円（事業所における看護職員の配置数が、常勤換算 4.0 人以上の場合は、医療的ケアスコアが 32 点以上の者 1 人当たり日額 13,900 円、医療的ケアスコアが 24 点以上 31 点以下の者 1 人当たり日額 9,300 円とする）で算定した額で、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

11-03-1

補助金等名称	鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定）	7,074 千円（一般・特定）
補正予算	△30 千円
最終予算	7,044 千円
決算	7,043 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター、その他これらに類する団体若しくは個人（以下「事業所等」という。）において障がい者又は障がい者が関わって製造等を行う商品等（以下「事業所商品等」という。）の販売について、常設又は移動販売を行う拠点（以下「福祉の店」という。）を運営する団体を支援することにより、障がい者の自立及び社会参加並びに障がいに対する市民の理解の促進を図ることを目的としている。

本補助金の額は、福祉の店運営のために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び備品購入費等の経費の内、当該交付要綱に示された算定方法に基づき算出された常設販売に要する経費に移動販売に要する経費を加えた合計額とし、当該年度の福祉の店の運営に要する額を上限とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

11-04-1

補助金等名称	鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金
所管	障がい福祉課

当初予算（一般・特定）	8,336千円（一般・特定）
最終予算	8,336千円
決算	8,238千円
補助等団体数（実績）件数	3件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）をパニックや発作等を引き起こす恐れのある障がい者及び医療的ケアが必要で四肢麻痺等のある重度の障がい者が利用する場合に、夜間に世話人（以下「夜間世話人」という。）や生活支援員を配置することにより、利用者の安全と安心を確保するとともに、グループホームの設置促進及び運営の安定化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、(1)夜間支援対象利用者1人あたりの夜間世話人（共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間に専従で夜間支援を行う者1名分）の1日あたりの人件費（各種手当、社会保険を含む。）に鳥取市が援護した夜間支援対象利用者に対する延べ支援日数（ただし、追加的に配置する夜間世話人の人件費は対象外とする。）を乗じた額の合計額、(2)夜間ににおいて利用者のたんの吸引等の医療行為及び体位変換等の身体介護、その他の支援を行うために配置される生活支援員の人件費（ただし、1共同生活住居につき2人までとする。）の額から補助事業に伴う寄付金その他の収入額を控除した額と当該交付要綱に定める補助基準額を比較していずれか低い額を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

11-05-1

補助金等名称	鳥取市地域活動支援センター運営費補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定）	19,444千円（一般・特定）
最終予算	19,444千円
決算	19,444千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域活動支援センター運営費補助金交付

	要綱
--	----

① 補助金等の概要

本補助金は、地域活動支援センターの適正かつ円滑な運営を確保することにより、障がい者等の地域生活の支援を図ることを目的としている。

本補助金の額は、地域活動支援センターの運営に要する経費のうち、施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、単身赴任手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するのに必要な修繕費その他の事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（以下、「補助対象経費」という。）と地域活動支援センターの運営に要する経費の総額から本補助金以外の収入の額を控除した額とのいずれか低い額（当該交付要綱に掲げる基準額を限度額とする。）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

11-06-1

補助金等名称	鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定）	3,000千円（一般・特定）
補正予算	△2,000千円
最終予算	1,000千円
決算	1,000千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、社会福祉法人等が自ら運営する相談支援事業所等に新規又は追加で相談支援専門員を配置する場合に生じると見込まれる経費の一部を支援することで、当該相談支援事業所等が担当する障がい児者を増やし、市内の障がい児者等が円滑に障害福祉サービスを利用できるようにすることを目的としている。

本市内に所在し、事業を実施する社会福祉法人等が相談支援事業所等を新規に開設す

るために相談支援専門員を新たに1人配置し、担当する障がい児者を増加させる事業、並びに相談支援専門員の追加配置事業既設の相談支援事業所等において相談支援専門員を1人増員し、担当する障がい児者を増加させる事業の実施により配置する相談支援専門員に係る人件費（基本給及びこれに伴って発生する法定福利費に限る。）に10分の10を乗じた額と1件当たり100万円のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

11-07-1

補助金等名称	鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制強化事業 補助金
所管	障がい福祉課
当初予算（一般・特定）	2,500千円（一般・特定）
補正予算	878千円
最終予算	3,378千円
決算	2,428千円
補助等団体数（実績）件数	3件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制強化事業 補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、在宅で生活する医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者を支援する居宅介護等の訪問支援を行う事業所を支援し事業者の負担の軽減を図ることで、在宅における支援体制を強化することを目的としている。

本補助金の額は、重度障がい児者等支援加算事業、遠隔地支援加算事業、通院等外出加算事業ごとに、当該交付要綱の別表第3欄に定める算定方法で算出した金額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

12-01-1

補助金等名称	鳥取市戦没者慰靈祭事業補助金
--------	----------------

所管	生活福祉課
当初予算（一般・特定）	1,377 千円（一般）
最終予算	1,377 千円
決算	1,025 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市戦没者慰靈祭事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、本市内各地区遺族会等が実施する戦没者慰靈祭の開催に関する経費（事務、会場設営、謝金及び食糧費（供物に限る。））、本市内各地区遺族会の慰靈祭開催に関する経費、その他市長が認める事業に要する費用の合計額に 10 分の 10 を乗じた額とし、予算の範囲内で市長が認める額を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

令和 6 年度慰靈祭事業取支決算書（各地区遺族会）には、用瀬地区遺族会を除いて、記念品が補助対象経費として計上されている。内容は様々で、ろうそく、菓子、タオルなどが配られている。所管課は、「地方財務実務提要」にあるように、予算科目上は交際費にはあたらず、需用費として扱われるものと認識しており、補助対象経費として差し支えないと考えています。なお、お菓子はお供えであり、飲食に供される目的のものではありません。」との回答であったが、予算科目上の問題ではなく、これらは実質的に言えば交際費に該当するものであり、公益的な観点から妥当であるとは言い難い。本来、本市が戦没者慰靈祭を開催することとした場合においては、「線香、ろうそく」など宗教的儀礼で配られることはあっても、「タオル、菓子」の類は参列者に配付することはしないものと思料する。今一度、本市の統一見解としての補助金の対象外とする交際費の例示を具体的に示すよう提言する。

12-01-2

補助金等名称	青谷町戦没者慰靈祭事業補助金
所管	生活福祉課
当初予算（一般・特定）	12-01-1 に掲載
最終予算	12-01-1 に掲載
決算	289 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	青谷町戦没者慰霊祭事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、戦没者を慰霊し、遺族の心情に配慮するとともに恒久平和を実現する市民意識の向上を図ることを目的として、青谷町遺族会が行う青谷町戦没者慰霊祭事業で、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料の総額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

補助対象経費の内、交通費、準備・片付け労務費として支給している方の中に、遺族会会长の名前があり、遺族会関係者への支払について所管課の意見を聴取したところ、「補助事業の目的を達成するために不可欠な労務に対する対価として、補助金交付要綱に定める補助対象経費と認識しており、支払対象は遺族会に属する者を想定している。」との回答であったが、基本的に、補助金交付団体が自ら行うことに対して、補助金の交付対象経費にすることは、「適正化方針」の合理性や経済性といった点にそぐわないこととなるので、再度、取り扱いを見直すよう提言する。

13-01-1

補助金等名称	鳥取市産休等代替職員費補助金
所管	幼児保育課
当初予算（一般・特定）	3,938 千円（一般）
最終予算	3,938 千円
決算	1,896 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市産休等代替職員費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、当該交付要綱の別表 1 に定める保育所などの対象施設（本市内に設置されている施設に限る。以下「児童福祉施設等」という。）の対象職種の職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇（以下「産休・病休」という。）を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための職員（以下「産休等代替職員」という。）を当該児童福祉施設等の代表者が臨時に任用等することについて、市がその所要経費を負担することにより、当該休暇を必要とする職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつ

つ、当該施設における児童等の適正な処遇を確保することを目的としている。

本補助金の額は、補助事業に係る各産休等代替職員に法人等が支払う賃金の額の合計額以下とし、予算の範囲内で交付するものである。（補助対象期間毎に、その者の実勤務日数に応じて鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱（平成11年11月17日付児第445号鳥取県福祉保健部長通知）第3条第2号の表1に掲げる区分に対応する額を限度とする。また、従事職員に対し勤務条件の変更（産休等職員の業務を新たに従事することに伴い、就業時間、賃金等に変更が生じることをいう。）を行う場合は、その変更に伴い割増しとなる賃金に基づき算定することとし、補助対象期間毎に、その者の実勤務日数に応じて鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱第3条第2号の表2に掲げる区内の対応する額を限度とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

13-02-1

補助金等名称	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金
所管	幼児保育課
当初予算（一般・特定）	126,504千円（一般）
補正予算	△2,372千円
最終予算	119,040千円
決算	119,040千円
補助等団体数（実績）件数	18件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、1歳児の保育対策を円滑に実施することにより、児童福祉の向上を図ることを目的としている。

本補助金の交付の対象となる者は、本市内に特別配置基準適用施設を設置運営するもので、本補助金の額は、実配置の正規職員数が施設全体での県配置基準上必要な保育士数以上である場合は正規職員単価（4月1日時点で判断）を適用することとし、正規職員単価（287,000円）×保育士差人役で算定する。また、実配置の正規職員数が施設全体での県配置基準上必要な保育士数未満である場合は、非正規職員単価（4月1日時点で判断）を適用することとし、非正規職員単価（186,000円）×保育士差人役で算定する。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

13-03-1

補助金等名称	鳥取市保育所等整備事業補助金（鳥取あすなろ保育園施設整備事業費借入償還分）
所管	幼児保育課
当初予算（一般・特定）	4,276千円（一般）
最終予算	4,276千円
決算	4,276千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市保育所等整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、保育所等の整備に対して補助金を交付することにより、施設整備を促進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、国庫補助対象事業の承認を受けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設で、国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金について、国庫補助額に4分の3を乗じて得た額を限度とする借入元金額及び利息の額とし、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、市長が事業実施に必要と認める場合においては、同欄に規定する交付額に市長が認める額を加算する。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

13-04-1

補助金等名称	鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金
所管	幼児保育課
当初予算（一般・特定）	2,184千円（一般）
最終予算	2,184千円
決算	1,549千円

補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、病児・病後児保育の普及を促進することにより、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進し、もって本市における児童福祉の向上を図ることを目的としている。

本補助金は、当該交付要綱の別表第3欄に掲げる補助対象経費の額と同表第4欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない方の額に、同表第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、(1) 消費税仕入控除税額がある場合には、これを補助額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。(2) 補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。)

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

13-05-1

補助金等名称	鳥取市森・里山自然保育事業費補助金
所管	幼児保育課
当初予算（一般・特定）	1,396千円（一般）
最終予算	1,396千円
決算	1,396千円
補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市森・里山自然保育事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の豊かな自然を活かし、自然環境を中心として野外での保育等を行う

施設に対し、運営費の助成及び在園する児童に係る保育料の軽減を行うことにより、子どもたちが健やかに育つこと及び子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的としている。

本補助金の額は、運営費補助金として、利用者が負担すべき経費を除き、認証事業者が補助事業を運営するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の額（ただし、別表の第1項に掲げる基準額に同項に掲げる補助率を乗じた額を上限とする。）、保育料軽減補助金として、当該交付要綱の別表の第2項に掲げる対象児童に係る保育料（各施設による独自の軽減額を控除した月額（児童1人につき25,700円を限度とする。））に4分の1を乗じた額と認証園の軽減する保育料のいずれか低い額の年間合計額（ただし、1月のうち別表2項に掲げる対象児童の要件に該当しない期間がある場合における月額及び上限額は、対象児童の要件に該当した開所日数を当該月の認証園の開所日数で除した数を乗じて算出した額）以下とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

14-01-1

補助金等名称	鳥取市公衆浴場確保対策補助金
所管	保健総務課
当初予算（一般・特定）	2,000千円（一般・特定）
補正予算	1,000千円
最終予算	3,000千円
決算	2,755千円
補助等団体数（実績）件数	5件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公衆浴場確保対策補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、公衆浴場の経営の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保するため、公衆浴場の運営に係る経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。を除く。）の額（(1)運営に係る経費：1浴場当たり50万円を限度、(2)省エネルギー施設整備に係る経費：1浴場当たり200万円を限度とし、2分の1の額）以内で算定し、予算の範囲内において公衆浴

場の経営者に補助金を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

14-01-2

補助金等名称	鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金
所管	保健総務課
補正予算（一般・特定）	819千円（特定）
最終予算	819千円
決算	733千円
補助等団体数（実績）件数	3件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公衆浴場原油価格高騰対策補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、最近の原油価格の高騰に鑑み、その購入経費を補助することにより、公衆浴場の経営の安定を図り、もって地域住民の公衆衛生基盤の安定的な確保に資することを目的としている。

本補助金の額は、令和6年の4月から6月に購入する燃料の量1リットル当たり31円を乗じて得た額及び令和7年の1月から3月に購入する燃料の量1リットル当たり36円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

補助金申請者M あてに令和7年3月31日付で交付されている「補助金等交付決定通知書（鳥取市指令受健務第339-1号 契印あり）」について、通知書内に記載されている補助金名が本来「公衆浴場原油価格高騰対策補助金」とすべきところを「公衆浴場電気代高騰対策補助金」と誤った補助金名が記載されている交付決定通知書が発送さ

れている。また、補助金申請者 N あて令和 7 年 3 月 31 日付で交付されている「補助金等交付決定通知書（鳥取市指令受健務第 339-2 号 契印あり）」にも同様に補助金名が相違している。公文書としていかがなものかと思うが、今後、この様な文書が発遣されることがないよう、文書の校正、浄書としてのチェック体制を厳格に実施するよう提言する。

14-01-3

補助金等名称	鳥取市公衆浴場電気代高騰対策補助金
所管	保健総務課
補正予算（一般・特定）	500 千円（特定）
最終予算	500 千円
決算	500 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公衆浴場電気代高騰対策補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、最近の電気代の高騰に鑑み、その購入経費を補助することにより、公衆浴場の経営の安定を図り、もって地域住民の公衆衛生基盤の安定的な確保に資することを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる区分に応じた金額とし、予算の範囲内で交付するものである。

(1) 初回補助金

次の令和 5 年度に使用した電気料金の区分に応じて、当該アからウまでに定める金額

- ア 100,000kWh 以上 15 万円
- イ 50,000kWh 以上 100,000 kWh 未満 75 千円
- ウ 50,000kWh 未満 25 千円

(2) 追加補助金

上記に規定する額。ただし、初回補助金の交付を既に受けた補助対象者について、1 回限り交付するものとする。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

15-01-1

補助金等名称	病院群輪番制病院運営補助金
所管	保健医療課
当初予算（一般・特定）	5,400千円（一般）
最終予算	5,400千円
決算	5,399千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	病院群輪番制病院運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、救急医療を実施する医療施設の運営に対し、補助金を交付することで救急医療体制の整備を図ることを目的としている。

本補助金の額は、病院群輪番制病院の運営に要する経費のうち給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）とし、基準額 71,040 円に病院群輪番制病院にかかる診療日数（午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで又は午後 6 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までを 1 日として計算するものとする。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

15-02-1

補助金等名称	鳥取市公的病院等不採算医療支援事業補助金
所管	保健医療課
当初予算（一般・特定）	21,541千円（一般）
最終予算	21,541千円
決算	21,541千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市公的病院等不採算医療支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金の額は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、救急医療の不採算医

療を担う公的病院等に対し、救急医療に係る不採算医療の実施に要する経費（補助対象経費から当該補助対象経費に係る事業の実施に伴う収入の額を控除した額）に 10 分の 10 を乗じた額（上限あり）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

15-03-1

補助金等名称	鳥取市結核予防費補助金
所管	保健医療課
当初予算（一般・特定）	1,372 千円（一般）
最終予算	1,372 千円
決算	1,340 千円
補助等団体数（実績）件数	29 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市結核予防費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 60 条の規定に基づき、定期の健康診断の実施を支援し、もって結核の罹患率の減少を図ることを目的としている。

補助金の額は、法第 60 条の規定に基づき法第 58 条の 3 に掲げる費用のうち、報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託金、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費（以下「補助対象経費」という。）の額（当該費用の総額から当該費用に係る定期の健康診断（以下「補助事業」という。）の実施に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、当該補助事業の実施内容に応じ、当該交付要綱第 3 条第 2 項の表に定める額に当該検査等を受けた者の延べ人数を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額を限度とする。）に 3 分の 2 を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で本補助金を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

本補助金には、終期の設定はされていないが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条第 1 項」に基づき交付される補助金であることから終期の設定には馴染まないものと判断した。

16-01-1

補助金等名称	鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金
所管	生活安全課
当初予算（一般・特定）	1,600 千円（特定）
最終予算	1,600 千円
決算	1,579 千円
補助等団体数（実績）件数	79 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨にのっとり、飼い主がいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的としている。

本補助金の額は、野良猫 1 頭につき、手術の区分に応じて、雄猫の去勢手術は 1 万円、雌猫の不妊手術は 15,000 円、耳先の一部を切除する手術は手術費用に相当する額（補助対象経費が補助金の額に満たない場合は、当該補助対象経費の額）とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

第 3 章第 2(1) 総論のキに記載のとおりであるが、本補助金は「野良猫」であることが交付要件になっていることから、不適切な申請の防止の観点からも近隣の住民に野良猫であることを確認した内容（いつ、どこで、誰に、何を確認したのか等）を確実に記録に残すよう提言する。

17-01-1

補助金等名称	社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	21,277 千円（一般）
最終予算	21,277 千円
決算	21,277 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、高年齢者にその希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の運営及び事業（市長が認めたものに限る。以下同じ。）に要する経費を補助することにより、高年齢者の能力の積極的な活用や社会参加を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的としている。

本補助金の額は、シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費（事業収入、会費収入等の特定財源を除く。）に 10 分 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

17-02-1

補助金等名称	鳥取市商業振興補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	4,800 千円（特定）
補正予算	490 千円
最終予算	5,290 千円
決算	4,634 千円
補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市商業振興補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、商店街団体等が、商業の健全な発展基礎を確保するために行う事業に対し、補助金を交付し、もって本市の商業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次の表に記載されている補助対象事業ごとの補助対象経費の額（消費税及び地方消費税は除く。）に同表の補助率を乗じて算定し、同表に記載する限度額を上限として、予算の範囲内において交付するものである。

補助対象事業	補助対象事業内容	補助対象経費	補助率	限度額
--------	----------	--------	-----	-----

1 商 店 街 に ぎ わ い 形 成 促 進 事 業	(1)活動 支援事業	①地域の文化、人 材、資源を活かした 商店街づくりを行う ソフト事業 ②販売促進活動、異 業種交流、新商品開 発、勉強会、調査事 業など商業振興に関 するソフト事業	当該事業に要す る謝金、旅費、会 場借上料、機器賃 借料、雑役務費、 広告宣伝費、通信 運搬費、消耗品 費、委託費、その 他市長が特に必 要と認める経費	4／5（補助対 象経費が30万 円未満の場合）	20万円
			2／3（補助対 象経費が30万 円以上120万円 未満の場合）	60万円	
			1／2（補助対象 経費が120万円 以上の場合）	100万円	
2 中 心 市 街 地 活 性 化 推 進 事 業	(2)環境 整備事業	来街者の利便性の向 上や安全安心のまち づくり、環境への負 荷軽減を図るなど、 商店街振興組合等が 取り組む公共性の高 い環境整備事業	新たな整備をす る場合、当該事業 に要する経費	1／2	40万円
2 中 心 市 街 地 活 性 化 推 進 事 業	(1)調査・ 設計事業	鳥取市が定めた中 心市街地活性化基本 計画に基づき実施さ れる事業であり、そ の事業実施に必要と なる調査、設計書等 を作成するもの	当該事業に要す る謝金、旅費、会 場借上料、通信運 搬費、消耗品費、 委託費、印刷製本 費、その他市長が 特に必要と認め る経費	2／3	200万円
	(2)ビジョ ン策定・ 実行事業	商店街の持続的な 発展を目的とした中 長期的なビジョンを 策定・実行する事業	当該事業に要す る謝金、旅費、外 部人材の招聘に 要すると認めら れる経費	4／5	60万円

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がさ
れていない。

補助金等名称	鳥取市大型空き店舗入居促進補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	1,500 千円（特定）
補正予算	1,500 千円
最終予算	3,000 千円
決算	3,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市大型空き店舗入居促進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、営業を行うことを目的に大型空き店舗に入居する者に対して補助することにより、中心市街地における空き店舗の解消及び商業の活性化を促進し、もって本市の商業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、補助対象者がテナントとして営業を行う事業の実施に要する経費の内、補助事業実施期間内において支出した店舗賃借料、店舗改装費及び広告宣伝費の総額に 4 分の 3 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限 300 万円）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

補助金申請者 O 社（以下「O 社」という。）の現在事項全部証明書によれば、本店所在地が平成 6 年 7 月 27 日に本市の中心市街地に移転しているが、その前の本店所在地である鳥取市 V 町には、令和 6 年 3 月 1 日付で移転してきている。前住所地の V 町には、4 カ月しかいなかつたことになる。O 社は平成 30 年 6 月 6 日に設立されており、令和 6 年 3 月 1 日以前はどこに本店があったかなど、審査会においては、確認していないとのことであったが、補助対象者となることができない要件の一つに「中心市街地の店舗から大型空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としたもの」という項目が当該交付要綱にある。事業を採択し、補助金を交付する上では 4 か月前にどこに本店を有していたかを確認する必要がある。

また、事業計画書の業種欄には、飲食業と記載されているが、O 社の令和 6 年 9 月 26 日付現在事項全部証明書の「目的」には、飲食業の運営は項目として入っていない。定款の変更及び登記事項の変更や新規に飲食業を始める場合、保健所への営業許可申

請、食品衛生責任者の設置などが必要となってくるが、それらについても確認しておく必要があると考える。事業採択する際の審査について、申請内容に疑義が生じないよう確認事項を増やすことを提言する。

17-04-1

補助金等名称	鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	2,600 千円（一般・特定）
補正予算	△1,497 千円
最終予算	1,103 千円
決算	769 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、商店街振興組合等が商業・居住エリアである、まちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費の一部について補助し、まちなか振興を図ることにより、まちなかにおける中小商業の振興に寄与することを目的としている。

地域課題の解決に資する環境整備等を実施するための事業として、商業・サービス機能向上、生活者・来街者の利便性向上、その他まちなかのビジネス活性化を図るために実施される地域課題の解決に資する事業の実施に直接必要となる経費で、事業検討に要する調査研究・実証実験に係る経費、施設の改修に係る経費、サービス・システム等の導入に係る経費、付随して実施される P R 活動に係る経費の額、並びに地域課題の解決に資する新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業の実施に直接必要となる店舗改修費、付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（上限 600 万円）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

17-05-1

補助金等名称	鳥取市 SDG s 未来都市推進事業支援補助金
--------	-------------------------

所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	16,000 千円（一般）
補正予算	△5,717 千円
最終予算	10,283 千円
決算	5,914 千円
補助等団体数（実績）件数	5 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市 SDGs 未来都市推進事業支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市 SDGs 未来都市計画（令和3年8月2日策定）に基づき、ステークホルダーである市民、企業、団体等が当該計画に沿って行う取組を総合的に支援することにより、本市における SDGs の推進に資することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱の別表3欄に定める補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。）

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

17-06-1

補助金等名称	鳥取市雇用促進協議会補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	1,390 千円（一般）
最終予算	1,390 千円
決算	1,098 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 鳥取市雇用促進協議会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市内の雇用創造及び雇用促進に関係している機関及び団体が集まり、労働需給の均衡に向けた諸課題の解決を図る鳥取市雇用促進協議会の運営事業に要する経費を補助することにより、鳥取市の経済の発展及び雇用創造並びに雇用促進に資することを目的としている。

本補助金の交付額は、鳥取市雇用促進協議会の運営事業に係る経費に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市雇用促進協議会の事務局が置かれている。

17-07-1

補助金等名称	鳥取市中小企業人材育成補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	1,000千円（一般）
最終予算	1,000千円
決算	598千円
補助等団体数（実績）件数	36件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中小企業人材育成補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、従業員の育成に取り組む中小企業者における、研修等の開催や受講に係る経費の一部を補助することで、業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得を図り、市内事業者の労働生産性の向上による持続的な発展をもって、本市の産業振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、事業に要する経費で、謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費、受講料、講師招へいに係る交通費及び宿泊費、県外受講に係る交通費及び宿泊費、市長が適当と認める経費（ただし、国・県・市及びこれらに準じる団体からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。また、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。）に2分の1を乗じた額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、研修対象者1人当たり5万円を限度とし、補助対象者が交付を受けることのできる補助金は、当該年度において1企業につき20万円を限度とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

17-08-1

補助金等名称	鳥取市伴走型スタートアップ支援事業補助金
--------	----------------------

所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	2,500千円（一般）
補正予算	△1,000千円
最終予算	1,500千円
決算	1,175千円
補助等団体数（実績）件数	12件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市伴走型スタートアップ支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内において新たに創業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、本市の産業振興及び経済活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、施設整備費、機械装置費、備品費、事務所等賃借料、広告宣伝費、法人設立関係費、その他事業に必要な経費として市長が認める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の総額に2分の1を乗じて得た額（上限10万円）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

17-09-1

補助金等名称	鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	2,400千円（一般）
最終予算	2,400千円
決算	2,400千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、「花のまつり」及び「木のまつり」の事業運営を助成することで、市民の主体的参加による花と緑のある豊かな街づくりを図ることを目的としている。

本補助金の額は、花と木のまつり実行員会（以下、「実行委員会」という。）が実施する「花のまつり」、「木のまつり」の開催及びこれに係る実行委員会の運営事業に必要な経費の額から補助金、負担金等の特定財源（本補助金を除く。）を控除した額に10分の10を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

17-10-1

補助金等名称	鳥取市商工会補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	24,665千円（一般）
最終予算	24,665千円
決算	24,015千円
補助等団体数（実績）件数	3件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市商工会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市域内に存続する商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。以下同じ。）の運営及び小規模事業経営支援事業等を支援することにより、本市商工業の総合的な改善発達に資することを目的としている。

本補助金の額は、交付の対象となる小規模事業経営支援事業に要する経費、商工業の振興と安定及び福祉の増進を図るために行う事業の実施に要する経費、地域の総合的な振興を図るために行う新たな事業の実施に要する経費、その他市長が必要と認める経費の額から国、県及び鳥取県商工会連合会の交付する小規模事業経営支援事業費補助金並びに国、県、市及び鳥取県商工会連合会の交付する補助金のうち市長が指定するものの額を控除した額に、それぞれ当該交付要綱別表第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、同表第3欄に掲げる額を限度額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

17-11-1

補助金等名称	鳥取市物産振興体制強化事業補助金
所管	経済・雇用戦略課
当初予算（一般・特定）	22,787千円（一般）
補正予算	3,736千円
最終予算	26,523千円
決算	25,863千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市物産振興体制強化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市における特産品及び伝統工芸品等の販路拡大を図るとともに推進体制を整備することにより、物産事業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第1第2欄及び別表第2第2欄に掲げる経費の額（ただし、国、県等の補助金等の対象経費を除く。）に別表第1第3欄及び別表第2第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会に対して、2課（経済・雇用戦略課、観光・ジオパーク推進課）4件（本補助金及び19-06-1、19-08-2、19-13-1）の事業補助金が交付されている。この4件のうち3件は人件費をはじめとした事業運営費を補助事業費対象経費としており、それぞれの事業予算書等に基づき補助金の交付額を決定しているものの、縦割りの事業実績報告に基づき補助金額を確定させており、それぞれの補助金等交付要綱に則った計算金額と実績額の対査、事業横断的な全体事業を俯瞰的に捉えた場合の事業区分と人件費及び各経費の事業属性の正当性に対する検証が行われていない。同協会の決算承認も行われていない中、補助金を交付するにあたっては、該当2課が交付する補助金対象経費の重複の可能性を排除し、当該交付要綱に沿った対象経費に基づき慎重に計算が行われるよう交付申請から検査に至るまでの手続きの見直しを行う必要がある。

また、行政機関にとって、文書日付は行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要であるなか、実績報告書の提出年月日「3月31日」以降、市内部処理となる検査日、確定通知等の決裁日付についても「3月31日」と記載され、形骸化していることも懸念され

ることから、今一度事務手続きの点検を行う必要があると思料する。

なお、「適正化方針」に基づけば、経済性の面から補助金の必要性を検証すべき団体への補助に該当すると認められることから、今後、当該交付要綱の見直しを含め検討することを提言する。(経済性の面から補助金の必要性を検証すべき団体とは、内部留保資金を恒常的に有している団体で、目安として補助額以上の内部留保金を3年以上保有している場合をいう。)

17-12-1

補助金等名称	鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金
所管	経済・雇用戦略課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	2,000千円（一般・特定） 2,000千円
決算	426千円
補助等団体数（実績）件数	5件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入する事業者に対し補助することにより、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築し、もって本市の商業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次の表の掲げる経費の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

科目	備考
キャッシュレス決済端末及び付属品の購入に係る経費	キャッシュレス決済端末本体機器（タブレット、スマートフォン等）、付属品（暗証番号入寮用キーパッド、電子マネー決済用非接触型リーダライタ、バーコードリーダ等）、設置費用、インターネット回線の開設に要する工事費
キャッシュレス決済に要する手数料	キャッシュレス決済を導入した月から連続する6月分を上限とする。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

17-13-1

補助金等名称	鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金
所管	経済・雇用戦略課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	1,500千円（一般・特定） 1,500千円
決算	392千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内事業者がリモートワーカーをはじめとするデジタル技術を活用できる外部人材の活用に要する経費、外部人材活用に向けての専門的支援に要する経費の一部を助成することで、育児・介護等で仕事を離れた方など多様な人材の活躍や場所にこだわらない多様な働き方の支援、また、市内事業者の生産性向上とデジタル人材確保を支援することを目的としている。

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアムが実施する「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」又は鳥取市男女共同参画課が実施する「女性デジタル人材育成事業」を通じて育成された（育成中の者も含む。）人材の活用、専門的支援を受けて行う外部人材活用に向けた業務プロセスの分析や見直しに要した費用（補助対象事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。）の内、報償費、役務費、委託料、その他補助対象事業の実施に必要であると市長が認める経費（消費税及び地方消費税は含まない。）に2分の1を乗じた額と30万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

18-01-1

補助金等名称	一般財団法人中小企業労働者福祉サービスセンター補助金
--------	----------------------------

所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	9,095千円（一般）
最終予算	9,095千円
決算	9,095千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	一般財団法人中小企業労働者福祉センター補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、労働者（含事業主）に対する福利厚生事業を行う一般財団法人鳥取市中小企業労働者福祉センター（以下、「サービスセンター」という。）事業に要する経費を補助することにより、中小企業における労働者の福祉の増進に資することを目的としている。

本補助金の額は、サービスセンター事業に要する経費（会費収入、事業収入等の特定財源を除く）の10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

当該補助金の対象経費について確認したところ、目的性積立金についても補助対象経費とされている。「補助金等適正化方針」によれば、補助金等適正化4原則のうちの3E経済性の項目において、積立金については補助対象経費としない旨定めている。また、当該補助金要綱においても単年度事業経費を対象としており、積立金（未来の費用のための準備金）を対象としているとは認められない。

しかしながら、この積立金の目的が、「事業存続のため大きな負担となっていた損失保険を解約したことから、災害や会員の退会等による多額損失の補填のための準備金を積み立てる必要がある」とこと、「周年行事のための費用積立」であることからすれば、補助対象経費としてやむを得ない事情が存在する。今後、一般的な補助金と基金造成（積立）のための補助金は分けて処理する必要があると考えられることから、当該交付要綱の改正も含め、補助金の交付方法の見直しを提言する。

18-02-1

補助金等名称	鳥取市新型コロナウィルス感染症特別対策利子補助金
--------	--------------------------

所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	346,304 千円（一般・特定）
最終予算	346,304 千円
決算	327,024 千円
補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市新型コロナウィルス感染症特別対策利子補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成 24 年 3 月 22 日付第 201200000446 号鳥取県商工労働部長通知）第 3 条に規定する経済変動事象である令和元年度国際経済変動の新型コロナウィルス対策として融資（以下、「新型コロナ対策融資」という。）について、特に深刻な影響を受けた鳥取市内の中小企業者等の利子負担を軽減し、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、新型コロナ対策融資 1 件ごとに、毎月月末時点の残高に対して、融資利率を年 0.7 パーセントとした場合の利子に相当する額として算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、借受者が償還を遅延したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としない。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

18-03-1

補助金等名称	高浜工業団地長寿命化対策補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	26,025 千円（一般）
補正予算	△6,425 千円
最終予算	19,600 千円
決算	16,727 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	高浜工業団地長寿命化対策補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、高浜工業団地内で発生している地盤沈下に起因する障害を取り除き、工場

等事業所の安全性を高めるとともに、長寿命化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、基礎工事、地盤改良工事、これらに付随する工事の設計に要する経費、施工に要する経費、設計及び施工の管理に要する経費（ただし、消費税及び地方消費税を除いた額）に4分の3を乗じて得た額（上限2,000万円）以内で算定し、予算の範内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

18-04-1

補助金等名称	鳥取市企業立地促進補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	376,897千円（一般）
補正予算	202,463千円
最終予算	579,360千円
決算	499,570千円
補助等団体数（実績）件数	10件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市企業立地促進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、企業の立地を促進し、産業構造の高度化、雇用機会の拡大、市民所得の向上及び連携中枢都市圏の経済振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、工場、事業所、研究所又は研修所等（以下「工場等」という。）を新設、又は増設する企業に対し、当該交付要綱各別表の第2欄に掲げる事業区分に応じ、それぞれ当該交付要綱各別表の第6欄に従い算定した額（補助金の額算定の特例及び上限あり）とし、予算の範囲内において交付するものである。（本市が取得し、又は造成する工業団地において、当該団地内の幹線道路（構造物を含む。）の築造に要する経費は、予算の範囲内において本市が負担するものとする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

多額の補助金を交付する事業であるにもかかわらず、当該交付要綱及び同要綱取扱要領において使用される用語の定義が大幅に不足している状況にある。現状の取扱いは、補助金対象となる「工場等」の範囲として、製造業者が建設する製造工場のほか、補助対象業種が実施する補助対象事業の目的でのみ使用することが認められる（事業計画において必要であると認められる）倉庫、補助対象事業の目的でのみ使う駐車場（製造業に従事する従業員専用の駐車場等）など、通常では想定できないものをも「工場等」に含むものとして執行されているが、判断基準も明文化されておらず、その判断は所管課の裁量に委ねられている。補助金の計算根拠とされる補助対象経費の定義については、所管課の裁量に委ねる部分をできる限り排除し、公平公正な適用ができるよう、補助対象経費の適用範囲の具体化を早期に進めるよう提言する。

18-04-2

補助金等名称	鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	18-04-1 に掲載
補正予算	18-04-1 に掲載
最終予算	18-04-1 に掲載
決算	622 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、情報通信関連企業の立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図り、もって経済の活性化と生活の安定・向上に資することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第 3 欄に掲げる交付の対象となる経費の額（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に別表第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、別表第 5 欄に定める額を限度額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

18-04-3

補助金等名称	鳥取市オフィス移転・新設支援事業補助金
--------	---------------------

所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	18-04-1 に掲載
補正予算	18-04-1 に掲載
最終予算	18-04-1 に掲載
決算	3,924 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市オフィス移転・新設支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市へのオフィス移転・新設を行う又は検討している企業に対して、移転・新設に要する経費等の一部を補助することにより、本市への企業誘致の促進に資することを目的している。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第3欄に掲げる交付の対象となる経費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）及び本補助金の目的を達成するために必要であると市長が認める経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。（ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

当該交付要綱（事業区分：小規模立地支援メニュー）における補助対象経費は「テナント改修、設備等の購入及びオフィス移転に要する経費」と規定されているが、「設備等」の定義がなく、机、椅子等の備品もその対象とされ、その判断も担当課の裁量に委ねられている。「設備等」は包括的な表現であり、一般的に機械設備、建物附属設備から器具・備品などまで広く含まれ、文脈によっても捉え方が異なることから、補助金の計算根拠とされる補助対象経費の定義については、所管課の裁量に委ねる部分をできる限り排除し、公平公正な適用ができるよう、補助対象経費の適用範囲の具体化を早期に進めるよう提言する。

18-05-1

補助金等名称	鳥取市工業団地整備事業補助金
所管	企業立地・支援課

補正予算（一般・特定）	38,800 千円（一般）
最終予算	38,767 千円
決算	38,767 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市工業団地整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市土地開発公社が行う工業団地を新たに新增設する事業を支援することにより、企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的としている。

本補助金の額は、布袋工業団地の整備に要する実負担額から分譲による収入額を差し引いた額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

本補助金は補助金対象事業指定を受けたうえ、実施報告に基づき補助金が交付されるものである。

補助対象事業者は、布袋工業団地さく井工事について事業指定を受け、同指定事業を工事業者に発注しているが、事業指定申請時の資料は、金額算定根拠となる資料や工事詳細等具体的な内容を示す資料は一切提出されていない。工事実施後、本市に提出された工事執行（変更）報告書及び工事請負変更契約書に基づけば、その工事変更理由は「地下水条例により、実施すべき項目である周辺井戸影響調査を行うことに伴い、観測井戸推移観測を新規計上することによる増額変更」とされており、当初発注されたさく井工事の発注内容が変更されたものでなく、新規に工事項目が追加発注されたもので、事業指定を受けた工事以外の工事と認められる。

補助金交付要綱第 4 条において、「鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業申請書の記載した工業団地新增設に係る事業費を超える増額が生じたとき又は 2 割以上の減額が生じたときは、速やかに、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定変更申請書及び鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定変更計画書を指定通知書の写しを添付の上、市長に提出をしなければならない。」旨規定している。

当該事案の新規工事部分を当条項に照らせば事業申請書に記載した金額の範囲であ

るが、これを容認すれば、事業申請時金額の範囲であれば工事内容を自由に変更できることになることから、当条項はあくまでも当初計画の工事内容の範囲での数量、金額の増減によるものを想定したものと認められる。

本市は指定申請時（計画認定時）に算定根拠資料や工事詳細等具体的な内容を確認しないまま補助対象事業に指定しており、指定の方法が杜撰といわざるを得ず、新規事業なのか当初指定工事の追加・変更なのかの判断もできない状態にあることから、今後、当該交付要綱を精査のうえ、指定申請の様式、提出書類等の見直しにより、指定決定時の計画内容の明確化と指定手続きの厳格化を図るよう提言する。

18-06-1

補助金等名称	鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	2,800千円（一般）
最終予算	2,800千円
決算	2,326千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、日本語教育による外国人留学生の人材育成に取り組む市内事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、市内中小企業者における国際的な人材の確保を推進し、もって市内産業の高度化及び活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、外国人材育成雇用プロジェクトを活用して補助対象者が行う外国人留学生の人材育成事業の実施に要する経費のうち、日本語教育費用及び人材紹介手数料の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、外国人留学生1人あたり40万円かつ1者あたり200万円を上限として、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となるものは除く。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

18-07-1

補助金等名称	鳥取市事業承継推進補助金
所管	企業立地・支援課

当初予算（一般・特定）	1,845 千円（一般）
補正予算	1,618 千円
最終予算	3,463 千円
決算	1,000 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市事業承継推進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行い、市内中小企業者の事業承継推進及び経営の安定を図ることを目的としている。

本補助金の額は、11月1日からその翌年の10月31日までの期間に補助対象者が支払った対象融資に係る利子の3分の2に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。（ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。また各補助算定期間の限度額は、10万円とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第三者承継の定義は「親族や社内の関係者以外の第三者に事業を引き継ぐこと」をいうのであるから、この定義における「社内」とは今回の場合、株式会社Sの企業グループ全体を指すものと認められる。株式会社Sが、その子会社であるT卸商事有限会社をグループ外の第三者に譲渡することは第三者承継の典型的な一例ではあるものの、この例を補助対象事業とすれば、今後、不採算事業のグループ企業切り離しのために活用されるおそれもあり、後継者不足の解決と事業の成長・発展等を目的とする第三者承継と本市内事業所の事業及び雇用継続という補助金趣旨を逸脱することとなるため、補助対象者が法人の場合は株主、出資者が個人の場合に限るなど、当該交付要綱の改定を提言する。

18-07-2

補助金等名称	鳥取市第三者承継支援補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	18-07-1 に掲載
補正予算	18-07-1 に掲載
最終予算	18-07-1 に掲載
決算	433 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市第三者承継支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中諸企業者及び個人事業主の第三者承継について支援を行うことにより、本市内の事業所の事業及び雇用の継続に資することを目的としている。

本補助金の額は、自社の事業に係る第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受けるための契約を締結する事業に要する専門機関への委託費用・仲介手数料・アドバイザリー費用の内、成功報酬の額に 5 分の 1 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限 100 万円）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

18-08-1

補助金等名称	とっとりワーケーションネットワーク協議会運営補助金
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	1,800 千円（一般・特定）
最終予算	1,800 千円
決算	723 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	とっとりワーケーションネットワーク協議会運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、とっとりワーケーションネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が行う、本市ならではの新たな働き方の実現及び気運醸成にかかる活動を支援することにより、都市部等からの新たな人の流れを創出し、もって本市における経済の発展及び企業誘致の促進に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、ワーケーション推進事業、情報発信事業、協議会事務局運営事業、その他協議会の運営に必要な取組を実施するために必要な旅費、会議費、謝金、消耗品費、広告費、情報通信費、使用料、委託料、その他事業実施に必要な経費、及び協議会の運営に係る恒常的な経費、人件費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定（上限 100 万円）し、交付するものである。（ただし、県の補助金を使用する場合は、県補助金の交付決定額と別表第 4 欄に定める額のいずれか少ない方を限度額とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

とっとりワーケーションネットワーク協議会は、事務局の運営業務及びホームページ更新保守運営業務を「麒麟のまち観光局」に委託しており、また唯一協議会の行事である展示会参加も外部に委託するなど、協議会としての事業実態がなく、当該協議会に対する運営費を補助する理由が見当たらないこともあり、本補助金事業の廃止も含めた見直しを行うことを提言する。

18-08-2

補助金等名称	鳥取市関係人口推進事業支援補助金（新規事業支援）
所管	企業立地・支援課
当初予算（一般・特定）	18-08-1に掲載
最終予算	18-08-1に掲載
決算	0円
補助等団体数（実績）件数	0件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市関係人口推進事業支援補助金（新規事業支援）交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、定住者以外の者で地域に参画する「関係人口」の拡大のため、ワーケーションプログラムの開発や本市内企業等と連携して行う取組等、本市の地域資源を有効活用する事業を支援することにより、関係人口の創出・拡大及び地域活性化に資することを目的としている。

本補助金の額は、都市部等に在住する企業人材を対象とし、本市の施策に合致した本市ならではの環境や人材を生かしたワーケーションプログラムを開発又は実施する事業のプログラム開発費、スタッフや参加者の移動・宿泊等に係る旅費、資料制作経費、その他プログラムの開発、実施に必要となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限は100万円）

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

18-09-1

補助金等名称	鳥取市令和 5 年台風第 7 号被災企業復興支援補助金
所管	企業立地・支援課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	1,000 千円（一般） 1,000 千円
決算	1,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市令和 5 年台風第 7 号被災企業復興支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、令和 5 年の台風第 7 号等により被災した中小企業等が行う被害施設の原状回復や設備の復旧、災害防護対策等の取組を支援することを目的としている。

本補助金の額は、鳥取県の補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除いた額）で 300 万円以下の部分は 6 分の 1、300 万円を超える部分は 2 分の 1（それぞれ 50 万円を上限）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

18-10-1

補助金等名称	鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金
所管	企業立地・支援課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	107,200 千円（一般・特定） 107,200 千円
決算	98,730 千円

補助等団体数（実績）件数	54 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者による効率的な省エネルギー設備への更新及び再生可能エネルギー発電による自家消費を促し、エネルギーコストや CO2 の削減を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次の表に掲げる補助対象事業区分ごとの経費（調査費、設備費、設置工事費、設備処分費、賃借料）に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限あり）

補助対象区分				限度額
再エネ設備等の新増設	1／3			500 万円
効率的な省エネ設備への更新				
電気自動車のリース、レンタル導入		再エネ設備あり	再エネ設備なし	1 台につき 36 万円
	社用車	3／5	1／3	
	従業員通勤用	3／4		

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

交付申請書の内容、確認手続きについて、次のとおり確認不足や誤りが認められた。

(1) 申請書に添付要件とされる事業計画書において、補助対象事業の要件項目の明確な計算基準が不足する項目が認められる。当該交付要綱において提出を義務付けた事業計画書において、投資回収見込期間の計算は次のとおりであるが、「補助金額」の計算に県の補助金「鳥取県再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業補助金」を含めるのかどうかの規定がなく、判然としていない。

（投資回収見込期間＝自己負担額（補助対象経費－補助金額）/使用料金削減見込額）

鳥取県から受けた補助金を控除しないまま本補助金対象経費から本市の補助金を算定し、交付決定しているが、上記計算における補助金額は、鳥取県及び本市の補助金交付見込額の合計額によって計算されており、整合性がとれておらず、補助金交付額の算定が不適切と言える。

(2) 投資回収見込期間の要件を満たしていないものが認められる。（投資回収見込

期間=自己負担額（補助対象経費-補助金額）/使用料金削減見込額の計算において計算した投資回収見込期間が交付要件の概ね10年（11年未満）を超過するものがあり、補助金の交付対象として不適切である。

【指摘3】

本補助金は、再生可能エネルギー発電による自家消費を促し、エネルギーコストやCO₂の削減を図ることを目的としているところ、省エネ設備への更新は、設備の所有者を対象としており、申請者（貸主（オーナー））が管理・支払を一括して行っている場合にも補助対象としているが、申請者（省エネ設備の更新対象となっている建物の所有者）と光熱費を支払う賃借人である事業所「有限会社W」（代表者は申請者）は別人格であり、交付申請者と電力消費者が一致していないことから、当該交付要件に該当しない。所管課は、更新対象となっている事業所の代表者と同一人物であることから、補助金の交付対象であると誤認していたものである。

19-01-1

補助金等名称	鳥取市白兎周辺地域魅力創造事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	3,150千円（一般・特定）
最終予算	3,150千円
決算	3,144千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市白兎周辺地域魅力創造事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、白兎周辺地域（道の駅神話の里白うさぎ、白兎海岸等の鳥取市白兎における観光スポット・ジオサイトを中心とした地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）において新たな魅力創造につながる施設整備など受入環境の充実や情報発信等を支援することにより、観光拠点としての磨き上げを行い、本市の観光振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、白兎周辺地域魅力創造会議が実施する白兎周辺地域における観光客の受入環境の充実につながる施設整備、誘客イベントの開催、情報発信その他白兎周辺地域の魅力創造につながる事業の経費でのうち、委託料、備品購入費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費、謝金、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費の総額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【意見】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、消費税及び地方消費税の記載について当該交付要綱の見直しを早期に実施するよう提言する。

19-02-1

補助金等名称	吉岡温泉ホタルまつり事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	350千円（一般）
最終予算	350千円
決算	280千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	吉岡温泉活性化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、吉岡温泉の活性化に資する事業を支援することにより、本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、広報宣伝事業（1）吉岡温泉への誘客を目的とした広報に係る経費（2）まちの案内に関わる看板の設置・修繕・撤去に係る経費に2分の1を乗じた額（上限50万円）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、原則、1者1事業1年度につき1回限りの交付とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-02-2

補助金等名称	吉岡温泉活性化事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	1,000千円（一般）
最終予算	1,000千円
決算	1,000千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	吉岡温泉活性化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、吉岡温泉の活性化に資する事業を支援することにより、本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表1欄に掲げる事業で、別表第2欄に掲げる補助の対象となる経費に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第4欄に掲げる額を限度）で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-03-1

補助金等名称	ONSEN ガストロノミーウォーキング開催支援補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	2,313千円（一般・特定）
最終予算	2,313千円
決算	2,312千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	ONSEN ガストロノミーウォーキング開催支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、ONSENガストロノミーウォーキングイベントを開催するために必要な経費を支援することにより、開催地域及び周辺地域への誘客と本市の観光振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、ONSENガストロノミーウォーキングイベントの開催に係る事業に係る経費の額のうち、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、その他補助事業の実施に市長が必要と認める経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）から当該補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

19-04-1

補助金等名称	鳥取市外国人観光客高速バス運行支援事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
補正予算（一般・特定） 最終予算	3,124 千円（特定） 3,124 千円
決算	3,123 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市外国人観光客高速バス運行支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、外国人観光客の利用促進や交流人口を拡大させるために行う高速バスの運行事業を支援し、もって本市の観光振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、外国人観光客高速バス運行支援事業で、乗車場所をなんば（O C A T）、姫路駅、降車場所を鳥取駅前として、これらを結ぶ区間における外国人観光客が利用する高速バスの運行及び広報に必要な事業の経費（外国人観光客の利用者数1人につき、利用区間の通常料金から1,000円（6歳から11歳までの者は500円）を差し引いた額、チラシの作成、申込書の作成、看板・案内表示の作成、ホームページの作成、旅行会社等への広報等の実施に必要な経費、ほか市長が特に必要と認める経費）の合計額に10分の10を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-05-1

補助金等名称	鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定） 最終予算	10,000 千円（一般） 10,000 千円
決算	9,998 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取砂のルネッサンス実行委員会が本市の砂像文化醸成を図るために行う事業を支援し、鳥取市ならではの観光資源である「砂像」や「砂」に対する市民の興味関心を高め、それらの資源を活用した観光振興による地域経済の活性化に資することを目的としている。

鳥取砂のルネッサンス実行委員会が実施する事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）から協賛金等の本補助金以外の収入金を控除した額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

当該補助金は鳥取砂のルネッサンス実行委員会の活動費に対する補助金であるが、実行委員会の委員は一般の企業の役員及び社員である。事業活動実績を確認したところ、当年度補助金対象支出経費 10,410,161 円のうち 9,192,100 円（88.3%）が委員長及び委員の所属する 5 企業へ支払われている。当該事業は令和 2 年 4 月に創設され終期設定のない制度であるが、現状の事業内容、発注方法等が変更されなければ同委員会会員企業に継続的に事業が発注され、長期化すれば受注金額の正当性も担保できなくなる可能性が高い。

この補助金のように、補助対象団体の構成員に対する事業発注割合の高い補助事業に関しては、競争原理が働くよう、補助事業団体に対し市として事業発注に関する十分な指導を行うべきと認められる。また、市としても検査の際、十分な検証を行えるよう方法を整備する必要があることを提言する。

19-06-1

補助金等名称	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金
所管	観光・ジオパーク推進課

当初予算（一般・特定）	44,268 千円（特定）
最終予算	44,268 千円
決算	44,268 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、観光事業の健全なる伸展を目的に組織されている一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、補助対象経費の区分ごとに、人件費には 10 分の 10 を、事業費、施設管理費及び広告宣伝費には 10 分の 10 を、事務費には 3 分の 1 をそれぞれ乗じて得た額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（「人件費」は、会長、専務理事、事務局職員、観光案内所職員、気高町観光センター職員（11 人分以内）の経費とする。「事業費」及び「施設管理費」は、委託を受けて実施するものに係る経費を除く。「事務費」は、消耗品費、光熱費及び通信費に限る。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

17-11-1 に記載のとおり、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会に対する補助金は、「適正化方針」に基づけば、経済性の面から補助金の必要性を検証すべき団体への補助に該当すると認められることから、今後、当該交付要綱の見直しを含め検討することを提言する。

19-07-1

補助金等名称	鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	40,701 千円（一般）
補正予算	1,470 千円
最終予算	42,171 千円
決算	42,171 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件

根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金交付要綱
-----------------	---------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取しゃんしゃん祭（以下「祭り」という。）を実施する鳥取しゃんしゃん祭振興会（以下「振興会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、振興会が実施する祭りの運営に直接関わるもの及び祭りの担い手育成に寄与する事業の経費のうち、委託料、備品購入費、印刷製本費、広告費、工事請負費、報償費、人件費、借上料、消耗品費、手数料、雑役務費、その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費（寄附金等の特定財源を除く。）の総額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

本補助金の確定に当たっては、補助事業等実績報告書に添付された事業報告書及び収支決算書に基づき金額確定が行われている。しかしながら、収支計算書類は同振興会に特別会計があるにも係わらず、一般会計収支計算書のみが添付され、特別会計収支計算書は添付されていない。当該補助金交付要綱第 5 条（補助対象経費）において交付対象となる経費を列挙するとともに、第 6 条（補助金の算定等）において補助対象経費（寄附金等の特定財源を除く。）の総額の全額を補助する旨規定されている。寄附金等の特定財源の意味するところは明記されていないが、当該補助金の計算においては、一般会計収支計算書の支出の部の総額から収入の部に記載された協賛金、委託費、踊り子参加費と預金利息の合計額を控除した額（以下、「一般会計収支差額」という。）を補助金として確定させている。上記に倣えば、特別会計の当年度の利益額を一般会計収支差額から控除したうえ最終的な補助金を確定させるべきである。

また、特別会計が当該交付要綱にいう「寄附金等の特定財源」に該当しないとした場合においても、収益事業として法人税等の申告書に添付される決算書類の損益計算書金額に基づき一般会計の収支の組み直しを行ったうえ補助金の交付額を確定させる必要があり、特別会計を除外した現状の補助金の算定方法には問題があり、早急な交付要綱の見直しと補助金の検証を行う必要がある。

【意見】

行政機関にとって、文書日付は行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要であるなか、実績報告書の提出年月日「3 月 31 日」以降、本市内部処理となる検査日、確定通知等の決裁日付についても「3 月 31 日」と記載され、形骸化していることも懸念されること

から、今一度事務手続きの点検を行うことを提言する。

19-08-1

補助金等名称	コンベンション開催助成事業補助金（コンベンションビューロー）
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	4,475千円（一般）
補正予算	△1,757千円
最終予算	2,717千円
決算	2,568千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	コンベンション開催助成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取県において行う県外の参加者が参集する大会・集会等（以下「コンベンション」という。）の開催に要する経費を補助することにより、コンベンションの誘致を促進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、本市内で開催されるコンベンションであって、本市内への誘致を図る必要のあるもののうち、補助事業者が定めるコンベンション開催助成金交付要綱に基づく助成金（以下「間接補助金」という。）の交付対象となるコンベンション（以下「間接補助事業」という。）を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、当該補助事業者が交付する間接補助金の対象となる間接補助事業に要する経費のうち、会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料その他市長が適当と認めた経費の額（ただし、間接補助金の額を算入することにより、間接補助事業に係る収入の額が支出の額を上回る場合は、収支が一致する額を限度とする。）と間接補助事業ごとに当該交付要綱の別表に規定する交付基準額とのいずれか低い額に2分の1を乗じて算定した額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

行政機関にとって、文書日付は行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要であるなか、実績報告書の提出年月日「3月31日」以降、市内部処理となる検査日、確定通知等の決裁日付

についても「3月31日」と記載され、形骸化していることも懸念されることから、今一度事務手続きの点検を行うことを提言する。

19-08-2

補助金等名称	コンベンション開催助成事業補助金（コンベンション協会）
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	2,000千円（一般）
最終予算	2,000千円
決算	1,710千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	コンベンション開催助成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

19-08-1と同じ内容である。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

17-11-1に記載のとおり、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会に対する補助金は、「適正化方針」に基づけば、経済性の面から補助金の必要性を検証すべき団体への補助に該当すると認められることから、今後、当該交付要綱の見直しを含め検討することを提言する。

19-09-1

補助金等名称	市民納涼花火大会事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	5,000千円（一般）
最終予算	5,000千円
決算	5,000千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	市民納涼花火大会事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の夏の観光事業として定着している市民納涼花火大会が盛大に行われるよう、花火大会の運営に要する経費に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、花火大会の運営に要する会場設営費及び大会運営費（協賛金、負担金等の特定財源を補助対象経費以外の経費に充当し、なお残額が生じる場合は、その残額を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額及び安全管理費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見 1】

当該交付要綱第 6 条（補助金の算定等）において、「会場運営費及び大会運営費（協賛金、負担金等の特定財源を補助対象経費以外の経費に充当し、なお残額が生じる場合は、その残額を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額及び安全管理費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するよう規定されている。

このうち、「補助対象経費以外の経費」について、当該事業主催者が自らに発注した事業費を補助対象経費以外の経費としているが、同額について一切精査されることなく、事業決算書に基づき補助金額を算定し、予算額を上限として補助金を確定させている。大会事業者側における収支計算においては、何ら問題は発生せず、本市の補助金交付額も予算の範囲内であるものの、補助金の算定については補助金対象経費の算定基礎の一部となる「補助金対象経費以外の経費」の正当性について大会主催者の発注金額の恣意性を排除するため、本市における十分な精査を行うよう提言する。

【意見 2】

第 3 章第 2(1)総論のオに記載のとおり、消費税及び地方消費税の記載について当該交付要綱の見直しを早期に実施するよう提言する。

19-09-2

補助金等名称	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	3,200 千円（一般）
最終予算	3,200 千円
決算	3,200 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、貴重な文化・観光資源である鳥取城をテーマとした鳥取三十二万石お城まつり事業に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、鳥取三十二万石お城まつり実行委員会が主催する鳥取三十二万石お城まつりに要する会場設営費、広報部会費、イベント部会費、出店部会費及び本部費（助成金、協賛金及びその他の収入（本補助金を除く。）を補助対象経費以外の経費に充当し、なお残額が生じる場合は、その残額を除く。）に10分の10を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-10-1

補助金等名称	鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	5,000千円（一般・特定）
補正予算	△2,000千円
最終予算	3,000千円
決算	1,974千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約第3条に基づき、鳥取砂丘における宿泊学習等を通じて砂丘利用者の理解を深めることにより、鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の保全及び利活用等を総合的に推進することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第1欄に掲げる事業に要する別表第2欄に掲げる経費の総額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-11-1

補助金等名称	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	7,500千円（一般）
最終予算	7,500千円
決算	7,500千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取砂丘イリュージョンの開催を補助することにより、鳥取砂丘に観光客を誘致し、かつ鳥取砂丘の魅力を広く発信することを目的としている。

本補助金の額は、鳥取砂丘イリュージョンの開催に要する賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費から、鳥取県の補助金、協賛金その他の特定財源により充当される額を除いた額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-12-1

補助金等名称	鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	2,800千円（一般・特定）
補正予算	△413千円
最終予算	2,384千円
決算	2,366千円
補助等団体数（実績）件数	9件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市における山陰海岸ジオパークの取り組みの推進を図ることを目的と

している。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる補助対象経費の総額（消費税及び地方消費税は除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。（別表の第1欄に掲げる事業のうち「ジオツーリズムの振興につながる事業」、「普及・啓発の推進につながる事業」については、事業の実施に伴い、参加費、協賛金その他の収益が発生した場合は、補助対象経費から当該収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-12-2

補助金等名称	多鯰ヶ池周辺整備事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	6,379千円（一般・特定）
最終予算	6,379千円
決算	6,377千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	多鯰ヶ池周辺整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、多鯰ヶ池周辺の整備を補助することにより、多鯰ヶ池を含む鳥取砂丘周辺に観光客を誘致し、かつ、鳥取砂丘周辺の魅力を広く発信することを目的としている。

本補助金は、多鯰ヶ池周辺の整備に要する賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費から協賛金その他の特定財源により充当される額を除いた額に10分の10を乗じて得た額（以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-12-3

補助金等名称	法師ヶ滝整備事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	660千円（一般・特定）
最終予算	660千円
決算	660千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	法師ヶ滝整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、山陰海岸ジオパークのジオサイトに指定されている法師ヶ滝における、安全なアクセスや眺望の確保などの環境整備を補助することにより、ジオツーリズムの振興と来訪者の満足度控除を図ることを目的としている。

本補助金の額は、法師ヶ滝へのアクセスや眺望確保につながる整備その他法師ヶ滝ジオサイトの環境向上につながる事業の委託料、備品購入、消耗品費、工事請負費、手数料、雜役務費その他補助対象事業の実施に直接必要と認められる経費の総額に 10 分の 10 を乗じて得た金額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

19-13-1

補助金等名称	まちなか観光推進事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定）	2,913千円（一般）
最終予算	2,913千円
決算	2,912千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取砂丘に次ぐ観光スポット、鳥取城跡及びその周辺の賑わい創出と定着化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、事業に要する経費及び施設管理費、広告宣伝費の額に 10 分の 10 を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

17-11-1 に記載のとおり、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会に対する補助金は、「適正化方針」に基づけば、経済性の面から補助金の必要性を検証すべき団体への補助に該当すると認められることから、今後、当該交付要綱の見直しを含め検討することを提言する。

19-14-1

補助金等名称	鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
当初予算（一般・特定） 補正予算 最終予算	5,637 千円（特定） △699 千円 4,938 千円
決算	4,937 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市歴史的建造物（桜寛苑）改修支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本市中心街地内の観光地として磨き上げが進む史跡鳥取城跡に隣接する歴史的建造物である桜寛苑土蔵を、観光客向けの拠点施設として機能させるために必要な施設改修を目的としている。

本補助金の額は、工事請負費、設計委託料の額から国等の補助金の額を控除した額を予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

19-15-1

補助金等名称	鳥取市観光ウェルカム事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	4,000千円（一般・特定） 4,000千円
決算	3,928千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市観光ウェルカム事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、物価高騰の影響を受けている観光事業者等が、インバウンドをはじめとした観光需要の創出や、受入環境の上質化に前向きに取り組む事業を支援することで、本市の観光振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業のうち、報償金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び借上料、工事請負費、原材料費、備品購入費の総額仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に5分の4を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、40万円を限度とし、1年度につき1回に限る。）

- (1) 本市への観光誘客につながる県外・海外・WEB上のプロモーション事業や誘客キャンペーンの開催（割引原資は対象外）
- (2) 旅行・体験商品のWEB販路拡大に係る事業
- (3) エリア内景観形成事業
- (4) 新たな観光コンテンツ・土産物の開発事業
- (5) 翻訳等多言語対応に係る事業
- (6) キャッシュレス、予約受付システム等各種デジタル化につながる事業
- (7) 受入環境の上質化につながる施設改修等
- (8) その他観光需要の創出や受入環境の上質化が見込まれる事業

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金は、「補助金等の概要」で述べたとおり、山陰海岸ジオパークにおける産業振興やジオツーリズムの振興、受入れ態勢の向上に向けた取組の推進を図ることを目的として交付し、鳥取市観光ウェルカム事業補助金は、本市の観光振興を目的として、インバウンドをはじめとした観光需要の創出や受入環境の上質化に取り組む事業を支援するものであるが、令和6年度の補助実績の中で、「山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金」の「景観保全による受入態勢向上事業」と当該補助金の「The 多鯰ヶ池受入環境上質化事業」のどちらの補助金も補助事業者が「浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会」であり、取り組む補助事業も「景観保全事業」だが、①補助事業の実施場所が、鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金は「砂丘西口トンネル出口県道265号線の池側法面」であるのに対し、本補助金は、「已年を控えインバウンドを含む観光客の来訪が想定される弁天宮・木道周辺」と異なること、②補助事業の実施期間が、鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金は「令和6年11月4日の一日」のみであるのに対し、本補助金は「令和6年5月25日～令和7年1月31日の間で11日間」（重複してはいない）、という補助申請内容であったためそれぞれの別の事業として補助申請されたものであると判断したものの、双方の事業内容を精査すると、作業区間は違うが、多鯰ヶ池周辺地区での除草作業であり、1事業の作業期間内の一日を分割することにより2種の補助金の交付を受けることができれば、重複受給のおそれがあることから、この点を考慮した当該補助金の交付条件等の見直しを検討することを提言する。

19-16-1

補助金等名称	鳥取市観光産業育成支援事業補助金
所管	観光・ジオパーク推進課
繰越明許費（一般・特定）	3,000千円（一般・特定）
最終予算	3,000千円
決算	2,551千円
補助等団体数（実績）件数	10件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市観光産業育成支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、観光事業者等が本市観光産業の健全な発展基礎を確保するために行う事業を支援し、もって本市の観光産業育成及び観光振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第2の第1欄に掲げる事業（国、県その他の団体か

らこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受けて行う事業は対象外) で、別表第 2 の第 1 欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる補助対象経費(補助対象者自身から調達したものに係る経費は含まない。)の総額に同表の第 4 欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。(ただし、同表の第 5 欄に掲げる額を限度とし、原則として 1 者 1 事業 1 年度につき 1 回に限り交付する。)

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限 3 年)の設定」がされていない。

20-01-1

補助金等名称	令和 6 年度とっとり農業体験事業補助金
所管	農政企画課
当初予算(一般・特定)	6,000 千円(一般)
補正予算	4,944 千円
最終予算	10,944 千円
決算	7,944 千円
補助等団体数(実績)件数	6 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	とっとり農業体験事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、農業や農村に关心を持つ県内外に在住する若者等が、試験的に農業を体験しながら市内に滞在することを支援することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第 1 欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第 3 欄に掲げる経費に、同表第 4 欄に掲げるところにより算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期(上限 3 年)の設定」がされていない。

20-01-2

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市親元就農促進支援交付金
所管	農政企画課

当初予算（一般・特定）	20-01-1 に掲載
補正予算	20-01-1 に掲載
最終予算	20-01-1 に掲載
決算	2,100 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市親元就農促進支援交付金交付要綱

① 補助金等の概要

本交付金は、認定農業者等、本市の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の経営者（3 親等以内の親族で構成する法人の代表者を含む。以下「農業経営主」という。）の親族（ただし、配偶者及び兄弟姉妹を除く）が当該農業経営体に就農（以下「親元就農」という。）することを促進し、農業経営の継続的な発展を図るとともに、当該親元就農者が、将来、地域農業の担い手として定着することを目的としている。

本交付金の額は月額 10 万円とし、予算の範囲内で交付するものである。（交付金は月単位で交付するものとし、研修期間が 1 か月に満たない場合の日数は切り捨てる。本交付金にかかる研修は、研修計画等が承認された日の属する月の翌月の 1 日から開始するものとし、交付期間は最長 2 年間とする。研修を途中で休止した場合は、研修を休止した日から研修を再開した日までの期間（以下「休止期間」という。）を、本交付金の交付期間から差し引くものとする。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-02-1

補助金等名称	経営開始資金事業補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	17,048 千円（一般・特定）
補正予算	△9,344 千円
最終予算	7,704 千円
決算	6,000 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	経営開始資金事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現す

るため、次世代を担う青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次のいずれかによるものとし、交付期間は経営開始後最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。(1)交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。(2)夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前の額に1.5を乗じて得た額を交付する。ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し又は借りていること。ウ 夫婦共に地域計画に位置付けられた者等となること。(3)複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者に交付期間1月につきそれぞれ(1)の額を交付する。ただし、当該農業法人及び青年就農者それぞれ 地域計画のうち目標地図又は人・農地プランに位置付けられた者等に限るものとする。なお、経営開始後3年以上を経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は(1)の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-02-2

補助金等名称	令和6年度鳥取市就農条件整備事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	20-02-1に掲載
補正予算	20-02-1に掲載
最終予算	20-02-1に掲載
決算	1,150千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、将来、本市の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図ることを目的として交付するものである。

本補助金の額は、本補助事業の実施に要した経費（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。) を除く。) に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-02-3

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市農地賃借料助成事業補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	20-02-1 に掲載
補正予算	20-02-1 に掲載
最終予算	20-02-1 に掲載
決算	372 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市農地賃借料補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、新規就農者の農地の賃借料に対して助成を行い、就農初期の負担軽減を図ることを目的としている。

本補助金は、補助対象事業者が設定期間を 3 年以上とする賃借権を設定し、農地を借り入れた場合の農地に係る賃借料（補助対象事業者の要件を満たした以後であって、かつ、就農から 5 年を経過するまでの賃借料に限り、申請日の属する年度に支出したものに限る。なお、年額支払いを行う場合で、対象月数が 12 月に満たない場合は、月割り計算した額を対象とする。ただし、3 親等以内の親族の農地を借り入れた場合及び物納により賃借料の支払いをする場合の農地に係る賃借料は、対象外とする。）の額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-03-1

補助金等名称	令和6年度一般財団法人鳥取市農業公社運営補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	9,476千円（一般）
最終予算	9,476千円
決算	9,476千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	一般財団法人鳥取市農業公社運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、農家の高齢化や後継者不足などに対応するため一般財団法人鳥取市農業公社（以下「公社」という。）が行う農作業の受託、農地の保全管理、農業担い手の育成、特産加工品の開発普及、都市との交流、農村文化の伝承等の事業の実施を支援することにより、地域農業の振興と農村地域の発展に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、(1)公社の管理運営に要する経費、(2)農地の借受け、貸付け及び中間保有農地の保全に要する経費、(3)農作業の受託及び委託に要する経費、(4)担い手農業者及び農業後継者の育成確保に要する経費、(5)地域の特産品となる農産物等の開発及び普及に要する経費、(6)都市との農業交流に要する経費、(7)農業用機械の貸出しに要する経費、(8)その他公社の目的を達成するために必要な事業に要する経費補助対象経費から当該補助対象経費に係る事業等の実施に伴う収入額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

当該補助金交付要綱における補助金の額は補助対象経費に係る事業費等の実施に伴う収入額を控除した額に10/10を乗じて得た額以内算定し、予算の範囲内で交付する旨記載されている。補助金対象事業者は「補助金等の概要」に掲載されている補助金対象事業のほか、別途収益事業を行っているにも係わらず、数字の根拠とすべき事業全体の決算書の確認、受託料収入の区分、人件費の配賦等の正当性に係る検証も行われることなく、補助事業者から提出された補助対象事業の資料に基づき補助金の交付額が確定されており、当該交付要綱に則った補助事業対象経費の計算及び検証が不十分と認められる。公社は収益事業も行っており、法人税等の確定申告を行う必要があることから、同申告書に添付された決算資料を事後的に入手するなどして、収益事業部分が補助

対象事業となっていないことの検証を実施するなど、今後、提出された資料の十分な検証が行うよう提言する。

20-04-1

補助金等名称	鳥取市果樹等安定生産支援事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	1,322 千円（一般）
最終予算	1,322 千円
決算	969 千円
補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市果樹等安定生産支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、果樹（梨、柿、ぶどう等）を対象とする果樹共済、大豆を対象とする畑作物共済及び農業経営収入保険の加入促進を図るために必要な補助金を交付し、もって農家の経営安定と本市農業の振興を図ることを目的としている。

本補助金は、果樹共済（梨・柿・ぶどう等）の掛金、畑作物共済（大豆）の掛金に 10% を乗じた額、農家負担事務費の加入者割に係る経費に 10 分の 10 を乗じた額で、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-05-1

補助金等名称	果樹振興対策事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	16,047 千円（一般）
補正予算	△4,266 千円
最終予算	11,781 千円
決算	37 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	果樹振興対策事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、豊かな食生活、健康の維持増進を図るうえで欠くことのできない果樹の重要性に鑑み、本市における果樹の生産において一層の支援をすることにより、果樹生産者の意欲向上を図り、もって果樹生産の総合的な振興に資することを目的としている。

本補助金の額は、次の表に記載された経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）

ごとに、表に掲げる補助率を乗じた額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

事業名	補助対象経費	
1 魅力ある梨づくり事業	苗代、農薬代、土壌改良剤、伐根整地に係る費用等 事業の実施に要する経費	補助対象経費又は新植若しくは改植 1 アール当たり 1 万円で算定した額のいづれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額以内
2 次世代につなげる果樹 産地拡大事業	苗代、農薬代、土壌改良剤、伐根整地に係る費用等 事業の実施に要する経費	補助対象経費又は新植若しくは改植 1 アール当たり 1 万円で算定した額のいづれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額以内
3 品質向上支援事業	事業の実施に要する経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内
4 果樹産地競争力強化事 業	果樹作業の効率化に係る機器の導入及び果樹選果場の改修・整備に要する経費	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額以内

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

当該補助金交付要綱の補助対象経費については、補助対象事業者が消費税等の課税事業者で仕入税額を控除できる場合はその控除できる金額を控除する旨規定されているところ、消費税の課税事業者か否かについて、補助金申請の際添付される書面の様式に基づき申請者が自主的に申告する仕組みとなっている。また、記載漏れの場合は口頭による確認を行うことで補うにとどまっている。現状において事業申請者が消費税の課税

事業者かどうかの確認手続きは各主管課に一任されていることから、市として統一した確認手続きを行うよう提言する。

20-05-2

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市柿ぶどう等生産振興事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定） 最終予算	20-05-1 に掲載 20-05-1 に掲載
決算	3,164 千円
補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、柿「輝太郎」をはじめとした果樹の優良品種の導入及び生産基盤の整備並びに高齢化に対応する機械の共同利用の取り組みを支援し、果樹産地の再興を図ることを目的としている。

当該交付要綱別表第 1 に掲げる事業区分ごとの補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、それぞれに定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-05-3

補助金等名称	令和 6 年度鳥取梨生産振興事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定） 最終予算	20-05-1 に掲載 20-05-1 に掲載
決算	8,062 千円

補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、梨の生産振興について、緊急的に防災・減災対策を強化し、鳥取県オリジナル品種「新甘泉」等の優良品種の生産拡大と合わせて、本市梨産地の強化に不可欠な基幹品種「二十世紀」について、栽培面積の減少傾向からの脱却、面積維持・拡大への転換を図るため、高齢化に対応する機械の共同利用、戦略的な出荷による価格安定など攻めの対策を実施し、果樹産地の再興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、気象災害に強い施設整備、「新甘泉等」特別対策事業及びジョイント栽培拡大事業における生産基盤整備対策及び育成促進対策、育苗委託推進対策並びに低成本・体制強化事業については、当該交付要綱別表第1に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に補同表に掲げる助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-06-1

補助金等名称	鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	1,300千円（一般）
最終予算	1,300千円
決算	1,300千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、日本古来の伝統行事である新嘗祭の献穀に奉仕することで、奉仕者はもとより、地域を含めた意識の高揚を図り、もって本市の農業振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、各種式典に係る経費、献穀米の栽培及び圃場管理等生産管理に係る経費、その他献穀米事業の執行に必要な経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、

予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-07-1

補助金等名称	地域特産品振興対策事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	2,150千円（一般・特定）
最終予算	2,150千円
決算	1,960千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地域特産品振興対策事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、地域特産物の生産振興を図ることにより、地産地消の推進及び所得の向上を目的としている。

本補助金の額は、補助事業の実施に要する間接補助対象の経費で、本市の振興作物等の出荷を行う際の当該出荷に要する経費として、ブロッコリーについては、出荷量1kgにつき40円で算定した額以内、アスパラガスについては、出荷量1kgにつき80円で算定した額以内、生姜については、出荷量1kgにつき5円で算定した額により算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-07-2

補助金等名称	地場野菜生産振興対策事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	20-07-1に掲載
最終予算	20-07-1に掲載

決算	11 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地場野菜生産振興対策事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市農業振興基金実施要領（平成 8 年 6 月 11 日施行）第 2 の(3)に基づいて行う事業に要する経費について、農業者等に補助金を交付することを目的としている。

本補助金の額は、活き活き野菜等生産対策事業で軟弱野菜等生産のための被覆トンネルの設置に要する経費に 2 分の 1 を乗じた額以内で算定し、交付するものである。（1 事業 30 万円が上限）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-08-1

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市米穀品質向上対策支援補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	10,253 千円（特定）
補正予算	4,535 千円
最終予算	14,788 千円
決算	14,694 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市米穀品質向上対策支援補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、米、麦、大豆その他の米穀類（以下「米穀」という。）の生産拠点の施設又は機械・設備を整備することにより品質向上や安定生産を図り、高値取引や直販率拡大に繋げることで生産農家の所得の向上や生産意欲の向上を目指し、もって本市の農業振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、米穀の生産・集出荷に必要な施設及び機械・設備の整備（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に 補助率 3 分の 1 を乗じて得た額（1 事業当たり 上限 1,000 万円）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

用瀬RCフレコンバック（ロンバック）について、所管課では「価格が1万円以上、耐用年数7年以上であることから補助金対象経費の備品と捉えております。」との回答であったが、企業会計原則や税法等においては、消耗品と備品の会計処理は、その使用期間と取得価格に基づいて行われる。消耗品は短期間で使用され、取得価格が10万円未満の物品を指し、購入時に費用計上される。備品は長期にわたって使用され、取得価格が10万円以上又は耐用年数が1年以上の物品を指し、資産計上され、減価償却される。用瀬RCフレコンバックは、どちらにも該当することとなり、経理処理の如何で補助対象経費に該当かする否かに分かれることとなる。

また、当該交付要綱第6条但し書きに「補助金の額は1事業あたり1,000万円を上限とする。」と記載されているが、1会計年度に複数事業が行われる場合の上限は設定されていない。

以上のことから、補助対象事業者が減価償却資産に計上するか否かなど申請者の経理方法に左右されることのない用語の定義又は金額基準等、並びに「上限」を設定する際の基準を明確にするなど、早期に当該補助金交付要綱の改定を提言する。

20-09-1

補助金等名称	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金
所管	農政企画課
補正予算（一般・特定）	3,972千円（一般）
最終予算	3,972千円
決算	1,210千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨（以下「令和5年7月大雨」という。）により被害を受けた市内の農業者に対し、予算の範囲内において、當農継続に向けた支援を行うことで、農業経営の安定化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第3欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

(昭和 25 年法律 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。) を除く。) から別表第 4 欄に掲げる額を控除した金額に同表第 5 欄に掲げる補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。(ただし、補助金の額は同表第 6 欄に掲げる額を上限とする。)

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-09-2

補助金等名称	鳥取市令和 5 年台風第 7 号災害からの営農再開支援事業費補助金
所管	農政企画課
補正予算（一般・特定）	20-09-1 に掲載
最終予算	20-09-1 に掲載
決算	46 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

20-09-1 に掲載されている概要と同じ。

② 監査の結果

【指摘】

20-09-1 に含まれる。

20-10-1

補助金等名称	鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金
所管	農政企画課
補正予算（一般・特定）	2,100 千円（一般・特定）
最終予算	2,100 千円
決算	1,606 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件

根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市果樹カ梅ムシ類緊急防除支援事業費補助金交付要綱
-----------------	----------------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、令和6年に大量発生した果樹カ梅ムシ類への対策として、果樹生産者が追加防除を行う際の薬剤経費を助成することにより、生産者の経営的負担の軽減と収量・品質低下の抑制を図ることを目的としている。

本補助金の額は、本市において、令和6年に大量発生した果樹カ梅ムシ類の被害を防ぐために実施された追加防除に要する経費（補助率3分の2）、参加農業者への事務手続きに必要な経費として、参加農業者に対して交付する経費以外の経費（補助率10分の10）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を除く。）に、補助率を乗じて得た額を、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-11-1

補助金等名称	令和6年度鳥取市畜産振興対策事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	4,882千円（一般）
最終予算	4,882千円
決算	2,675千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、畜産農家の負担軽減と、良質の家畜の育成及び販売促進の支援をすることにより、本市の畜産振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業ごとの経費の額に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

1 肉用牛・乳用牛放牧奨励事業

肉用牛又は乳用牛を公共放牧場へ放牧する際に要する経費（補助率 10 分の 1）

2 肥育牛素牛安定導入対策事業

農協から素牛の貸付けを受けた場合の導入から出荷までの間の利息の額又は素牛の購入に要する借入金の利息の額（補助率 6 分の 1）

3 肉用牛・乳用牛肥育経営体質強化対策事業

社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（社団法人全国配合飼料供給安定基金昭和 43 年 2 月 13 日制定）第 19 条第 1 項第 1 号に規定する価格の当該年度の平均と平成 23 年度から令和 2 年度までの平均価格の差額（補助率 20 分の 1）

4 生乳増産対策支援事業

酪農の担い手農家が行う生乳生産性向上及び省エネに資する整備（牛舎の増改築、通路マット、飼槽改善、発情発見機、自動給餌機等）に要する経費（補助率 6 分の 1、事業限度額 500 万円/戸）

5 肉用牛啓発宣伝支援事業

肉用牛販売促進のための経費（補助率 60 分の 17）

6 管理調整支援事業

全国和牛能力共進会に選抜された者へ奨励金として 10 万円／人

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-12-1

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	2,302 千円（一般）
最終予算	2,302 千円
決算	2,181 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付金

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取地どりの生産拡大を支援することにより、安定供給体制を確立し、ブランド化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第 1 欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第

2欄に掲げる者が実施する同表第3欄に掲げる経費の額（ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を除く。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

(1) 補助金交付要綱の定義について

当該交付要綱において補助金対象とすべき「鳥取地どり」の定義がないことから、早急に鳥取地どりの対象である「鳥取地どりピヨ」であることを定義付ける必要がある。

(2) 補助対象事業「鳥取地どり啓発宣伝支援事業」の補助対象経費について

当該交付要綱上、「鳥取地どり」の定義付けされていないものの、本補助金の創設目的は、「鳥取地どりピヨ」の生産拡大を支援することにより、安定供給体制を確立し、ブランド化を図ることであり、知名度向上のための広報・宣伝に対する経費を補助するものである。しかしながら、補助金申請者Xから提出された補助対象経費は、イベント出店経費のほか、一年を通しての段ボールケース購入費用、ナイロン規格袋代なども含まれており、かつ、「鳥取地どりピヨ」を広告宣伝する文言等の印刷が一切されていないなど、広告宣伝効果のないものを補助対象経費としている。本市として確認すべき補助経費の該当性、効果測定が全く行われていない。

(3) 補助対象事業「鳥取地どり食鳥処理技術向上支援事業」の補助対象経費について

当該補助対象経費は「食鳥処理技術を備えた人材確保のための経費（研修、講師招聘費、資格取得に係る講習会受講費等食鳥処理技術の向上に資する経費を対象とする。）」と規定されている。補助金申請者Xは、これに対し、「Y協議会」から補助対象事業者に請求された請求書（令和7年3月31日付、請求内容「食鳥処理業務研修料」、金額3,688,634円、令和6年4月分から令和7年3月分を一括請求）を事業実績報告書に内容記載、添付のうえ補助対象経費として報告を行っている。

食鳥処理技術者招聘に係る費用請求人であるY協議会の活動実態を明らかにするため、所管課に対して事態確認の依頼を行ったところ、Y協議会は、ここ数年総会も開催されておらず、活動報告は不明であった。また、Y協議会の事務局を担当する補助金申請者Xが請求書を作成し、領収書を発行しているが、研修を実施した記録もなく、また領収書に記載された金額が支払われた事実も確認できなかった。補助金申

請者 X の食鳥処理技術者給与を基に、研修を実施したとして Y 協議会名で請求書を作成することにより補助対象経費としている事実が判明した。

このような不適切な申請を排除するためにも、本市が事業報告内容を検査するに当たっては、通り一辺倒の検査を実施するのではなく、経費の決済状況を確認するための書類の提出依頼や研修の実施を確認するための書類を提出させるなど検査すべき項目を増やし、厳格に実施する必要がある。

20-13-1

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金（繰越明許費）
所管	農政企画課
繰越明許費（一般・特定）	2,506 千円（一般）
最終予算	2,506 千円
決算	2,357 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付金

① 補助金等の概要

補助金等の概要は、20-12-1 に記載している。当補助金は、前年度の繰越額である。

② 監査の結果

【指摘 1】

20-12-1 の記載に含まれる。

【指摘 2】

20-12-1 の記載に含まれる。

20-14-1

補助金等名称	令和 6 年度鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金（地域集積協力金）
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	5,700 千円（一般・特定）
補正予算	1,783 千円
最終予算	7,483 千円
決算	1,752 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件

根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱
-----------------	--------------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、担い手（個人、法人、集落営農）の確保や、担い手への農地集積を農地中間管理事業の活用により推進を図り、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第1欄の補助対象事業の区分に応じて当該事業の対象となる農地の面積に同表第3欄に掲げる交付単価の額を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

20-14-2

補助金等名称	令和6年度農地流動化加速的推進事業助成金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	20-14-1に掲載
補正予算	20-14-1に掲載
最終予算	20-14-1に掲載
決算	3,117千円
補助等団体数（実績）件数	16件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市補助金等交付規則 農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱

① 補助金等の概要

本助成金は、農地の流動化を促進するとともに、遊休農地の解消による優良農地の確保を図ることで、農業における担い手の規模拡大を増進し、地域農業の担い手となる効率的な経営体の育成を図ることを目的としている。

本助成金の額は、交付対象となる賃借権の設定に係る農地の面積に本助成金の対象となる農地10a当たりの単価1万円を乗じて得た金額の合計額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

補助対象事業者 E（以下「申請者 E」という。）の交付申請及び決定の状況は次のとおりとなっている。

- ・交付申請日：令和 7 年 3 月 25 日（収受日：令和 7 年 3 月 25 日）
- ・市税等納付状況確認同意書：令和 7 年 3 月 25 日
- ・市税等納付状況確認書：文書日付令和 7 年 4 月 7 日
(収納推進課長から農政企画課長あて)

※収納推進課使用欄：受理日令和 7 年 3 月 27 日、確認日令和 7 年 4 月 7 日

回答日令和 7 年 4 月 7 日

- ・補助金等交付決定通知書：令和 7 年 3 月 31 日

市税等納付状況確認が令和 7 年 4 月 7 日であるにもかかわらず、要件確認以前の日付令和 7 年 3 月 31 日付で決定通知が行われた理由について所管課に質疑を行ったところ、所管から「本助成金の申請者 E の申請期限を令和 7 年 3 月 25 日に設定し、申請者 E からは期限日に申請を受け、同月 27 日に収納担当課に納付状況確認を依頼し、その回答が令和 7 年 3 月 31 日（月）にあり、未納のある旨が判明した。直ちに申請者 E に納付の意思確認をしたところ、納付の意志を示されたことから、早急に納付されない場合は取り消しする旨を伝えた上で交付決定をしました。その後、収納担当課から納付状況に係る回答が 4 月 7 日となったものです。本助成金は、認定農業者に耕作農地の規模を拡大させることで、耕作放棄地の解消や優良農地の確保を図ることを目的としており、その成果に対する奨励金としての性質を有するものと考えていたことから、宥恕規定がないにもかかわらず、申請者 E に対し納付の機会を儲けるため、上記の対応を取り、交付決定を行いました。」との回答があった。

当該交付要綱上、市税等を滞納していない者を交付対象者としているにも関わらず、納付を確約したことをもって交付対象者として取り扱っている。本助成金対象年度を超えて当該交付要綱に明記されている滞納者を宥恕し、交付対象とすることは不適切であり、取扱上も公平性を損なうことにもなることから、鳥取市補助金等交付規則及び当該交付要綱に則り処理を行うべきである。

20-15-1

補助金等名称	令和 6 年度大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	1,300 千円（一般・特定）
最終予算	1,300 千円
決算	1,300 千円

補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、湖山池周辺地域の水稻作から畑作営農へ転換する農業者で組織する集落営農組織の飼料作経営基盤強化に向けた取組等を支援することを目的としている。

本補助金の額は、畑作転換による飼料作導入を行った水田の牧草を更新する経費の全額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

20-16-1

補助金等名称	イノシシ等被害防止対策事業補助金
所管	農政企画課
当初予算（一般・特定）	9,272 千円（一般）
補正予算	△1,031 千円
最終予算	8,241 千円
決算	5,244 千円
補助等団体数（実績）件数	34 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、イノシシ等の被害防止対策に必要な補助金を交付することにより、農林水産業者が安心して生産活動を行い、及び市民が安心した生活できるようにし、もって本市の農林水産業の振興及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第 4 欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額、ただし鳥取市鳥獣害対策協議会支援事業については消費税及び地方消費税を含む額）に同表第 3 欄に掲げる補助率等を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市に鳥取市鳥獣害対策協議会の事務局が置かれている。

20-17-1

補助金等名称	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金（繰越明許費）
所管	農政企画課
繰越明許費（一般・特定）	11,334千円
最終予算	11,334千円
決算	11,333千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨（以下「令和5年7月大雨」という。）により被害を受けた市内の農業者に対し、予算の範囲内において、営農継続に向けた支援を行うことで、農業経営の安定化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第3欄に掲げる経費（ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を除く。）から別表第4欄に掲げる額を控除した金額に同表第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、補助金の額は同表第6欄に掲げる額を上限とする。）

② 監査の結果

【指摘】

20-09-1に含まれる。

21-01-1

補助金等名称	鳥取市造林事業補助金
所管	林務水産課

当初予算（一般・特定）	45,458 千円（一般・特定）
補正予算	△14,895 千円
最終予算	30,563 千円
決算	24,098 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市造林事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、自然的条件に適応し、適正な森林造成を計画的かつ効果的に促進するために必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

21-01-2

補助金等名称	鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	21-01-1 に掲載
補正予算	21-01-1 に掲載
最終予算	21-01-1 に掲載
決算	3,871 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の皆伐再造林を推進するため、造林地におけるシカ被害対策に係る省力化及び森林管理者等の負担軽減を図り、もって本市林業の振興に資することを目的としている。

本補助金の額は、シカ防護柵の点検・維持管理については、点検管理 1 km当たり巡回1回につき 1 万 5 千円（上限 4 回）、シカ防護柵の撤去・廃棄については、シカ防護柵 1 km当たり 25 万円を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金に終期（上限3年）の設定」がされていない。

21-02-1

補助金等名称	鳥取市間伐材搬出支援事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	18,963千円（一般）
補正予算	4,510千円
最終予算	23,473千円
決算	16,571千円
補助等団体数（実績）件数	11件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市間伐材搬出支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、間伐材の搬出・販売を促進し、もって健全な森林の育成、木材資源の有効活用を図ることを目的としている。

本補助金の額は、本市内の森林においてスギ、ヒノキの間伐を実施し、原木市場、木材の保管施設、製材加工施設に出荷又は販売に要する経費の額又は出荷若しくは販売された間伐材の量に1m³当たり500円を乗じて得た額のいずれか低い金額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）助金申請等に係る時系列は次のとおりである。

- ・令和6年5月30日（同日收受） 遅延理由書
- ・令和6年6月27日（同日收受） 補助金等交付申請書

当該交付要綱第13条には、5月30日までに交付申請が行われたものは、同条2項において4月1日から交付決定日までの事業を補助対象とできる旨が規定されているが、公社が補助金等交付申請書を提出した日は、上記の記載の通りである。しかしながら、補助金対象となった経費は、令和6年4月15日以降が対象となっている。所管課は、「令和6年5月30日に提出された遅延理由書を交付申請書の提出と同等に取扱うことにより、4月1日から交付決定日までに実施した事業を含め補助対象事業として

いた。」との回答であったが、遅延理由書を補助金等交付申請書と同等に取り扱う規定は存在せず、本来、交付決定通知後の令和6年7月8日以降事業着手し、その日以降の補助対象経費により補助金額を算定すべきであり、不適切な事務処理となっている。

【意見】

当該交付要綱は、令和7年4月1日に「健全な山の育成事業費補助金交付要綱（以下「改正交付要綱」という。）として改正のうえ施行されている。ただし、同改正交付要綱第11条（実績報告の時期等）の適用については、令和6年12月27日から施行し、令和6年度の補助事業から適用されることとなっている。

改正の目的は、補助金交付対象経費の計算根拠となる間伐材の搬出対象期間が年度末である3月31日であり、出荷先（木材市場）が荷受けし、精算書が事業対象者に届くまで相当の時間を要すことから、事業対象者からの実績報告時期を実態にあわせ変更するものであった。しかしながら、改正交付要綱においても、改正前の実績報告時期を延長することができず、改正目的が達せられないままに至っている。

改正交付要綱第11条には、「鳥取市補助金等交付規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業を完了した場合は、完了の日から20日を経過する日と補助事業等の完了予定日の属する年度の翌年度の4月25日のいずれか早い日
- (2) 補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止の承認があった日から20日を経過する日

と記載されており、補助対象者の本市に対する実績報告日は令和7年4月25日であるから、当該改正交付要綱によっても交付対象外とすべきではあるが取引実態や交付要綱の改正目的からすれば補助金の交付にも一定の理解が得られるため、今後、早急に改正交付要綱を見直し、実態に即した改正を再度行うよう提言する。

21-03-1

補助金等名称	大規模林道受益者賦課金負担軽減補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	2,106千円（一般）
最終予算	2,106千円
決算	2,105千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	林道開設等対策事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、林道開設事業等の実施により、事業費の一部受益者負担に伴い、借り入れた林道資金の元利償還金、及び負担金を助成することにより、林家負担の軽減を図り、

もって本市林家の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、林道資金の償還金（元利、手数料、消費税等）について、予算の範囲内で交付するものである。（上限あり。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

21-04-1

補助金等名称	鳥取市作業路網整備事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	16,659千円（一般・特定）
補正予算	371千円
最終予算	17,030千円
決算	8,913千円
補助等団体数（実績）件数	5件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市作業路網整備事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市民有林の所有及び管理の形態に合わせ、大半を占める小規模な森林所有者に対し、森林作業道及び林業専用道（規格相当）を開設することにより、健全な森づくりへの積極的な取組を促進し、労働負荷や素材の搬出コスト低減を図ることを目的としている。

本補助金の額は、造林事業、林業再生事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業の区分に応じた事業費に、区分の補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

21-05-1

補助金等名称	森林産業イノベーション推進事業補助金
所管	林務水産課

当初予算（一般・特定）	10,000 千円（特定）
最終予算	10,000 千円
決算	10,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	森林産業イノベーション推進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の林業における先進的な生産技術や ICT を活用したスマート林業技術の開発及び実証の取組を支援することで、林業作業の省力化と林業経営の効率化を図り、もって本市林業の振興に資することを目的としている。

本補助金の額は、林業における ICT 技術の活用実証事業、木材販売のデジタル化等のスマート林業技術の開発・普及に資する事業の内、人件費、旅費、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費、委託費、機械・工具器具購入費、外部専門家等受入経費（専門家への旅費、謝金、講習のための借上料等）その他実証・開発のために必要であると本市が認めた経費（ただし、国・県交付金等その他の財源による収入がある又はあった場合は、その合計額を除く。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、10 分の 10 を乗じて得た額（上限 100 万円）以下とし、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-06-1

補助金等名称	鳥取市危険木伐採等事業補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	5,500 千円（特定）
最終予算	5,500 千円
決算	3,723 千円
補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市危険木伐採等事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は災害、枯損、過度な成長等による倒伏等の危険性が高い樹木であり、かつ、倒伏等により孤立集落発生など住民生活へ大きな影響を及ぼす恐れのある樹木（以下「危険木等」という。）を予め伐採する経費等を補助することで、市民による森林整備を促し、倒木被害を未然に防止することで市民の安全安心な生活に資することを目的としている。

本補助金の額は、閉鎖により孤立集落を生ずる道路や重要な生活基盤施設に被害を与える恐れのある危険木等の予備伐採、撤去又は処分を業者等に委託する経費（ただし、発生した伐採木を有価物として処分する場合は、その売却金額を控除）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。（同一年度において同一の補助対象者につき原則 1 回限りとする。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-07-1

補助金等名称	淡水魚放流事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	12,140 千円（一般・特定）
補正予算	△440 千円
最終予算	11,700 千円
決算	10,900 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	淡水魚放流事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市内の内水面漁業における稚鮎放流事業の支援を行うことより、本市水産資源の維持増殖を図り、もって本市の水産業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、放流魚購入費、放流費（トラック輸送費用とする。）の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（上限 540 万円）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-7-2

補助金等名称	水産資源維持増殖事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	21-07-1 に掲載
補正予算	21-07-1 に掲載
最終予算	21-07-1 に掲載
決算	800 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	水産資源維持増殖事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市内の内水面漁業における水産資源増殖活動の支援を行うことより、本市水産資源の維持増殖を図り、もって本市の水産業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、千代川漁業振興対策事業、湖山池漁業振興対策事業に係る稚魚、稚貝及び卵並びに放流等に要する費用、魚道等整備費、産卵場整備費、冷水病対策費、河川における魚類等の生態系調査及び環境保全・啓発等事業費、その他農林水産部長が必要と認める費用の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）ごとに、3 分の 2 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（なお、補助対象経費へ間接補助金等を充当する場合は、本補助金から間接補助金等を控除する。）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-08-1

補助金等名称	鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	5,340 千円（一般・特定）
最終予算	5,340 千円
決算	5,339 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、意欲のある沖合底びき網漁業者へ代船取得のためのリース料を支援することで、本市の中核的な漁業である沖合底びき網漁業の存続を図ることを目的としている。

本補助金の額は、担い手代船取得リース事業に係るリース契約書に記載されたリース料月額のうち、付加料部分（リース料月額から船価リース月額を除いたもの）で、漁協事務費及び漁協事務費に係る消費税及び地方消費税を対象外とした額から、国庫助成額を差し引いた額に、10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-09-1

補助金等名称	鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金
所管	林務水産課
当初予算（一般・特定）	1,259 千円（一般）
最終予算	1,259 千円
決算	1,078 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、新日韓漁業協定により本市漁船の水揚げ減少による漁業経営の悪化を、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「漁災法」という。）第 77 条 1 号に規定する漁獲共済（以下単に「漁獲共済」という。）の活用を促進することによって緩和し、本市漁業の維持、存続を図ることを目的としている。

本補助金の額は、対象漁業者が支払うべき共済掛金（共済組合と対象漁業者の間で契約される共済掛金の開始日が、本補助金を受けようとする年度の前年度の 2 月 1 日から本補助金を受けようとする年度の 1 月 31 日までの日のものを対象とする。）の額から、その者に交付される漁災法第 195 条の規定による補助金及び財団補助金の額を控除した額に 10 分の 1（財団補助金は交付されるが国庫補助金が交付されない者については、10 分

の 2) を乗じて得た額以内とするものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

21-10-1

補助金等名称	鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金
所管	林務水産課
繰越明許費（一般・特定） 最終予算	86,355 千円（特定） 86,355 千円
決算	71,277 千円
補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、令和 5 年 8 月台風第 7 号により、路面流出等の被害を受けた森林作業道及び林業専用道を速やかに復旧することにより、計画的な森林施業と安定的な原木生産の実施、林地及び周辺環境の保全を図ることを目的としている。

本補助金の額は、令和 5 年 8 月台風第 7 号により被災した森林作業道及び林業専用道の復旧に要する経費（対象となる復旧経費の下限は 1 路線につき 10 万円で、補助率は 9 分の 7 、被害額が 7,500 万円以上の場合は、9 分の 8.5 ）及び令和 5 年 8 月台風第 7 号により被災した林業専用道の復旧（国交付金対象）に要する経費（対象となる復旧経費の下限は 1 箇所につき 40 万円で、補助率は 9 分の 8.5 ）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、それぞれの補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

22-01-1

補助金等名称	コミュニティ助成事業費補助金
所管	農村整備課
補正予算（一般・特定）	2,500千円（特定）
最終予算	2,500千円
決算	2,500千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	コミュニティ助成事業実施要領

① 補助金等の概要

本補助金は、市民の自主的なコミュニティ活動に要する経費の全部又は一部を補助することにより、コミュニティ活動等を推進し、地域の活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、自治総合センターが決定した補助対象事業 ((1)一般コミュニティ助成、(2)コミュニティセンター助成事業、(3)地域防災組織育成助成事業、(4)青少年健全育成助成事業、(5)地域の芸術環境づくり助成事業、(6)地域国際化推進助成事業、(7)活力ある地域づくり助成事業) に係る助成金額の範囲内とするものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-01-1

補助金等名称	バス運行対策鳥取市補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	242,332千円（一般・特定）
補正予算	38,165千円
最終予算	280,497千円
決算	117,720千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	バス運行対策鳥取市補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路

線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線の確保方策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため、予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域の福祉の向上に資することを目的としている。

本補助金の対象となる路線、経費及び算定方法は、当該交付要綱の別表に定めるとおりとする。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-01-2

補助金等名称	鳥取市生活バス路線運行費等補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	23-01-1に掲載
最終予算	23-01-1に掲載
決算	162,777千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市生活バス路線運行費等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、利用者の減少により市民の日常生活に必要な交通手段であるバスの運行維持が困難になっている路線において、バスを運行する事業者に対し、補助金を交付し、もって地域の福祉の向上に資することを目的としている。

本補助金は、当該交付要綱別表に掲げる補助対象路線に応じ、それぞれの算定方法による額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-02-1

補助金等名称	鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金
所管	交通政策課

当初予算（一般・特定）	17,469 千円（一般）
最終予算	17,469 千円
決算	16,778 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、高齢者（65 歳以上の者をいう。以下同じ。）及び運転免許証返納者を対象とした路線バス定期券の割引販売を行う事業者に対して当該割引相当額を補助することにより、高齢者及び運転免許返納者が公共交通機関を積極的に利用して安心して外出できる環境の醸成に資することを目的としている。

本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費の内、補助対象者が路線バス定期券の割引を行った額（路線バス定期券を割引して販売した後に当該路線バス定期券の払い戻しが行われた場合は、その払い戻された路線バス定期券の払い戻し時における割引額に相当する額を控除した額）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

本補助金は、割引された定期券販売収入について割引部分を補助金として交付するものである。各交通機関においては、定期券の販売価額は消費税込みの金額で表示されることが常であり、当該補助金対象経費の計算においても、割引額の総額を補助金として交付している。しかしながら、上述のとおり、割引額（補助金額）は消費税込み金額でありながら、事業者側は消費税の計算において補助金が消費税法上の不課税売上げに相当することから、補助金の全額が事業者の収入となり、結果として事業者の本来の収入（割引額 × 100/110）を超える消費税及び地方消費税相当額分（割引額の 10/110）が補助金の過大交付額となる。今後、交付要綱の早急な見直しを行い、事業者への正当な補助金交付を行うべきである。

【意見】

第 3 章第 2(1)総論のオに記載のとおり、消費税及び地方消費税の記載について当該交付要綱の見直しを早期に実施するよう提言する。

23-03-1

補助金等名称	鳥取市生活交通確保対策事業補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	31,035 千円（一般・特定）
補正予算	1,903 千円
最終予算	32,938 千円
決算	31,833 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市生活交通確保対策事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、利用者の減少により地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通の確保を図る事業に対し補助金を交付し、もって地域住民の福祉に資することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表 1 に掲げる「補助事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び限度額」で算定し、予算の範囲内で交付するものである。なお、対象となる区間は、同別表 2 に掲げるものとする。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

本補助金の交付団体に対し、本市の所有財産である車両（令和 2 年式鳥取 300 あ 140 トヨタハイエース 型式 3BA-T R H219W）の無償貸与を行っているが、現時点において、無償貸与に係る契約書の存在が不明である。契約書が存在しないことは、本市の事務手続きに瑕疵があると言える。早急に確認、締結のうえ補助事業を円滑に進める必要がある。

23-03-2

補助金等名称	鳥取市地域内フィーダー系統確保維持補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	23-03-1 に掲載
補正予算	23-03-1 に掲載
最終予算	23-03-1 に掲載
決算	85 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域内フィーダー系統確保維持補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保を図る事業に対し補助することにより、地域公共交通の確保・維持・改善に資することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱別表1に掲げる補助事業、補助事業者、補助対象経費、補助率」で算定し、予算の範囲内で交付するものである。なお、対象となる区間は、同別表2に掲げるものとする。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

本補助金対象経費は「市と締結した、乗合タクシー運行に関する覚書に定めた運行経費又はタクシー運賃から乗合タクシー運行事業計画に定めた運賃収入及び本補助金以外のその他補助金を差し引いた額」とされており、同額の算定に当たっては、運賃に含まれる消費税等の額が考慮されることなく補助金の計算が行われている。運賃は基本的に税込金額であり、補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合、当然消費税の課税標準額は運賃×100/110（消費税抜きの売上高）により計算されることになる。本補助金対象経費の計算が運賃を基本としており、かつ、補助金が消費税法上の不課税取引である以上、補助金は上記から算出される額の100/110であるべきであり、現在の計算方法によれば、結果として事業者の本来の収入（割引額×100/110）を超える消費税及び地方消費税相当額分（割引額の10/110）が補助金の過大交付額となる。今後、交付要綱の早急な見直しを行い、事業者への正当な補助金交付を行うべきである。

【意見】

第3章第2(1)総論のオに記載のとおり、消費税及び地方消費税の記載について当該交付要綱の見直しを早期に実施するよう提言する。

23-04-1

補助金等名称	鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	39,373千円（一般・特定）
最終予算	39,373千円

決算	38,174 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、交通空白地有償運送事業を実施する事業者に対し補助することにより、地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資することを目的としている。

本補助金の額は、それぞれに算定した額以内で、予算の範囲内で交付するものである。

(1) 運行事業

交通空白地有償運送（交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む。）の補助対象路線ごと（路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額（営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。）の合計額に10分の10を乗じた額

(2) 車両等設備整備事業

主に交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費に10分の10を乗じた額（上限450万円）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-05-1

補助金等名称	鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	30,228 千円（一般）
最終予算	30,228 千円
決算	24,518 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、共創による新たな交通モデルの構築を目指した取組を推進する事業者に対し補助することにより、将来にわたり持続可能な地域交通の確保・活性化を図り、もって住民の福祉の向上や地域経済の活性化に資することを目的としている。

本補助金の額は、補助事業の実施に必要となる人件費（システム構築、実証運行に従事する職員に限る。）、システム開発費（実証運行に必要な範囲に限る。）、車両購入費（実証運行に使用するものに限る。）、役務費（通信運搬費、広告料等）、使用料、委託費、印刷製本費、その他補助事業の実施に必要な経費（国庫補助金及び県補助金充当分を除く。ただし、収益を得る事業の場合は補助対象経費から収益を差し引いて得た額）の合計額に、10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-06-1

補助金等名称	鳥取市高校生等通学費助成事業補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	6,233千円（一般・特定）
補正予算	1,274千円
最終予算	7,507千円
決算	6,723千円
補助等団体数（実績）件数	341件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市高校生等通学費助成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、公共交通の利用促進と併せ、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援するとともに、鳥取市における定住の維持及び移住の促進並びに公共交通機関の維持に資することを目的としている。

本補助金の額は、1月当たりの通学費（1月を超える定期券にあっては、購入金額を月数で除した額）から7千円を控除して得た額を月額の上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。（助成金交付申請期間に1月に満たない端数日が生じる場合は、その端数日となる助成金交付申請期間については、控除額を1日当たり233円とした日割り計算による。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

23-07-1

補助金等名称	鳥取港振興会補助金
所管	交通政策課
当初予算（一般・特定）	7,125千円（一般）
補正予算	△3,500千円
最終予算	3,625千円
決算	2,920千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取港振興会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取港振興会（以下「振興会」という。）の鳥取港の利用を促進するための活動を支援することにより、地域産業・経済の発展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、国内及び海外で企業を対象に鳥取港のポートセールスを行う事業、情報収集及び調査研究並びに要望活動事業、広告宣伝事業、民間企業、関係団体等と懇談会を開催する事業、前各号に掲げる事業の実施に伴う事務局運営に要する経費に2分の1を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で市長が定める額とするものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

本補助金申請書に添付された時の令和6年度鳥取港振興会（以下「振興会」という。）歳入歳出予算書（案）補助金予算書の歳入の部には、負担金として55万円が計上されているが、変更承認申請書及び実績報告書に添付された予算書（変更後）、収支決算書では0円となり、摘要欄に「繰越剩余额があるため、会費徴収は行わなかった。」旨の記載があった。

本来、振興会の会員等に対する負担金（会費）の徴収を経常的に行い、振興会の運営の原資に充てられた上、不足分について本市が補助するのであれば、本補助金の交付目的も理解できるが、単年度会計で収支を組んでいるところ、繰越剩余额があるからといって、会員からの負担金を免除し、振興会が本市に対して負担金を控除しないままの経費を補助申請し、本市が申請額を交付するとなれば、振興会が会員等から徴収すべき負担金を市に負担させたことになる。

このことについて所管課は、「本補助金の交付の算定において、鳥取港振興会規約第22条に、「本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。」と定められており、この規定に基づき、収支予算において補助対象事業と明確に記載された事業のみ

に補助を行う取扱いとしている。」と回答しているが、これでは、本市の当該補助金交付要綱が鳥取港振興会規約の下位規則として運用されることになる。現状の処理を認めれば、他の任意団体等においても同様の決議を行えば、会費の不徴収・使途特定外の部分に対して本市が補助金を交付することになりかねない。従って、本市は、鳥取港振興会規約に則り正規の会費を毎年徴収するよう指導すべきであり、徴収した会費を運営経費へ充当した後の不足分について補助対象経費として処理すべきである。

24-01-1

補助金等名称	鳥取市リノベーション事業化推進補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	1,200千円（一般）
最終予算	1,200千円
決算	1,200千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市リノベーション事業化推進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中心市街地の遊休不動産活用、リノベーションの推進、地域のにぎわい及び景観の保全により地域を活性化させる観点から、遊休不動産でのイベントの実施や遊休不動産を活用し起業する事業者の事業化に向けた支援を目的としている。

本補助金の額は、次に記載しているそれぞれの補助対象経費の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に補助率を乗じて得た額と上限額のいずれか少ない額とする。

(1) イベント支援

中心市街地内の遊休不動産を活用して実施する回遊性や賑わいの向上に資するイベント等の経費で報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費（補助率3分の2、上限20万円）

(2) 事業化支援

事業化を行うための経費、建物の法適合費用、改修工事等に要する事業実施に係る経費、給排水設備、空調設備、電気設備及び内外装改修工事費用、用途変更する際の法令適合に必要な経費、補助対象者が自ら施工する場合の材料の購入費用、設計等費用、家財道具等の撤去処分費までに掲げる費用の合計額の2分の1を限度とする。

（補助率3分の2、上限1戸当たり100万円）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

「補助金等交付事務マニュアル（令和 3 年 4 月 1 日施行）」17「ポイント」において、「補助対象経費の支払いにクレジットカードを利用しポイントが付与された場合」についての記載が有り、補助対象経費にポイントが付与された場合、その部分については補助対象外経費になると示されている。このことについて所管課は「『ホテル』に対する『クレジット支払い』について、ポイントの確認は失念していた。」との回答であった。マニュアルに沿った適正な処理が行われていない。

【意見】

補助金申請者「P」と「P 実行委員会」の団体名について、「補助金等概算払申出書（以下、「申出書」という。）」には、「P」との名称が使用されているが、領収書や利用承諾確認書には、「P 実行委員会」の名称が使用されている。所管課によれば、「同一団体であることを口頭で確認している。」との回答であったが、実際の団体名を統一的に使用するよう、今後、「補助金等交付事務マニュアル」に従い指導を徹底することを提言する。

24-02-1

補助金等名称	鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	1,500 千円（一般）
最終予算	1,500 千円
決算	1,500 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項により組織された中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）に対し補助金を交付し、もって中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

本補助金は、人件費として、給与、賃金、一般管理費として、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、手数料、交際費（開店祝い花輪に係る経費に限る。）の額の内、人件費については 10 分の 10、一般管理費については 2 分の 1（ただし、市長が特に認めるものについては 10

分の 10) を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

24-02-2

補助金等名称	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	11,476 千円（一般）
最終予算	11,476 千円
決算	11,078 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織する一般財団法人鳥取開発公社及び鳥取商工会議所に対し、協議会の運営に要する経費を補助することにより、もって協議会の安定した運営と本市の中心市街地の活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、協議会の運営に要する経費で協議会を組織する団体ごとにそれぞれの団体の支弁に係る(1)人件費として、給与、報酬、謝金、保険料、共済費、(2)委託費として、専門人材による事業実施に係るもの、(3)一般管理費として、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、使用料及び賃借料、報償費、雑費、委託費とし、人件費及び委託費については 10 分の 10 を、一般管理費については 2 分の 1（ただし、市長が特に認めるものについては 10 分の 10）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

24-03-1

補助金等名称	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	2,000 千円（一般）
最終予算	2,000 千円
決算	1,970 千円
補助等団体数（実績）件数	10 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中心市街地の賑わい創出と活力の向上に資するイベントを開催する事業に対し補助することにより、中心市街地の集客の増加や地域コミュニティの充実を図るとともに、事業の企画立案等を通じた人材育成を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる補助事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費（補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。）の額とし、それぞれ補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 賑わい創出イベント開催事業（補助率 5 分の 4、上限 20 万円）
- (2) 市道駅前太平線賑わい空間活用事業（補助率 5 分の 4、上限 250 万円）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

24-04-1

補助金等名称	市民交流ホール運営補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	9,878 千円（一般）
最終予算	9,878 千円
決算	9,878 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市市民交流ホール運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）が、市民交流ホールを運営する経費に対し補助金を交付し、もって本市中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、運営者が行う市民交流ホールの管理運営に係る人件費（「補助率 10 分の 10」、共益費、事務管理費、保険料、租税公課、修繕費（ほかは補助率 5 分の 4）の合計額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

24-04-2

補助金等名称	市民交流ホール利用促進補助金
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	1,520 千円（一般）
最終予算	1,520 千円
決算	927 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市市民交流ホール利用促進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）を運営する者が、市民交流ホールの利用促進を図るため、市民活動等で利用する団体の市民ホール利用料金を減免したときに当該減免対象とした利用金額相当額に対し補助金を交付することで、本市中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、「本市内に事務所を有する団体が行う文化芸術活動、サテライトキャンパス等教育活動、身体障害者・要介護認定者等の社会参加活動、町内会・経済商工団体等の地域活動、その他市長が中心市街地の活性化に寄与すると認める市民活動等」で、運営者が減免対象とした利用料金相当額に 3 分の 2 を乗じて得た額以内で交付するものである。（減免した額が算定した補助金の額を下回るときは、減免した額が上限）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がさ

れていない。

24-05-1

補助金等名称	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 (太平線)
所管	まちなか未来創造課
当初予算（一般・特定）	2,000 千円（一般）
最終予算	2,000 千円
決算	2,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、中心市街地の賑わい創出と活力の向上に資するイベントを開催する事業に対し補助することにより、中心市街地の集客の増加や地域コミュニティの充実を図るとともに、事業の企画立案等を通じた人材育成を図ることを目的としている。

本補助金の額は、賑わい創出イベント開催事業及び市道駅前太平線賑わい空間活用事業に要する報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雜役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費の額（補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。）に 5 分の 4 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（上限あり）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

25-01-1

補助金等名称	殿ダム水源地域等対策事業補助金
所管	河川公園課
当初予算（一般・特定）	2,700 千円（特定）
最終予算	2,700 千円

決算	2,280 千円
補助等団体数（実績）件数	4 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	殿ダム水源地域等対策事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、殿ダム建設事業による地域への諸事情に配慮するため、地域及び集落等が行うまちづくり事業等に要する経費に対し、補助金を交付することにより、ダム周辺地域の発展と殿ダム建設事業の円滑な促進を図ることを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市国府町大茅地区及び成器地区の集落及び団体並びに殿ダム水源地域整備事業を促進する団体が、ダム周辺地域の発展と殿ダム建設事業の円滑な促進を図るための事業として、(1)生活環境整備対策事業、(2)集落等再建対策事業、(3)水源地域整備促進事業の実施に要する経費の額に、10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

補助金申請者 Q の構成員に対して、電話受付代や草刈り込み代（会長の名前あり）の支払がされていて、補助対象経費となっている。地域振興課の「令和 7 年度輝く中山間地域創出事業補助金募集要項」においては、対象経費となる例の報償費の備考欄に「団体の構成員に対する報酬・謝金は対象外とします。」また、委託料の備考欄には「草刈、施設管理など自分たちで出来る内容の委託は対象外です。」と記載されている。所管課では「実費弁償相当額の謝礼として支弁しているもので、適切な補助対象経費として認識しています。」との回答であったが、課によって、この項目の取扱いが異なることは公平性を失うことになり、本市全体の取扱いを統一すべきである。

【指摘 3】

補助金申請者 R の事業の実施期間の末日は令和 6 年 11 月 30 日であるにも関わらず、補助事業等実績報告書の提出が令和 7 年 3 月 31 日となっており、報告が遅延しているものと考える。更に、補助金の返還期限が令和 7 年 5 月 13 日となっているが、令和 6 年 7 月 24 日において 30 万円が概算払されている。令和 7 年 3 月 31 日付補助事業等報告書の収支決算書では 98,868 円しか支出されていない以上は、令和 6 年 11 月 30 日以後、速やかに報告させ、返還させる必要があった。

【意見】

補助金申請者 Q の補助対象経費の中に領収書の受取人及び支払人が、補助金申請者「Q」と同名になっているものがある。

（例示） 領収書 令和 6 年 10 月 31 日 20,000 円×2 回（音楽祭、ウォーキング大

会 テント借上げ代)

所管課においては、「受取人の『Q』は、いわゆる『まちづくり協議会』に位置付けられる団体であり、同名ではありますが、補助申請者及び支払者は、殿ダム水源地域活性化を目的として設立された団体であり、受取人とは異なる団体です。このことは、地域住民の従前からの慣習によるものであります。」との回答であったが、支払者と受取人が同名であることは誤解が生じやすく、今後は、それぞれの団体が、客観的に明確化されるよう、団体名の改称を勧めるなどを含め、当該団体はもとより、同様の案件があった場合には適切な指導を徹底するよう提言する。

25-02-1

補助金等名称	湖山池シーズンウォーク実施補助金
所管	河川公園課
当初予算（一般・特定）	1,500 千円（一般）
最終予算	1,500 千円
決算	1,500 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	湖山池シーズンウォーク実施補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、湖山池沿線を活用した湖山池シーズンウォーク（以下「シーズンウォーク」という。）の開催及び運営に要する経費を補助することにより、湖山池の情報発信や周辺地域の活性化を図ることを目的としている。

本補助金は、シーズンウォークの運営に要する経費のうち、会場設置費（仮設トイレ等）、印刷製本費（チラシ作製等）、広告宣伝費（参加者募集広報等）、委託料（交通誘導員、案内看板設置等の委託料）の経費の額に 10 分の 10 を乗じた額以内で算定し、予算の範囲以内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

26-01-1

補助金等名称	鳥取市除雪機械運転手育成支援事業費（直接補助）補助金
所管	道路課

当初予算（一般・特定）	1,650 千円（一般）
補正予算	470 千円
最終予算	2,120 千円
決算	2,105 千円
補助等団体数（実績）件数	13 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市除雪機械運転手育成支援事業費（直接補助）補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に補助率を乗じて得た額（上限あり）とし、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく車両系建設機械運転技能講習料（補助率 3 分の 1、上限 20 万円）
- (2) 公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく車両系建設機械運転技能講習料（補助率 2 分の 1、上限 20 万円）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

A 社から 3 名の申請のあった中で、Z 氏の大型及び大型特殊免許取得費用は 417,650 円（税抜）で、その 2 分の 1 である 208,000 円が本市からの補助金となっている。

当該補助金交付要綱別表には一人当たりの上限額が 20 万円と記されており、Z 氏に対する交付額は、8,000 円が過大となっている。この過大金額 8,000 円を含む 3 名分の補助金交付金額は 416,000 円であり、令和 6 年 7 月 31 日付で確定通知が発送されている。従って、当該交付要綱に則れば、Z 氏に係る補助金過大交付額 8,000 円の返還を求めるべきである。

補助金等名称	鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金
所管	建築指導課
当初予算（一般・特定）	126,037 千円（一般）
補正予算	△4,566 千円
最終予算	121,471 千円
決算	30,028 千円
補助等団体数（実績）件数	70 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物及びブロック塀の耐震化の促進を図ることにより、地震による倒壊等及び強風による瓦の飛散の災害を未然に防止し、市民の安全性を確保することを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる区分に応じて予算の範囲内で交付するものである。

(1) 耐震診断

補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額

(2) 耐震設計

住宅 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額

(3) 耐震改修

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるところにより算定した額（木造一戸建ての住宅にあっては 140 万円を限度とする。）

ア 木造一戸建ての住宅 補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額。ただし、令和 2 年度までに耐震設計の補助を受けたものについては補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額

イ 木造一戸建て以外の住宅で構造耐震指標 $Is < 0.6$ のもの補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額

(4) 建替え

要緊急安全確認大規模建築物で構造耐震指標 $Is < 0.6$ のもの補助対象経費に 100 分の 44.83 を乗じて得た額

(5) 除却

ア 要緊急安全確認大規模建築物で構造耐震指標 $Is < 0.6$ のもの補助対象経費に 100 分の 44.83 を乗じて得た額

イ 木造一戸建ての住宅 補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額

(5) ブロック塀耐震対策

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるところにより 算定した額

- ア 除却の場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（避難路沿いの危険ブロック塀は30万円、避難路沿い以外のものは15万円を限度とする。ただし、基礎を併せて除却する場合は、避難路沿いの危険ブロック塀は60万円、避難路沿い以外のものは30万円を限度とする。）
- イ フェンス等改修の場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（避難路沿いの危険ブロック塀は20万円、避難路沿い以外のものは10万円を限度とする。）

(6) 屋根瓦耐風対策

補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（ただし、552,000円を限度とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

27-02-1

補助金等名称	鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金
所管	建築指導課
当初予算（一般・特定） 補正予算 最終予算	2,584千円（一般） △1,549千円 1,035千円
決算	1,035千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域内（以下「特別警戒区域」という。）において自らが居住するための自宅及び避難所の新築、増築又は改築を行う者に対して必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、特別警戒区域内に居住する者の定住を支援することを目的としている。

本補助金の額は、住宅及び避難所の新築、増築又は改築のため構造基準を用いて強化した壁で、外壁を強化した場合は1m当たり5万9千円、外壁の外側に防護壁を設置した場合は1m当たり9万5千円で算出した経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（1戸当たり200万円を限度）

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

28-01-1

補助金等名称	鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金
所管	建築住宅課
当初予算（一般・特定）	15,728 千円（一般）
補正予算	△5,728 千円
最終予算	10,000 千円
決算	8,381 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条の規定に基づき設立された鳥取市土地開発公社（以下「公社」という。）が実施する住宅団地分譲事業の円滑な運営を推進し、もって住宅団地の分譲を促進することを目的としている。

本補助金の額は、公社が実施する青谷町望町団地の分譲事業に要する人件費（給料、法定福利費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料）、備品購入、報償金、委託料、使用料及び賃借料、分譲地の購入者及び利用者に対する支援金、土地の取得資金に係る借入金の利子、租税公課費、その他市長が適当と認める経費に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

29-01-1

補助金等名称	鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
--------	---------------------

所管	下水道経営課
当初予算（一般・特定）	3,739千円（一般・特定）
補正予算	△29千円
最終予算	3,710千円
決算	3,710千円
補助等団体数（実績）件数	4件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、生活排水対策を講じる必要がある地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者を財政的に支援することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

本補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用のうち、次に掲げる経費に相当する額とするものである。（ただし、当該交付要綱別表2に定める額を限度とする。）

- (1) 合併処理浄化槽本体の購入費及び設置工事費（流入、放流に係る管渠及びますに係る費用を除く。）
- (2) 合併処理浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費
- (3) 汚み取り及び単独処理浄化槽からの転換に附帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、浴室等からの排水に限る。）及びますの設置並びに住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費に限る。）
- (4) 単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去にかかる経費

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

30-01-1

補助金等名称	国府町フィッシングフェスタ実行委員会補助金
所管	国府町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,995千円（一般・特定）
補正予算	△238千円
最終予算	1,757千円

決算	1,757 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	国府町フィッシングフェスタ実行委員会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、殿ダムの PR 及び観光事業の健全なる進展を目的に組織されている国府町フィッシングフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、魚の放流に要する経費、会場設営費、事業運営費等の実行委員会の運営に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内において交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

補助事業等実績報告書上、収支決算書支出の部に「運営出店費（出店材料等）」が計上されているが、見合う収入の計上が認められることから、所管課に確認を行ったところ、「地元自治会等に飲食ブースでの出店依頼を行い、同出店、販売に係る材料費等を事業経費としたものの、販売収入については出店団体の活動資金等として、補助事業対象の実行委員会の収入とはしていない。」との回答であった。

イベントを盛り上げるための出店依頼であり、実行予算において、材料費の予算上限の設定はあったとしても、材料費等支出のみを補助対象経費とし、見合う収入を補助事業外とすることは、結果として販売収入の全部を出店団体に寄附したことと何ら変わらなくなるため、実行委員会の収入として計上しないのであれば、運営出店料の計算根拠を材料費とするのではなく、1 店一律いくらという様に、販売収入に連動しない経費に設定するなど、当該交付要綱の改正を提言する。

30-02-1

補助金等名称	万葉集朗唱の会開催事業補助金
所管	国府町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,500 千円（一般・特定）
最終予算	1,500 千円
決算	1,500 千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

文化芸術の各分野を包括する文化団体が主催して行う意欲的で創造的な活動で補助対象経費の2分の1以内（上限200万円）とし、1年度につき1回の補助事業に限り、予算の範囲内において交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

31-01-1

補助金等名称	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金
所管	福部町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	3,216千円（一般・特定）
補正予算	512千円
最終予算	3,728千円
決算	3,728千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、地域の魅力を活かした健康マラソンとして開催する鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会の開催に対し、補助金を交付することにより、広くらっきょうの里鳥取市のPRと参加者相互の親睦、健全なスポーツ活動の振興を図ることを目的としている。

本補助金は、鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会の実施に要する経費の額から参加料等の本補助金以外の収入金の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

32-01-1

補助金等名称	鳥取市河原町あゆ祭事業補助金
所管	河原町総合支所産業建設課
当初予算（一般・特定）	5,145 千円（一般・特定）
最終予算	5,145 千円
決算	5,145 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市補助金等交付規則 鳥取市河原町あゆ祭事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市河原町あゆ祭の実施に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市河原町あゆ祭の実施に要する経費（協賛金、負担金等の特定財源で充てられる額は除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

本補助金は、第 42 回鳥取市河原町あゆ祭に係る補助金であるが、交付申請時、花火関係費予算の計上がない状態で交付の決定が行われているにもかかわらず、実績報告書には、あゆ祭の行事として花火関係費の支出が認められた。当初の交付決定の段階において予算措置を行っておらず、事業内容の変更が行われたものと認められるが、交付決定後の事業内容の変更を行う場合、鳥取市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 9 条により補助事業等変更承認申請書を市長に提出の上、予めその承認を受ける必要があるにもかかわらず、所管課は、「花火」は補助対象経費外事業と認識を誤り、また補助対象事業者も同承認申請書の提出を怠っていた。

今後、規則・当該交付要綱に則った手続きが適切に行われるよう、補助対象事業者に対し補助金制度の周知徹底を行う必要がある。

33-01-1

補助金等名称	用瀬町ジゲおこし事業補助金
--------	---------------

所管	用瀬町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,654 千円（一般）
最終予算	1,654 千円
決算	1,626 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	用瀬町ジゲおこし事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、合併前の用瀬町の地域（以下「旧用瀬町地域」という。）において実施する用瀬町ジゲおこし事業に要する経費に対して補助することにより、当該地域の活性化、鳥取市の観光振興及びコミュニティの推進等に資することを目的としている。

本補助金の額は、用瀬町ジゲおこし実行委員会が用瀬町ジゲおこし事業として実施する次に掲げる事業の実施に要する経費及び当該事業の実施に係る実行委員会の会議費（食料費は、補助対象経費から除く）から当該事業に係る収入を除いた額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 地域の自然を活かした事業
- (2) 地域の施設等を活用した事業
- (3) その他地域の活性化に資する事業

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

34-01-1

補助金等名称	もちがせ流しひなマラニック大会補助金
所管	用瀬町総合支所産業建設課
当初予算（一般・特定）	2,000 千円（一般）
最終予算	2,000 千円
決算	2,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	もちがせ流しひなマラニック大会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、自分の体力に合わせて走ったり歩いたりをテーマに実施するもちがせ流

しひなマラニック大会に対し、補助金を交付することにより、市民相互の親睦と健全なスポーツ活動の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、もちがせ流しひなマラニック大会の実施に要する経費の額から寄附金等の本補助金以外の収入金の額に相当する額を控除した額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

34-02-1

補助金等名称	用瀬流しひな行事補助金
所管	用瀬町総合支所産業建設課
当初予算（一般・特定）	4,096 千円（一般・特定）
最終予算	4,096 千円
決算	4,096 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	用瀬流しひな行事補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、用瀬流しひな実行委員会（以下「委員会」という。）が用瀬町の貴重な文化・観光資源である流しひなをテーマとして実施する用瀬流しひな行事に対し補助することにより、観光客の誘致と伝統文化の継承を図り、もって本市の観光及び地域の振興に資することを目的としている。

本補助金の額は、委員会が実施する用瀬流しひな行事に要する経費の額から寄附金等の本補助金以外の収入金の額に相当する額を控除した額に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

本補助金の対象事業である「もちがせ流しひな行事」は、令和 6 年 4 月 11 日と令和 7 年 3 月 31 日の 2 回開催されている。そのうち、令和 7 年 3 月 31 日に実施された「もちがせ流しひな行事」について、実施報告書類の精査を行ったところ、「もちがせ流しひな行事」の一環である「お焚き上げ後始末、河原清掃作業」が令和 7 年 4 月 2 日に実

施されている事実が判明した。所管課においては、「令和7年度に実施している業務であり、令和6年度補助事業の実績報告書に掲載するべきではなかった。」との回答であったが、これは、別々の業務ではなく、令和7年3月31日に実施された流しひな行事の一連の業務であり、令和7年3月31日に実施された「もちがせ流しひな行事」全体が令和6年度の事業としては完了していないものと判断する。

【意見】

本補助金の算定にあたり、令和7年3月31日に実施された「もちがせ流しひな行事」は、令和6年度の補助対象外事業であり補助金が過大交付となっているといえるが、当該補助対象事業は、事業の実施時期が年度末直近となる特異性があることから、今後、年度末を超える経費であっても、20日以内に実施されるものは対象経費となるよう補助金交付要綱の見直しが行われることについて提言する。

35-01-1

補助金等名称	佐治ふるさと祭り事業補助金
所管	佐治町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,350千円（一般・特定）
最終予算	1,350千円
決算	1,350千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	佐治ふるさと祭り事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、農業振興事業の健全なる進展を目的に組織されている佐治ふるさと祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の農業の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、実行委員会の運営に要する経費（食糧費にかかる経費を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

36-01-1

補助金等名称	芸術によるまちづくり推進事業費補助金
所管	気高町総合支所地域振興課

当初予算（一般・特定）	1,000 千円（一般）
最終予算	1,000 千円
決算	1,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	芸術によるまちづくり推進事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、「芸術のまちづくり」を通して、地域の魅力発信、地域間交流、観光客や芸術家の誘致など、地域の活性化を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる経費の額（会費その他の収入は、経費の額から除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 事業実施に直接必要な経費（ワークショップ、映画制作、映画祭等）
- (2) アーティストの招へいに係る経費（滞在費、旅費及び報償費）
- (3) 地域とアーティストの連携による芸術事業の実施に係る経費（作品制作費、公演料、会場使用料、会場設営費等）
- (4) 広報に係る経費（印刷費、広告宣伝費及び郵送費）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

36-02-1

補助金等名称	貝がら節祭り事業補助金
所管	気高町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	3,977 千円（一般）
最終予算	3,977 千円
決算	3,977 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 貝がら節祭り事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、貝がら節祭りの実施に要する経費を補助することにより、観光客を誘致し、もって本市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、貝がら節祭りの実施に要する経費（食糧費及び宗教的行事に係る経費

及び寄附金等の特定財源を除く。)に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市気高町総合支所地域振興課に貝がら節祭り実行委員会の事務局が置かれている。

36-03-1

補助金等名称	貝がら節の郷づくり協議会補助金
所管	気高町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	2,213千円（一般）
最終予算	2,213千円
決算	2,213千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 貝がら節の郷づくり事業補助金交付委要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、「貝がら節」をキーワードにして気高地域の発展を目指す貝がら節の郷づくり事業に要する経費を補助することにより、鳥取西地域への観光客の誘致を促進し、もつて鳥取市の観光の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる貝がら節の郷づくり事業に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 貝がら節の保存と伝承及び関係資料の収集を図る事業
- (2) 浜村駅、宝木駅の利用率向上を図る事業
- (3) 文化・芸術のまちづくりに関する事業
- (4) 生姜と温泉と健康をテーマとする事業
- (5) その他鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市気高町総合支所地域振興課に貝がら節の郷づくり協議会の事務局が置かれている。

37-01-1

補助金等名称	鹿野町わったいな祭補助金
所管	鹿野町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,939千円（一般）
最終予算	1,939千円
決算	1,939千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鹿野町わったいな祭事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鹿野町わったいな祭事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の地域活性の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の経費として、報償費、旅費、需用費（ただし食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費から協賛金、負担金等の特定財源により充当されるものを控除したるものに10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 城下街なみ魅力P R事業
- (2) 農産物・特産物販売促進事業
- (3) 芸能発表、作品展示事業

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

37-02-1

補助金等名称	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（町民音楽祭開催費）
所管	鹿野町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	3,200千円（一般）
最終予算	3,200千円
決算	3,200千円

補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市文化芸術に関する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

38-01-1

補助金等名称	青谷地域活性化推進事業補助金
所管	青谷町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	1,130千円（一般）
最終予算	1,130千円
決算	1,130千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	青谷地域活性化推進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、青谷地域の豊富な地域資源である自然、魅力を次代に残すための地域づくり活動を行う団体に対し、その活動に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって青谷地域の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、事業の実施に要する経費の内、講師等専門家への謝金、旅費交通費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料、会場等借上料、原材料購入費、備品購入費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

青谷地域活性化推進事業として、青谷地域づくり連絡協議会の実施した青谷町物産販売促進活動は町内農業生産物をはじめとする青谷町の特産物をPR販売促進するイベントを開催するとともに、新たな商品開発などにより、生産者の収入、生産者意欲向上を目指し、青谷町の農業など産業の活性化を図ることを目的としており、令和6年度

事業において、U有限会社に依頼し、「いちごリキュール」を製造している。

当該「いちごリキュール」について、実績報告書を確認したところ、PR販売促進するイベントの開催・販売実績がないことから所管課へ確認したところ、「商品開発は行ったもののPR販売は行っておらず、現在、B会の倉庫で保管している。」ことが判明した。

本補助金の目的は上記のとおりであり、商品が保管状態では目的を達成しておらず、事業としては当該年度に終了したとは言えないことから、青谷町物産販売促進活動における経費は補助対象経費から除外した上で、補助金を算定すべきであった。

38-02-1

補助金等名称	青谷地域にぎわい創出事業補助金
所管	青谷町総合支所地域振興課
当初予算（一般・特定）	2,850千円（一般）
最終予算	2,850千円
決算	2,737千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	青谷地域にぎわい創出事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、青谷地域にぎわい創出事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と本市の地域活性の振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の実施に要する経費の額（協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 青谷因州和紙産地強化事業
- (2) 青谷ようこそ市場事業
- (3) 青谷上寺地遺跡利活用推進事業

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

39-01-1

補助金等名称	政務活動費交付金
所管	市議会事務局

当初予算（一般・特定）	11,520千円（一般）
最終予算	11,520千円
決算	8,632千円
補助等団体数（実績）件数	11件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例

① 補助金等の概要

この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、鳥取市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に属さない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的としている。

政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付するものである。

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

本交付金には、終期の設定はされていないが、「鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき交付される交付金であり、終期の設定には馴染まないものと判断した。

40-01-1

補助金等名称	鳥取県東部小学校教育研究会補助金
所管	学校教育課
当初予算（一般・特定）	833千円（一般）
最終予算	833千円
決算	833千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取県東部小学校教育研究会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取県東部小学校教育研究会（以下「研究会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することにより、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的としている。

本補助金の額は、研究会が実施する次に掲げる事業の実施に要する経費の内、報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、 使用料及び賃借料の額に 3 分の 1 を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。

(1) 教職員の指導力・実践力の向上

- (2) 教科に関する調査研究
- (3) 領域及び専門職に関する調査研究
- ② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【指摘 2】

補助対象者である鳥取県東部小学校教育研究会の令和 6 年度鳥取県東部小学校教育研究会補助金会計決算書の事業費の内訳に「研究発表校前年度補助費」として 40 万円が計上され、その備考欄には「次年度東部小教研指定研究発表校」との記載があり、「20 万円×2 校（米里小・音楽部）との記載があり、全額が補助対象経費となっている。この支出は、鳥取市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する間接補助金等に該当し、支出先の経費は、交付規則に則って処理される必要がある。間接補助先の支出状況を確認したところ、令和 6 年度においては、20 万円の一部のみが使用され、残りは預金に留保されている状況が確認された。所管課からは、「音楽部発表校へは年度ごとに支出されているため、当該年度の費用と判断しておりました。御指摘のとおり発表校では、2 か年で事業をする必要があるため、2 年間で決算しています。補助金に余剰が発生した場合は、返還を求めることがあります。」との回答があったが、交付規則に従い、間接補助金も年度ごとの支出のみを補助の対象経費とする必要がある。

40-01-2

補助金等名称	鳥取市中学校教育振興会補助金
所管	学校教育課
当初予算（一般・特定）	345 千円（一般）
最終予算	345 千円
決算	345 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中学校教育振興会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市中学校教育振興会（以下「振興会」という。）の行う事業に対し補助金を交付することにより、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的としている。

本補助金の額は、振興会が実施する中学校教科別研究事業、中学校非行化防止研究事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料の額に 2 分の 1 を乗じて算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

40-01-3

補助金等名称	鳥取市中学校文化事業補助金
所管	学校教育課
当初予算（一般・特定）	427千円（一般）
最終予算	427千円
決算	427千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中学校文化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助し、文化活動の充実・発展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じた経費の額に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 全日本吹奏楽コンクール中国大会又は同コンクール全国大会への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費（補助率2分の1）
- (2) 全国中学校総合文化祭への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費（補助率3分の1）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

40-01-4

補助金等名称	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金
所管	学校教育課
当初予算（一般・特定）	707千円（一般）
補正予算	△77千円
最終予算	630千円

決算	629 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助し、文化活動の充実・発展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じた経費の額に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 全日本吹奏楽コンクール中国大会又は同コンクール全国大会への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費（補助率 2 分の 1）
- (2) 全国中学校総合文化祭への 生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費（補助率 3 分の 1）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

40-01-5

補助金等名称	鳥取市中学校体育連盟補助金
所管	学校教育課
当初予算（一般・特定）	9,831 千円（一般）
最終予算	9,831 千円
決算	6,975 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	振興会補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって生徒の体育活動の健全な発展を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じた経費のうち、交通費経費から本補助金以外の他の補助金の額に相当する額を減じた額に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 鳥取県中学校総合体育大会（生徒の派遣に要する経費、補助率 3 分の 2）
- (2) 鳥取県中学校駅伝大会（生徒の派遣に要する経費、補助率 3 分の 2）

- (3) 鳥取県スポーツレクリエーション大会生徒の派遣に要する経費 3 分の 2)
- (4) 全国中学校体育大会（生徒の派遣に要する経費の内、交通費・宿泊費、補助率 2 分の 1)
- (5) 中国中学校体育大会（生徒の派遣に要する経費の内、交通費・宿泊費、補助率 2 分の 1）（大会開催費、補助率 10 分の 10）
- (6) 東部地区中学校体育（鳥取市負担金、補助率 10 分の 10）

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

41-01-1

補助金等名称	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金
所管	総合教育センター
当初予算（一般・特定）	5,172 千円（特定）
補正予算	1,656 千円
最終予算	6,828 千円
決算	5,631 千円
補助等団体数（実績）件数	73 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内の義務教育段階にある児童生徒が、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者の負担軽減を図ることを目的としている。

本補助金の額は、義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する通所費、通所に係る交通費、実習費等の経費に 10 分の 10 を乗じて得た額以下を、予算の範囲内で交付するものである。（上限は、通所費（定期的に支払う定額分は、児童生徒 1 人あたり月額 13,200 円、交通費・実習費は、小学生 1 人あたり月額 3,000 円、中学生 1 人あたり月額 6,000 円とする。）

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

42-01-1

補助金等名称	遠距離等通学費補助金（小学校）
所管	学校保健給食課
当初予算（一般・特定）	13,550千円（一般）
最終予算	13,550千円
決算	12,197千円
補助等団体数（実績）件数	463件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市遠距離等通学費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、遠距離、通学上の地勢的危険等の要因により、バス若しくはJR又は自家用車により通学する鳥取市立小学校の児童、鳥取市立中学校の生徒又は鳥取市立義務教育学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、その通学費用を補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱第6条の表に掲げる区分に応じて、同表の算定方法に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

42-02-1

補助金等名称	遠距離等通学費補助金（中学校）
所管	学校保健給食課
当初予算（一般・特定）	7,165千円（一般）
最終予算	7,165千円
決算	5,806千円
補助等団体数（実績）件数	89件

根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市遠距離等通学費補助金交付要綱
-----------------	-------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、遠距離、通学上の地勢的危険等の要因により、バス若しくはJR又は自家用車により通学する鳥取市立小学校の児童、鳥取市立中学校の生徒又は鳥取市立義務教育学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、その通学費用を補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを目的としている。

本補助金の額は、当該交付要綱第6条の表に掲げる区分に応じて、同表の算定方法に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

42-03-1

補助金等名称	学校給食物資調達業務運営費補助金
所管	学校保健給食課
当初予算（一般・特定）	14,174千円（一般）
最終予算	14,174千円
決算	14,174千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市学校給食物資調達業務運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、市内小・中・義務教育学校における給食用物資の需要を取りまとめ、生産流通情報の的確な把握のもとに、良質な物資を計画的、合理的、かつ、経済的に購入する体制を整備し、物資の総合的、一元的な調達を図り、学校給食の食事内容の向上と給食費の軽減の要請にこたえるために行う事業の円滑な実施を促進し、以て安全・安心な学校給食の提供の継続を図ることを目的としている。

本補助金の額は、次に掲げる事業の実施に要する報酬、給与、賞与、退職給付、福利厚生費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、賃借料、保険料、諸謝費、租税公課、支払負担金、手数料及び管理諸費の経費の内、補助対象事業を実施する年度の4月1日以降に支出した経費に10分の10を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交

付するものである。

- (1) 学校給食における食育の普及・啓発
 - (2) 安全・安心な学校給食用物資の安定供給
 - (3) その他第2条の目的を達成するために市長が必要と認める事業
- ② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-01-1

補助金等名称	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	61,064千円（一般）
最終予算	61,064千円
決算	61,030千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、教育文化福祉施設の設置運営及び受託運営を行う一般財団法人鳥取市教育福祉振興会（以下「振興会」という。）に対し補助金を交付し、もって教育文化の振興と住民福祉の増進に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、当該年度において振興会が行う運営に要する経費（施設使用料等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-02-1

補助金等名称	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金（協働のまちづくり一括交付助成事業）
所管	生涯学習・スポーツ課

当初予算（一般・特定）	6,788千円（一般）
最終予算	6,788千円
決算	6,787千円
補助等団体数（実績）件数	14件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、地域運営組織を組織する団体の活動及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

本交付金の額は、別表で定めるところにより、交付対象事業に係る交付対象経費に交付率を乗じて得た額以内で算定し、限度額及び予算の範囲内で交付する。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-03-1

補助金等名称	青少年育成鳥取市民会議運営費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	1,900千円（一般）
最終予算	1,900千円
決算	1,700千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	地方公務員法 青少年育成鳥取市民会議運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、地域における青少年の非行防止や環境浄化等を推進し、青少年のための明るいまちづくりを実現するための活動を行う、青少年育成鳥取市民会議（以下「市民会議」という。）に対し、補助金を交付し、もって本市の青少年問題の解決を図ることを目的としている。

本補助金の額は、市民会議の運営に要する報償費（報償費、謝金等）、需用費（消耗品費、燃料費等）、役務費（郵便、電信電話料等）、委託料（委託費等）、補助金（助成金等）、その他市長が特に必要と認める経費に10分の10を乗じて得た額（以内で算定し、予算

の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【意見】

第3章第2(1)総論のエに記載のとおり、本市に青少年育成鳥取市民会議の事務局が置かれている。

43-03-2

補助金等名称	鳥取市青少年伝統芸能等承継活動支援事業費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定） 最終予算	41-03-1に掲載 41-03-1に掲載
決算	200千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市青少年伝統芸能等承継活動支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市の子どもたちが伝統芸能の継承・保存活動（以下「継承活動等」という。）のため地域の伝統行事や祭りに参加する事業を行い、子どもたちの地域への誇りと連帯感を深めるとともに、次代の本市を発展させる主役となって活躍する人づくりを進めることを目的としている。

本補助金の額は、継承活動等の実施に要する経費の内、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金（ただし、食糧費、役員報酬及び接待費は除く。）の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-04-1

補助金等名称	鳥取市体育協会運営費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	24,355 千円（一般・特定）
最終予算	24,355 千円
決算	14,101 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市体育協会運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、アマチュアスポーツの普及発展とスポーツ人口の拡大に努めるため、スポーツ関係機関・団体等との連携のもとスポーツに関する施策の企画及び運営を行う鳥取市体育協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付し、もってスポーツの振興と住民の健康増進に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、当該年度において協会が行うスポーツに関する施策の企画及び運営に要する経費（会費等の特定財源を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

43-04-2

補助金等名称	鳥取市地域体育会連合会運営費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	41-04-1 に掲載
最終予算	41-04-1 に掲載
決算	7,929 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市地域体育会連合会運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、地域における市民相互の親睦と健全なスポーツレクリエーション活動の

振興を図る鳥取市地域体育会連合会（以下「連合会」という。）に対し補助金を交付し、もって地域社会体育の発展に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、当該年度において連合会の運営に要する経費（会費等の特定財源を除く。）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1) 総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

43-05-1

補助金等名称	鳥取市小中学校スポーツ全国大会等出場補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	2,508 千円（特定）
最終予算	2,508 千円
決算	2,499 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市小中学校スポーツ全国大会等出場補助金

① 補助金等の概要

本補助金は、小中学生スポーツの全国大会等への出場経費を補助し、児童生徒の社会体育活動の健全な発展を図ることを目的としている。

本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市スポーツ協会で、本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小中学生を対象とした次のいずれにも該当するスポーツ全国大会等（以下「大会」という。）に選手等（小学校、中学校及び義務教育学校に通学する市内在住の児童生徒からなる大会登録選手並びに当該大会要項等に基づく監督、コーチ、マネージャー）を派遣する事業である。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する団体が主催する大会であること。
- イ 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する団体が派遣を決定した大会であること。
- ウ その他ア又はイに準ずる大会として市長が認める大会であること。

(2) 大会開催要項等に位置付けられた県単位以上の予選会を有する大会であること。

本補助金の額は、補助対象事業に要する交通費及び宿泊費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額（1 大会につき 1 万円を限度）、選手又はその所属する団体が指定する口座への振込手数料の額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-06-1

補助金等名称	鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	2,000千円（一般）
補正予算	△1,000千円
最終予算	1,000千円
決算	1,000千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市麒麟のまちスポーツ振興事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、スポーツの多様化が進み、本市が主催する既存の大会では、対応しきれない競技種目が増えている現状に鑑み、本市内で開催され、麒麟のまち圏域内から参加者を募るスポーツ大会及びイベント（以下「大会等」という。）に要する経費の一部を補助することで、多種多様なスポーツに市民が親しむ機会の創出を支援し、もって麒麟のまち圏域内のスポーツの振興を図ることを目的としている。

本補助金の額は、補助事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費（食糧費は含まない。）の経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）の額に5分の4を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものである。（上限あり）

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

43-07-1

補助金等名称	鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	450 千円（一般）
補正予算	△198 千円
最終予算	252 千円
決算	252 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムにおいてガイナーレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業について補助することにより、当該スタジアムの利用促進と観客の満足度の向上を図ることを目的としている。

② 監査の結果

【指摘 1】

第 3 章第 2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

43-07-2

補助金等名称	鳥取市街なか駐車場サポーター利用促進事業補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	192 千円（一般）
最終予算	192 千円
決算	192 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市街なか駐車場サポーター利用促進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムにおいてガイナーレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業について補助することにより、

当該スタジアムの利用促進と観客の満足度の向上を図ることを目的としている。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のアに記載のとおり、「補助金カルテ」が未作成である。

【指摘 2】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘 3】

鳥取市街なか駐車場サポーター利用促進補助金取支決算書の（支出の部）において、鳥取駅前駐車場の無料駐車サービス券購入額が200,600円となっているが、有限会社Cが発行している鳥取駅前駐車場無料駐車サービス券購入額の請求書（令和7年3月12日付）には税込合計金額は160,000円となっている。

補助金対象経費の額が間違っているにもかかわらず、令和7年3月31日の検査復命書では、結果が「合格」となっている。結果的に、再計算しても補助金の額に変更がなかつたことではあるが、検査が杜撰といえる。今後、このような事案が発生しないよう、厳格な検査の実施を要請する。

43-07-3

補助金等名称	バードスタジアムおもてなし向上事業補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	1,422千円（一般）
最終予算	1,422千円
決算	1,422千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	バードスタジアムおもてなし向上事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムにおいてガイナーレ鳥取のホームゲーム実施時にサポーターのおもてなしに関連する事業について補助することにより、当該スタジアムの利用促進と観客の満足度の向上を図ることを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市営サッカー場バードスタジアムで開催されるガイナーレ鳥取のホームゲームにおけるサポーターのおもてなしに係る体制を整備する事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘 1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

補助金申請者Dは、一般課税事業者であり補助対象経費について消費税等の額を控除した金額で補助金を算定する必要があり、過大となった補助金の返還を求めるべきである。

43-08-1

補助金等名称	令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会運営費補助金
所管	生涯学習・スポーツ課
当初予算（一般・特定）	1,405千円（一般）
最終予算	1,405千円
決算	356千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	

① 補助金等の概要

本補助金は、令和7年度に本市及び八頭町で開催される全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の競技の開催に関し、大会に必要な準備を行うための経費を令和7年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会に補助することにより、大会の総括的運営に当たらせることを目的としている。

② 監査の結果

【指摘・意見なし】

本補助金には、終期の設定はされていないが、1年限りの補助金であることから終期の設定には馴染まないものと判断した。

44-01-1

補助金等名称	史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助金
所管	文化財課
当初予算（一般・特定）	10,206千円（一般）
補正予算	△1,432千円
最終予算	8,774千円
決算	7,564千円
補助等団体数（実績）件数	1件

根拠となる法令等及び交付要綱等	史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助金交付要綱
-----------------	------------------------

① 補助金等の概要

本補助金は、史跡鳥取藩主池田家墓所の管理運営に要する経費及びその保存活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的としている。

本補助金の額は、補助対象経費の額から本補助金以外の補助金（国庫補助金・県補助金）を除いた額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

- (1) 史跡鳥取藩主池田家墓所内の管理運営及び保護啓発に関する事業の対象経費のうち、報酬（手当含む）、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金
- (2) 史跡鳥取藩主池田家墓所内の保存修理工事等にかかる史跡の保存及び活用に関する事業（史跡整備等に係る国庫補助金の交付要項に準じるものに限る。）の対象経費のうち、報酬（手当含む）、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

44-02-1

補助金等名称	文化財の保存及び保護に関する補助金
所管	文化財課
当初予算（一般・特定）	12,798千円（一般）
補正予算	△1,836千円
最終予算	11,142千円
決算	10,955千円
補助等団体数（実績）件数	28件
根拠となる法令等及び交付要綱等	文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、本市に所在する文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的としている。

本補助金の額は、下表の補助対象経費の額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。）に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。（ただし、下表(3)の経費については、20万円を限度とし、下表(4)の経費に

については、5万円を限度とする。)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(1) 指定文化財の保存修理事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費
(2) 指定文化財の管理事業	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
(3) 指定文化財、登録文化財又は未指定文化財等の保護啓発を目的として行う研修会等	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除くが、講師等に対するものは対象とする。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
(4) 登録文化財への登録申請	該当事業を行う個人・団体	報償費、需用費（食糧費は除く。）委託料
(5) 登録文化財の国庫補助事業対象事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費

② 監査の結果

【指摘1】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

【指摘2】

第3章第2(1)総論のウに記載のとおり、「補助金等に効果目標の設定」がされていない。

44-03-1

補助金等名称	鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営補助金
所管	文化財課

当初予算（一般・特定）	2,604千円（一般）
最終予算	2,604千円
決算	2,604千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営に要する経費に対し補助金を交付し、もって埋蔵文化財の調査・保護を推進することを目的としている。

本補助金の額は、鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営に係る人件費（給与・賃金、期末手当、勤勉手当、通勤手当、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、労働保険料、雇用保険料）の額に10分10で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第3章第2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限3年）の設定」がされていない。

44-04-1

補助金等名称	公益財団法人鳥取市文化財団事務局運営補助金
所管	文化財課
当初予算（一般・特定）	39,913千円（一般）
最終予算	39,913千円
決算	37,176千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等及び交付要綱等	公益財団法人鳥取市文化財団事務局運営補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本補助金は、鳥取市に關係した文化・観光・産業に関する資料及び文化財の調査、研究、収集、保存及び公開を行うとともに教育普及啓発を行い、もって郷土愛醸成を図ることを目的に組織されている公益財団法人鳥取市文化財団（以下「財団」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の文化の発展及び地域の振興に寄与することを目的としている。

本補助金の額は、財団の運営に要する経費で人件費、事務費、施設管理費等のうち市長が認める経費（本補助金以外の収入を除く）に 10 分の 10 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付するものである。

② 監査の結果

【指摘】

第 3 章第 2(1)総論のイに記載のとおり、「補助金等に終期（上限 3 年）の設定」がされていない。

【意見】

本補助金の計算上、交際費が補助対象経費に含まれている。交際費は、適正化方針「2 経済性」において、原則、補助対象外経費と規定されている。所管課において、「本補助金要綱の第 3 条では、『本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する運営に要する経費で人件費、事務費、施設管理費等のうち市長が認めるものとする。』と記載されており、そのうち慶弔費・懇親会参加費等を「交際費」として「市長が認めるもの」としています。交際費は他団体等との交流や慶弔に使われており、当補助金の交付目的に沿ったものであり補助金として支出しています。」との回答があった。回答の趣旨は理解したが、交際費についてあえて「適正化方針」とは異なる見解をし、「市長が認めるものと」とすることについては、今後、当該補助要綱の見直しを行うことを提言する。